

令和 2 年度マネジメントレビューについて（第 2 回）

令和 3 年 3 月 1 0 日
原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

令和 3 年 3 月 3 日の第 6 1 回原子力規制委員会において原子力規制庁が報告した「令和 2 年度マネジメントレビューについて」を踏まえ、原子力規制委員会としてマネジメントレビューを実施していただく。

2. 各委員からのコメント

各委員からのコメントについては別添のとおり。

3. 今後の対応

マネジメントレビューの結果を令和 3 年度重点計画及びマネジメントシステムに反映する。

〈資料一覧〉

別添 各委員からのコメント

参考資料 令和 3 年 3 月 3 日 第 6 1 回原子力規制委員会資料 2

マネジメントレビューについてのコメント

田中 知

令和 2 年度マネジメントレビューについてマネジメント委員会での審議結果は概ね妥当なものとする。その上で、次年度以降さらに改善を検討すべきと考えられる点について以下に示す。

1. 核燃料施設等の審査関係

- ・グレーデッドアプローチを適用した種々の核燃料施設等の審査等の経験を踏まえて全体的な考え方をまとめる。

2. 検査関係

- ・今年度の運用経験や、検査官会議、検査制度意見交換会などを踏まえて、今後改善すべき点を明らかにして実行する。
- ・核燃料施設等の検査関係についてはマニュアルの整備や重要度評価の考え方の整備を進める。

3. 放射性廃棄物関係

- ・中深度処分、ウラン廃棄物の規則等の検討は進んでいるが、あと残っている放射性廃棄物に対する検討スケジュールを作成し、検討を開始する。

4. 安全研究

- ・研究職員のキャリアパスを明確にする。

5. 核セキュリティ、保障措置関係

- ・令和 2 年度の検査等の経験を踏まえ改善を進める。
- ・核セキュリティ文化の研修を実効的に行う。

6. 職員の確保と育成

- ・将来必要となる業務内容を見通した人材確保と育成を図る。

7. 安全文化の育成・維持関連

- ・職員へのアンケート及びインタビューで、今後の改善につながる重要なメッセージが多い。重要なものを深掘りしその対策を考える。例えば、物理的執務環境、人員、原子力規制事務所関係、30 歳代職員の懸念、指導・育成不足、部門横断型情報共有、

キャリアプランの未提示等。

8. 東京電力福島第一原子力発電所廃炉関係

廃棄物の処理及び分析棟の運用に遅れが出ているところ、遅れがでないように実施状況を監視するとともに必要な助言を行う。

(以上)

1. 全体について

本年度のマネジメントレビューについては、様々な項目について数値を実施した点は高く評価できる。今後も継続的に実施し、経年変化を調査、分析していくことを期待する。

マネジメントレビューについての内容には、異存は無いが、3. 評価、4. 今後の対応については、あまりに漠然とした記述なので、次年度以降は、出来ればより具体的な評価、対応について記載しても良いのではないかと考える。

新型コロナウイルス感染症への緊急対応が求められる中、様々な業務への規制庁の対応については迅速かつ適切であったと考えられる、その結果が業務全体に渡っていたと考えられる。特に、審査会合や検討会など対面会議からオンラインにスムーズに移行し、加えて、在宅勤務についても様々な部署で大きな問題無く進められてことは、本年度特筆すべきことであろう。

技術・経験の伝承が今後ますます困難になって行くと思われる。本年度は、幹部と職員、職員間の対話の促進への様々な取り組みがなされたのは大変良かったと思う。今後も対話の促進と、本年度出た様々な提案については実現する方向で検討して頂きたい。

マネジメントシステムを継続的に改善することにより規制庁が設立当時の初心を忘れない組織であり続けること、更に進化していくことを期待する。そのためには、レビュー結果についての分析、対応のサイクルが確実に遂行されていくことが必要であると考えます。

2. 個別の事項

マネジメントは「人を生かし組織を強くすること」であるので、マネジメントレビューの中で業務が計画通り達成できたかも重要であるが、人材がどう生かされたか、きっちり育成できたも大切である。加えて、規制庁では従来の行政機関に求められてきたメンバーシップ型人材（ジェネラリスト）からジョブ型人材（エキスパート）へと育成方針を変革する時期にあるのではないかと感じている。

2. 1 達成状況の評価指標について

指標の選び方、指標の定量的評価については、昨年度も指摘したとおり長期的に改善を進めていって欲しい。特に、規制の厳正かつ適切な実施、人材基盤の構築など現在の指標とは異なる他の指標の選択や定量表現などもあると考えるが、少しずつ改善は見られる。

2. 2 人材育成について

色々な項目で次年度取り組みの方向性の中で人材育成について計画が上がっているが、規制庁内で実施した様々なアンケート結果などを総合的に分析し、組織運営に利用していくようお願いしたい。具体的には、若手の人材育成、満足度の向上など具体的な方策を提案、実行し、年度末の指標の変化を見るなど改善対策の有効性を評価して欲しい。職員のキャリアアップ、キャリアチェンジへの様々な配慮が必要であり、次年度計画の中で対応して頂きたい。項目により取るべき方策は異なると予想されるが、若手の育成は将来の規制庁の強さ（原子力の安全を真に考え、第一にする組織）の原動力となるので、重点計画の鍵となると思う。

2. 3 内部監査について

内部監査の手法は組織の改善に良く機能している、グッドプラクティスを上げている所は職員の業務改善意欲が増すと考える。良い取り組みだけに監査対象が4カ所と少ないのは残念であり、オンラインインタビューなどを取り入れることなどで対象件数を出来るだけ増やして、業務改善につなげていって欲しい。

令和2年度マネジメントレビューに関するコメント

伴 信彦

令和2年度のマネジメントレビューは様々な情報に基づいて評価を実施しており、従前よりも充実したものとなっている。概ね妥当な内容と考えるが、一部の項目の評価における不明点と、次年度の取り組みにおいて留意すべき事項を以下に列挙する。

評価について

- 「令和2年度重点計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性」PDCA 管理番号 5.(3)の中の「施設敷地緊急事態の段階で避難を実施しなければならない対象者をより明確化するための検討」とは、具体的に何を指すのか。
- 情報システムへの不正侵入とその後の対応については、いつどのような形で評価を行うのか。

次年度の方向性について

- 安全文化のみならず、核セキュリティ文化の醸成・維持のために具体的に何ができるか、検討すべきではないか。
- 職員へのアンケート及びインタビュー調査は重要であり、今後も両者を組み合わせて実施することが望ましい。経年的な変化を把握するために調査項目をある程度固定すべきである一方、形骸化を防ぐために新たな調査手法を適宜取り入れることも必要である。
- 調査結果が示唆する課題(e.g. 若手職員の負担感・不安)については、必要に応じて原因を深掘りした上で、対策を講じるべきである。

令和2年度マネジメントレビューに関するコメント

原子力規制委員会 委員 石渡 明

1.

達成状況が S 評価になっている福島第一発電所の事故原因調査については、大部の報告書も準備されており、成果の報道発表もなされていて、妥当な評価だと思う。しかし、もう一つの S 評価である危機管理体制の整備・運用は、担当職員の緊急時対応業務に従事する割合が業務全体の 5% という目標に対し、概算で 7% を達成したから S 評価というのはどうも違和感がある。

例えば本年 2 月 13 日の福島県沖地震の際の対応などを見ても、危機管理体制が十分であるとは思えない。この S 評価は A 評価にした方がよいと思う。

2.

資料別添 3 の「内部監査の実施状況について」を見ると、熊取原子力規制事務所の「所員の年齢が全員 60 歳以上」と書いてある。規制業務を将来にわたって円滑に継続していくためには、各職場の職員の年齢構成の適正化をはかる必要があると思う。

以上

令和2年度マネジメントレビューについて

令和3年3月3日

原子力規制庁

1. 趣旨

原子力規制委員会マネジメント規程第40条に基づくマネジメントレビューに資するため、マネジメントシステムの実施状況及びその有効性について、原子力規制庁及び原子力安全人材育成センターの幹部職員により構成されるマネジメント委員会において審議した結果を報告するもの。

2. 評価に用いた情報

(1) 令和2年度重点計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性¹ (別添1)

原子力規制委員会の5つの施策及び目標(定量指標・定性指標)について以下のとおり評価を行った。

1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実
(定量指標・定性指標の評価) 8件中 S:0件 A:6件 B:2件 C:0件
(総括的评价) 相当程度進展あり B
2. 原子力規制の厳正かつ適正な実施と技術基盤の強化
(定量指標・定性指標の評価) 7件中 S:0件 A:7件 B:0件 C:0件
(総括的评价) 目標達成 A
3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施
(定量指標・定性指標の評価) 4件中 S:0件 A:4件 B:0件 C:0件
(総括的评价) 目標達成 A
4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明
(定量指標・定性指標の評価) 5件中 S:1件 A:4件 B:0件 C:0件
(総括的评价) 目標達成 A
5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施
(定量指標・定性指標の評価) 8件中 S:1件 A:4件 B:3件 C:0件
(総括的评价) 相当程度進展あり B

¹ 評価区分

目標超過達成(S): 全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの。

目標達成(A): 全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの。

相当程度進展あり(B): 一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの。

進展が大きくない又は未達成(C): 一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要したと考えられるもの。

なお、今回から「投入人員（人）」について新たに記載することとし、（別添1）の（別紙）として記載する。

（2）マネジメントシステムの継続的な改善及び安全文化の育成・維持に係る施策の実施状況について

① マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画（令和2年7月15日原子力規制委員会決定。以下「行動計画」という。）の実施状況（別添2）

行動計画に基づいて、マネジメントシステムの継続的改善及び原子力安全文化の育成・維持を図るための活動を実施した。

主な実施事項は以下のとおり。

[マネジメントシステムの継続的改善]

- ・ 主要プロセスを決定し、主要プロセスのマニュアルの作成を開始
- ・ 業務への資源の投入の状況とそれによる成果を把握する取組を開始

[安全文化の育成・維持]

- ・ 委員と職員との対話
- ・ 伴委員による原子力安全文化に関するセミナー
- ・ 職員へのアンケート及びインタビュー

② マネジメントシステム内部監査の実施状況（別添3）

原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、核燃料廃棄物研究部門、研究炉等審査部門、熊取原子力規制事務所及び玄海原子力規制事務所に対し、マネジメントシステム内部監査を実施した。

その結果、要改善事項及び改善が望ましい事項は無く、良好事例を3件抽出した。

③ 要改善事項及び是正処置等に係る活動の実施状況

原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、要改善事項及び是正処置の管理に基づく業務の改善を実施した。今年度（令和3年3月2日まで）における新規要改善事項の報告件数は、14件であった。

主な要改善事項は以下のとおり。

- ・ 施設検査に関する面談に係る議事要旨の原子力規制委員会ホームページへの掲載遅延について
 - ・ メール誤送信による個人情報等の漏えいについて
 - ・ 施行済みの核燃料輸送物設計承認書及び容器承認書の誤記について
 - ・ 原子力規制委員会ネットワークシステムへの不正アクセスについて
- 14件中9件については、必要な是正処置を完了しており、残りの案件につ

いても現在是正処置に必要な対応を検討・実施しているところ。

また、昨年度までに報告があった要改善事項について整理・分析し、その発生原因と是正処置を取りまとめ、庁内イントラネットにおいて周知しているところ。分析の結果、手続の不備や文書管理の不備などの不適合事象が多い傾向にあることがわかった。（別添4）

さらに、平成28年度に定めた原子力規制委員会マネジメントシステム改善ロードマップに基づいて実施してきた職員個人からの改善提案について今年度も引き続き実施した。

今年度における新規改善提案は、原子力規制事務所の物品調達・管理の一元化及び調達事務の合理化に係る提案など3件であり、担当部署において対応方針を検討しているところ。

（3）IRRS ミッション指摘事項への対応状況（別添5）

令和2年3月11日の原子力規制委員会において、国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS）フォローアップミッション後の対応について、各課題の対応状況については、原子力規制委員会マネジメントシステムに基づく年度重点計画の評価等によって確認し、原子力規制委員会に報告することとなったことに伴い、本マネジメントレビューにおいて報告するもの。

IRRS ミッションでは、平成28年のイニシャルミッションで26の勧告・提言が出されており、令和2年のフォローアップミッションにおいて、11の勧告・提言が完了、11の勧告・提言が条件付きで完了、4の勧告・提言が未了と評価された。また、新たに6の勧告・提言が出された。

原子力規制庁内で勧告・提言への対応状況をフォローアップした結果、完了とされたものを除く21の勧告・提言のうち、今年度新たに10の勧告・提言の対応が完了しており、来年度には残るすべての勧告・提言について対応が完了する予定であることが確認された。今年度新たに完了した主な項目は以下のとおり。

- ・検査制度見直し（勧告9）
- ・輸送設計承認書の記載事項の見直し（フォローアップ勧告2）

3. 評価

2. の情報を用いて、マネジメントシステムの実施状況及びその有効性を評価した結果は以下のとおり。

- （1）重点計画に基づいた業務の実施については、概ね計画どおり進めることができていると認められる。また、次年度の取組の方向性についても適切に抽出で

きていると認められる。

(2) ①行動計画について

行動計画に基づき、マネジメントシステムの継続的改善及び原子力安全文化の育成・維持に係る取組みが開始され、着実に進められていると認められる。

②マネジメントシステム内部監査について

知識情報の共有や進捗状況の管理など業務効率の向上のための取組みや原子力安全文化の勉強会の実施などの良好事例が確認され、業務効率の向上や安全文化の育成・維持が図られていると認められる。

③要改善事項及び是正処置等について

ホームページへの掲載漏れやメールの誤送信等業務プロセスが明確化されていないため、ケアレスミスが比較的多く発生している傾向が見られたものの、必要な改善活動が進められていると認められる。

(3) IRRS フォローアップミッション指摘事項への対応については、各課題への対応が概ね予定通り進捗していると認められる。

4. 今後の対応

マネジメントシステムの実施状況及びその有効性の評価を踏まえた今後の対応は、以下のとおり。

(1) マネジメントシステム及びそのプロセス等の改善

行動計画に基づき令和3年度の活動を進めるとともにマネジメントシステムの組織全体の定着化を進める。

(2) 個別の業務の改善

要改善事項内容別発生状況の資料を組織内に周知しているところであり、今年度新たに報告された要改善事項の事案を資料に加え、再発防止策を進めるとともに、引き続き、要改善事項に係る活動を実施し業務の改善を進める。

(3) 必要な資源

重点計画に基づいた業務が概ね計画どおり進められていることから、組織全体としては資源の著しい不足は生じていないと考えられるが、引き続き本庁、原子力規制事務所等の業務の実態を把握し、組織構成及び人員配置等の資源配分が適切に実施されるよう不断の見直しを進める。

<参考> 原子力規制委員会マネジメント規程（抜粋）

第40条 原子力規制委員会は、マネジメントシステムの実施状況及びその有効性を評価するためのマネジメントレビューを毎年度定期的実施する。ただし、マネジメントシステムについて重大な問題が発生する場合その他の特に必要とされる場合は、臨時にマネジメントレビューを実施し、マネジメントシステムの見直しを行

うことができるものとする。

- 2 原子力規制委員会は、年度重点計画の達成状況その他マネジメントシステムの評価に資する情報について審議することにより、マネジメントレビューを実施するものとする。
- 3 原子力規制委員会は、マネジメントレビューの結果を踏まえ、長官及び原子力安全人材育成センター所長に指示することにより、次の各号の全てを含むマネジメントシステムの見直しの結果を次年度の年度重点計画の作成に反映させるものとする。
 - 一 マネジメントシステム及びそのプロセス等の改善
 - 二 個別の業務の改善
 - 三 必要な資源

〈添付資料〉

- 別添 1 令和2年度重点計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性
 - 別紙 施策目標ごとの投入人員についての分析
- 別添 2 令和2年度のマネジメントシステム及び安全文化に関する行動計画の策定及びその実施状況
 - 別紙 アンケートの実施結果及びインタビューでの代表的なコメント例
- 別添 3 令和2年度のマネジメントシステム内部監査の実施状況
- 別添 4 要改善事項内容別発生状況
- 別添 5 IRRS ミッション指摘事項への対応状況

令和2年度重点計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性

施策名		1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実						測定指標の選定理由及び年度ごとの実績値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
目標(定量指標)		評価の視点(Plan)		年度ごとの目標値					
				年度ごとの実績値(Do)					
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
1	原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践(会議等の公開割合) 【PDCA管理番号:1.(1).】	・原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたか。	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたかを目標とする。	A
2	原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践(ホームページのウェブアクセシビリティの確保) 【PDCA管理番号:1.(1).】	・ホームページについて、高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、等級A以上を達成できたか	A※	A※	A※	A※	A※	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、等級A以上(※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く)を達成できたかを目標とする。	A
3	職員の確保と育成(定数に対する実員数の割合) 【PDCA管理番号:1.(3).】	・定数に対する実員数(95%)、新卒採用者に対する女性割合(30%)、障害者法定雇用率(2.5%)を確認しつつ、新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足できたか。	-	-	-	-	95%	新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足することにより、組織運営の安定性を確保することが必要である。このため、定数に対する実員数の割合95%を目標とする。 ※新卒採用者に対する女性割合は34%、障害者雇用率は2.8%であった。	B
4	職員の確保と育成(海外機関への派遣者数) 【PDCA管理番号:1.(3).】	・海外機関への派遣者数3名を達成できたか。	-	-	-	-	3人	職員の国際活動に係る力量向上のためには、国際機関や海外の規制機関等への職員派遣等により、若手人材の国際活動の経験の獲得を促すことが必要である。このため、海外機関等への派遣者数3名を達成できたかを目標とする。	B
5	職員の確保と育成(研修の年間受講者延べ人数) 【PDCA管理番号:1.(3).】	・研修を適切に実施し、年間受講者延べ人数2,500人以上を達成できたか。	-	-	-	-	2500人	職員の育成に当たり、行政事務能力と原子力規制に必要な専門的能力とのバランスがとれた研修を実施することが必要である。このため、適切な研修実施のため年度研修計画を作成し、研修の年間受講者延べ人数を2500人を目標とする。	A
目標(定性指標)(Plan)		評価の視点(Plan)						施策の達成状況の評価	達成
実績(Do) (3.11報告の実績記載箇所)									
1	原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 【PDCA管理番号:1.(1).】	<p>(独立性・中立性・透明性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度を通じて、原子力規制委員会で徹底した議論のもと、意思決定を行うとともに、原子力規制委員及び原子力規制庁職員が厳格に服務規律に基づいた行動ができたか。 ・自動文字起こし結果の公開を安定的に行うことができたか。生じた課題について改善を図ったか。 ・ホームページリニューアルに関する詳細設計検討、構築作業を行うことにより、次年度の一般公開に向けた見通しが得られたか。 ・アーカイブ検索システムの一般公開を行ったか。一般利用者へのアンケートを行い、「ホームページと比べて、検索性の向上が図られている」という結果が得られたか。 ・各資料への固有番号及び属性情報等を付与する仕組みの検討及びルール作りを行い、試行を開始することができたか。 ・原子力規制委員会の取組に関するコンテンツを分かりやすく作成し、公開したか。 <p>(外部とのコミュニケーションの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報共有や海外の知見の収集を行えたか。 ・CEO、CNO、ATENAとの意見交換、委員による現場視察及び地元関係者との意見交換を随時行うことができたか。また、炉安審・燃安審を随時開催できたか。 						<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じた上で定例会及び臨時会議の開催を継続し、科学的・技術的見地から徹底した議論のもとで意思決定を行うとともに、原子力規制委員及び原子力規制庁職員は服務規律に基づいた行動を執ることができた。 ・運用に差し障りがあるような課題は生じず、自動文字起こし結果の公開を安定的に実施した。 ・庁内では、検討チームを再編し全庁的な調整を継続して実施している。ホームページのリニューアルに関する契約締結も完了し、5年間の安定的な体制を整えた。詳細設計検討を1月末に完了し、2月から構築作業を開始する予定となっている。現時点においては問題なく、次年度一般公開に向けた見通しが立てられている。 ・令和2年度は庁内向けに運用を開始しており、一般公開に向けて職員からの意見収集及び反映を行った。公開後、アンケート調査を実施する予定。 ・次期行政LANシステムの導入に向けて、資料への固有番号、情報付与の設定を念頭においた検討を実施した。今年度中の試行が困難となったため、次年度以降にルール作りを実施する。 ・審査結果について説明する映像や、東京電力福島第一原子力発電所事故から10周年の節目として原子力規制委員会の取組を振り返る映像などを制作、公開する見込み。 	A
								<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、海外との往来は行われず、予定されている会合等の延期や中止等の判断がなされたが、テレビ会議の活用により必要不可欠な意見交換や議論等を行った。 ・米国NRC、カナダCNSC等との二国間の枠組み、INRA(国際原子力規制者会議)、IAEA/CSS、OECD/NEA/CNRA、TRM(日中韓原子力安全上級規制者会合)等の多国間の枠組みにおいて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各国の原子力施設の運転状況や規制上の対応について等の情報交換を行ったほか、必要に応じて東京電力福島原子力発電所の状況について情報提供を行った。また、国際アドバイザーとの意見交換について、これまでの対面形式とは異なる形態を検討し、11月25日にテレビ会議を利用した方法で実施し、日本原燃(株)六所再処理施設の事業変更許可、新検査制度の運用状況について意見交換を行った。 ・CEOとの意見交換を計4回(9/9関西電力、11/18日本原燃(株)、12/2北海道電力、12/21東京電力)、CNOとの意見交換を1回(7/10)、ATENA(原子力エネルギー協議会)との意見交換を計6回(前年度開催1回を含む)開催するとともに、鹿児島県において委員による地元関係者との意見交換及び現場視察(12/11~12)を行うなど、被規制者等とのコミュニケーションの充実に努めた。 ・また、新型コロナウイルス感染症の影響のためテレビ会議システムを活用して炉安審・燃安審を計2回(6/5、12/15)開催するとともに、原子力規制委員会による新たな調査審議事項の決定、並びに新たに地震・津波等の自然ハザード関係の調査審議を行うための審査委員等の新任及び部会設置等を行うなど、原子力規制委員会の判断に対する客観的な助言を行う体制を整えた。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善案の検討及び実行ができたか。 ・原子力規制委員会の取組等について、適切に説明することができたか。また、問合せに適切に回答することができたか。 					<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体への対応として、コミュニケーション改善チームを設置し、情報共有を図るなど改善に向けた取組を行った。 ・コールセンターを設置することにより、一般の方に対して適切に説明をすることができ、ホームページ受付フォーム等の問合せに対しては、所管課室に振り分けを行うなどして適切に回答することができた。 		

<p>(3. 11報告 第1章1節)</p>	<p>(安全文化の育成・維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を実施できたか。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を組み込んだか。 ・安全文化の育成・維持に向けた5か年の行動計画を策定し、行動計画に基づいた活動に着手できたか。 ・新たな行動計画に基づき安全文化の自己評価に必要な調査を実施し、マネジメントレビューに調査結果を報告できたか。 ・計画的に核セキュリティ文化醸成に係る研修を実施できたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を実施した。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を組み込んだ。 ・安全文化の育成・維持に向けた5か年の行動計画として「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」(令和2年7月15日原子力規制委員会決定)を策定し、同行動計画に基づき、職員へのアンケート調査及びインタビュー調査、委員と職員との対話、原子力安全文化に関するセミナーを実施し、「安全文化の壺」(安全文化の実践ガイド)についても記載の充実化を進めた。また、次年度以降の安全文化の自己評価の改善に向けた検討を進めた。 ・上記行動計画に基づき安全文化の自己評価を実施するために必要な専門的知見等を得るため、外部機関との請負契約を締結し、アンケート調査及びインタビュー調査を実施した。調査結果については、マネジメントレビューに報告予定。 ・核物質防護措置に係る審査基準の改正(平成31年4月)により核セキュリティ文化の必要性に関する教育について明確化したことを受け、庁内においては、新型コロナウイルス感染症対策に起因する制約の中にあっても、新規に着任した職員を対象に同教育を実施し、また、原子力規制検査等において事業者における同教育の実施状況の確認及び指導を実施した。
<p>2</p>	<p>規制業務を支える業務基盤の充実 【PDCA管理番号:1.(2)】</p> <p>(マネジメントシステムの定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントシステムの組織全体への定着に向けた5か年の行動計画を策定し、行動計画に基づいた活動に着手できたか。 ・新たな計画に基づきマネジメント規程を補完する文書を策定できたか。 <p>(国際協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。 ・得られた知見が原子力施設の安全規制の改善に活用できたか。 ・二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報共有や海外の知見の収集を行えたか。 ・核物質防護に関するIAEAの関連文書の策定・見直しへの参画や、二国間・多国間の枠組み等の活用等により、我が国の核物質防護の継続的改善につなげることができたか。 ・放射線防護に関する国際会合等へ出席し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有を行ったか。 ・保障措置に関する各種国際会議への参加や、IAEAに対する保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献したか。 <p>(管理業務の確実な遂行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政文書管理に係る体制整備、電子的管理の促進ができたか。 ・行政文書管理体制の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施したか。 ・組織の機能が全体として中長期的に持続可能となるよう、組織構成及び人員配置等の見直しを行ったか。 ・予算の適切な執行管理を行えたか。 ・情報システムの利用による効率化等を通じた取組が、管理的な業務の機能の充実又は改善につながったか。 ・行政LANシステムの調達仕様の策定と構築事業者の決定を行ったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントシステムの組織全体への定着に向けた5か年の行動計画として「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」(令和2年7月15日原子力委員会決定)を策定し、同行動計画に基づき、主要プロセスを策定するとともに、主要プロセス毎のマニュアルの作成に着手した。 ・上記行動計画に基づき、今年度はマネジメント規程を補完する文書の内、原子力規制委員会の所掌事務を網羅する主要プロセスを策定した。主要プロセスの一覧を含むマネジメント規程運用マニュアルは令和3年度中に策定することとしている。 ・OECD/NEAやIAEA等の国際機関における各種会合への出席や専門家の派遣を通じて、海外の原子力安全に関する知見の収集を行うとともに、我が国の知見・経験の国際社会への共有を図った。拠出金事業の企画立案・実施管理に関しては、任意拠出の実効性を高めるため、拠出金事業所管課、会計課、人事課、国際室が連携して各課の役割分担を明確化し、これに基づき、国際機関と調整を行い、拠出金の適正な管理に努めた。条約の関係では、廃棄物等合同条約(JC)の組織会合に積極的に参加するとともに検討会合に向けて国別報告書の作成等、必要に対応を行った。 ・国際基準等に係る知見を収集・分析し、技術情報検討会で規制への反映について検討している。その結果、当該年度に国内規制に反映すべきものはなかった。なお、関連条約への対応については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により原子力安全条約の会合が令和3年度に延期されたため、当該条約に係る知見は、廃棄物等合同条約に係る会合とともに令和3年度に得られることとなる見込み。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、海外との往来は行われず、予定されている会合等の延期や中止等の判断がなされたが、テレビ会議の活用により必要不可欠な意見交換や議論等を行った。米国NRC、カナダCNSC等との二国間の枠組み、INRA(国際原子力規制者会議)、IAEA/CSS、OECD/NEA/CNRA、TRM(日中韓原子力安全上級規制者会合)等の多国間の枠組みにおいて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各国の原子力施設の運転状況や規制上の対応について等の情報交換を行ったほか、必要に応じて東京電力福島原子力発電所の状況について情報提供を行った。また、国際アドバイザーとの意見交換について、これまでの対面形式とは異なる形態を検討し、11月25日にテレビ会議を利用した方法で実施し、日本原燃(株)六ヶ所再処理施設の事業変更許可、新検査制度の運用状況について意見交換を行った。 ・核セキュリティ動告(INFCIRC/225/Rev.5)改訂検討のための、専門家会合(本年1月、IAEA本部)、法律・技術専門家によるオープン・エンド会合(昨年6月、ウヱブ会議)に参加し、改訂の検討に貢献した。 ・2021年に予定されている改正核物質防護条約会合に向けた準備会合の議論に貢献した。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、国際会合の延期や開催形態の変更等が生じたが、オンラインで開催された各種の国際会合に参加し、我が国の放射線防護及び原子力災害対策に関する知見を発信するとともに、最新の動向や知見に係る情報を収集した。また、収集した情報を、原子力規制庁内で制度設計や基準策定を担当する者等と共有した。 ・日常的なIAEAとの調整を通じてIAEAが要望する支援内容を確認し、対IAEA保障措置技術開発支援計画(JASPAS)等の枠組みを通じて必要な支援を行った。
<p>(3. 11報告 第1章2節)</p>	<p>(管理業務の確実な遂行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政文書管理に係る体制整備、電子的管理の促進ができたか。 ・行政文書管理体制の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施したか。 ・組織の機能が全体として中長期的に持続可能となるよう、組織構成及び人員配置等の見直しを行ったか。 ・予算の適切な執行管理を行えたか。 ・情報システムの利用による効率化等を通じた取組が、管理的な業務の機能の充実又は改善につながったか。 ・行政LANシステムの調達仕様の策定と構築事業者の決定を行ったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各課室等の行政文書ファイルの管理シートの精査、執務室や書庫内の未登録文書の整理等実施した。共有ドライブ内の精査や体系化、電子決裁による意思決定、文書管理システムでの管理を進める等、電子的な文書管理を推進した。 ・新規/中途採用者研修及び全職員対象のe-ラーニング等の実施により、適切な文書管理について、周知を徹底した。 ・中長期的な視点で組織構成の検討を行い、特定重大事故等対処施設及び地震・津波関連の審査や、新検査制度への対応など、原子力規制の適切な実施や、厳格な保障措置の実施のための体制強化等に係る増員を行った。 ・全ての支出について適正な予算科目にて執行するとともに、予算残額等を見据えた適切な執行管理を行った。会計検査院の決算検査報告においても指摘事項はなかった。 ・行政手続きについて押印原則の見直しを行い、押印原則等を定めている規則等の改正及びオンラインによる申請等を可能にするための規則等の制定を行ったほか、原子力規制庁に提出される見積書等の押印を省略できることとした。庁内手続については、物品取得請求等の原則電子決裁化により、業務効率化を図った。 ・第3次行政LANシステムの調達に向けて予定どおり調達仕様の策定を行った。引き続き調達手続を進め、今年度中に構築事業者を決定する見込み。

		<p>(訴訟事務及び法令審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。 ・訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。 ・各部署の法令等の立案・運用を着実に支援できたか。 ・必要に応じてマニュアル等の作成・見直しを行うことができたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の所管に係る訴訟事務や不服申立てについて、法務部門と関係機関・関係部署との連携により、増加する訴訟などに迅速かつ適切に対応できた。令和2年度中、訴訟事務は4件の地裁判決と3件の高裁判決が言い渡されたが、全て上訴審に係属し、上訴審も含め全体として46件の事件に係属中である。また、不服申立ては7件が裁決され、現在審理中のものは6件である。 ・訴訟対応に活用するための調査として、論文の調査のほか、専門家に対して報告書11通の作成を依頼し、令和2年度中に受領し、訴訟上利用予定である。 ・法令等の立案及び運用における改善点を把握し、個別審査による指摘によって着実に改善を図った。また、法令立案研修を行い、各部署の立案及び運用能力の底上げを図った。 ・法令立案及び情報公開のマニュアル等の見直しを行った。
3	職員の確保と育成 【PDCA管理番号: 1. (3)】	<p>(高い倫理観の保持)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修や幹部メッセージの発出等の啓発に係る取組を各課へ指導を行った回数、政府が掲げる各種ワークライフバランスの施策に対する達成度合(男性育児(13%)等)、全職員について、月45時間を超える超過勤務月数が6ヶ月以内となっていることを確認し、職員への指導監督及びワークライフバランスの施策を適時、適切に行なったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員及び中途採用職員向け研修において服務規律に関する講義を各1回実施するとともに、12月の国家公務員倫理月間においてe-ラーニング研修を実施した。また、職員からの公務員倫理及び服務規律に関する質問や相談に対して随時対応・指導を行った。 ・本年度下半期(12月末現在)において月45時間を超える超過勤務月数が7ヶ月以上となっている職員が30であった。また、幹部会等において超過勤務縮減に取り組むよう指導を行った。 ・長官及び人事課から、「男の産休・育休」プランの実施」として、令和2年4月以降に子供が生まれる全男性職員に、1年のうち合計1か月以上を自選に育児に伴う休暇等の取得計画を作成し取得を強く勧めるメッセージを発出した。令和2年4月1日以降に生まれた子を持つ男性職員15人のうち、20%(3人)が1か月以上の育児休業を取得している。(令和3年2月1日現在)そのほか、「パワー・ハラスメント防止について」、「夏季休暇及び年次休暇の取得促進」、「働き方改革推進月間の取組」、「国家公務員倫理月間における取り組み」について周知を行った。
		<p>(原子力規制人材の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数に対する実員数(95%)、新卒採用者に対する女性割合(30%)、障害者法定雇用率(2.5%)を確認しつつ、新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足できたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員充足率については、令和2年度開始時点で95%であったところ、令和3年1月1日時点の定員充足率は目標値(95%)を下回る結果となった。 ・新卒採用者に対する女性割合は34%となった。 ・障害者雇用率を昨年度と同程度の2.8%(昨年度2.8%)とし、法定雇用率2.5%の達成を着実に維持している。
		<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成事業の実施状況(参加者が、就職先としての原子力規制庁等、原子力安全や原子力規制分野に興味を持った割合5割以上を達成できたが、参加者のうち、原子力規制庁のインターンシップに参加した人数など)を評価し、次の戦略を検討できたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制人材育成事業について、平成28、29年度採択事業者において本事業による講義等の参加者にアンケートを行なったところ、原子力安全や原子力規制に関連する分野に興味を持った者の割合は約7割となり、目標の5割以上を達成した。昨年6月に対応した行政事業レビュー公開プロセスでは、採択実績のなかった学際領域からも採択を行うべきとの指摘を受けたことを踏まえ、9月から分野横断的な学際教育プログラムを最優先として令和2年度新規採択事業の公募を行い、審査の結果4件を採択したことについて12月に原子力規制庁から報告を受けた。2月には原子力規制庁から平成28、29年度に採択した事業の実績を報告を受け今後の実施方針を確認し、3月には令和3年度新規採択事業の公募を行う予定。
		<p>(原子力規制人材の育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際協力業務への資質のある人材育成のための機会を提供したか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外留学について、令和3年1月現在の派遣者数は3人(人事院長期在外研究員2人、規制委員会在外研究員1人)である。人事院長期在外研究員1人、規制委員会在外研究員1人の計2名については、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった。 ・英語力があり法律について知見のある事務系職員2人を、OECD/NEAの原子力法委員会(NLC)及び原子力法委員会/原子力安全の法的側面に関するワーキングパーティー(WPLANS)の委員として登録した。 ・廃棄物等合同条約における各国の国別報告書に対するレビューに関し、庁内広くレビューの募集をかけ、11名の参加登録を得ることができた。また、テレビ会議を利用した国際会議の際に若手職員を同席させることで、国際協力業務への資質のある人材育成に努めた。
(3. 11報告 第1章3節)	<ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラム及び指導方法を適切に見直し等を行い、課程の改善・充実化を図ったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集中型教育訓練課程に係る運用上改善が必要な事項として4月22日原子力規制委員会です承された研修期間及びOJTの見直しを8月までに行うなど、課程の改善・充実化を図った。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、教育訓練課程を受講させる等して、任用資格を付与できたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、5月から第3期集中型訓練生17名に対して教育訓練課程を開始し、昨年度から教育訓練課程を受講していた第2期集中型訓練生7名について、任用資格を付与した。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の質の向上に向けて教授法や研修評価手法などについて、調査・検討を行い、令和3年度から試行するための手法を特定できたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の質の向上に向けた取り組みとして、教授法や研修評価手法について調査・検討を行い、その結果を踏まえ令和3年度から試行している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回の希望調書に、能力に応じたポスト任用をされているかの満足度等の自己評価を実施できたか。 ・上記の自己評価を任用に適切に反映するためのデータベースを構築したか。 ・関係部署横断チームを設置し、具体的な事務所のニーズを整理した上で、必要なアドバイスを実施できる部署を明確にし、優先順位をつけて計画的に、柔軟で円滑な職員相互のコミュニケーションのための具体策を実現できたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年6月に、希望調書に現在のポストの任用満足度(自己評価)を記載する欄を設けて記載を依頼した。調査の結果、満足31%、普通59%、不満足10%の結果を得た。 ・人事の参考とするため、職員の人事情報を格納した人事管理システムを構築した。年度内に検証を行う予定。 ・原子力規制企画課長をチーム長とし、庁内関係部署の職員をメンバーとする原子力規制事務所のサポート体制の充実・強化等に関する検討チームを設置した。 ・また、原子力規制事務所等から事務所サポート体制に関するニーズ(問題点・課題)を収集し、類型化・担当部署を特定し、原子力規制事務所との議論を行い、早期に解決可能な課題から対応を進めている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・外部の研究組織/部門との人事交流や共同研究事業の拡大・推進ができたか。また、安全研究の結果に基づく公表活動が積極的に行えたか。研究系職員の研究能力の向上に努めたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・50名の研究職員(重複含む)を共同研究に従事させるとともに、日本原子力研究開発機構安全研究センターに2名の職員を派遣し試験研究に専従させた。また、安全研究成果の公表については、2件のNRA技術報告、5件のNRA技術ノートの公表、12件の論文誌への掲載、2件の国際会議における論文発表及び18件の学会発表を行った。さらに、日本原子力研究開発機構と連携し、同機構安全研究センター報告会において、原子力規制委員会職員により3件の発表を行った。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行ったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施可能な研修内容の検討を行い、研究職員を対象に日本学術振興会のe-ラーニングを実施した。 		

投入人員[人]	PDCA管理番号 1. (1)	44
	PDCA管理番号 1. (2)	121
	PDCA管理番号 1. (3)	92
目標達成度合いの測定結果	<p>総合的評価 (各行政機関共通区分)</p> <p>B</p> <p>判断根拠</p> <p>一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため</p>	
評価・分析 (Check)	<p>原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実績 (独立性・中立性・透明性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会定例会において、科学的・技術的見地からの議論と意思決定を徹底することにより、原子力規制行政の独立性と中立性を確保した。 原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができた。 運用に差し障りがあるような課題は生じず、自動文字起こし結果の公開を安定的に行うことができた。 ホームページについて、高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、等級A以上を達成できた。 ホームページリニューアルに関する詳細設計検討、構築作業を行うことにより、現時点においては問題なく、次年度一般公開に向けた見通しが立てられた。 令和2年度は庁内向けに運用を開始しており、一般公開に向けて職員からの意見収集及び反映を行った。公開後、アンケート調査を実施する予定。 次期行政LANシステムの導入に向けて、資料への固有番号、情報付与の設定を念頭に検討を実施した。 審査結果について説明する映像や、東京電力福島第一原子力発電所事故から10周年の節目として原子力規制委員会の取組を振り返る映像などを制作、公開する見込み。 <p>(外部とのコミュニケーションの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治体への対応として、コミュニケーション改善チームを設置し、情報共有を図るなど改善に向けた取組を行った。 コールセンターを設置することにより、一般の方に対して適切に説明をすることができ、ホームページ受付フォーム等の問合せに対しては、所管課室に振り分けを行うなどして適切に回答することができた。 CEOとの意見交換等は計画的に開催されている。また、委員による地元関係者との意見交換によるコミュニケーションの充実が図られた。 TV会議を活用し炉安審・燃安審を計画的に開催し、自然ハザード関係の新たな調査審議を行う部会設置等、原子力規制委員会の判断に対する客観的な助言を行う体制整備が進められている。 <p>(安全文化の育成・維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全文化の育成・維持に向けた5か年の行動計画を策定し、行動計画に基づいた活動に着手できた。 新たな行動計画に基づき安全文化の自己評価に必要な職員へのアンケート調査及びインタビュー調査を実施すると共に、マネジメントレビューに調査結果を報告する予定。 核セキュリティ文化の必要性に関する教育について、庁内においては、新型コロナウイルス感染症対策に起因する制約の中にあっても、新規に着任した職員を対象に同教育を実施し、また、原子力規制検査等において事業者における同教育の実施状況の確認及び指導を実施した。 <p>原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実績 (マネジメントシステムの定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> マネジメントシステムの組織全体への定着に向けた5か年の行動計画を策定し、行動計画に基づいた活動に着手できた。 新たな行動計画ではマネジメント規程を補完する文書は令和3年度中に策定することとしており、計画通りに作業を進められている。 <p>(国際協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点計画に基づき、二国間や多国間、国際機関との協力を進め、また、人材育成も行いながら国際社会との連携に適切に対応した。 核セキュリティ勧告(INFCIRC/225/Rev.5)改訂検討のための、専門家会合、法律・技術専門家によるオープン・エンド会合に参加し、改訂の検討に貢献するとともに、令和3年に予定されている改正核物質防護条約会合に向けた準備会合の議論に貢献した。 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国際会合の延期や開催形態の変更等が生じたが、オンラインで開催された各種の国際会合に参加し、我が国の放射線防護及び原子力災害対策に関する知見を発信するとともに、最新の動向や知見に係る情報を収集した。また、収集した情報を、原子力規制庁内で他部署を含め制度設計や基準策定を担当する者等と共有した。 国際基準等に係る知見を収集・分析し、規制への反映の要否について検討がなされた。その結果、当該年度に国内規制に反映すべきものはなかった。 改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な会議が予定されており、また、IAEA関連文書の策定・見直しも予定されている。こうした会議や作業への参画等を通して、我が国の核物質防護の規制の継続的な改善につなげたい。 放射線防護や原子力災害対策に関する国際的な動向を把握し、国内制度に影響を及ぼし得る課題を抽出する必要がある。 <p>(管理業務の確実な遂行)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政文書管理に係る体制整備、電子的管理の促進ができた。 組織構成の検討を行い、必要な定員を確保した。 行政手続の押印原則の見直しを行い、必要な規則等の制定及び改正を行った。 第3次行政LANシステムの調達仕様の策定を行った。構築事業者の決定についても着実に進んでいる。 <p>(訴訟事務及び法令審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会の所管に係る訴訟事務や不服申立てについて、法務部門と関係機関・関係部署との連携により、増加する訴訟などに迅速かつ適切に対応できた。 訴訟対応に活用するための調査として、論文の調査のほか、専門家に対して報告書や意見書等の作成を依頼し、令和元年度中に報告書を11通受領し、訴訟上利用した。 法令等の立案及び運用について、要改善事項となる問題が起きないように適切に法令審査を行うとともに、法令立案研修初級編を開催し、受講者からも高い評価を得た。 法令立案業務マニュアルを更新した。また、情報公開対応マニュアルを更新し、合わせて様式類も更新した。 <p>職員の確保と育成 (高い倫理観の保持)</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画していたとおり、新規採用職員及び中途採用職員向けの研修において服務規律に係る講義を行い、職員からの質問や相談に対しても随時対応を行った。 月45時間を超える超過勤務月数が7ヶ月以上となっている職員が30人であったが、当該職員の業務は全て特例業務化している。当該職員の健康上の配慮が重要であるが、令和元年度の特例業務従事者の健康上の配慮が一部実施されなかった(73名中、67名実施。)ため、今年度の特例業務従事者については、全員実施されるよう強く指導をしていく。 <p>(原子力規制人材の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 定員充足率については、令和2年度開始時点で95%であったところ、令和3年1月1日時点までに中途採用・任期付採用を厳選して行う一方、自己都合等による退職者数が増加し、採用者数を上回ったため、定員充足率が目標値(95%)を下回る結果となった。 新卒採用については、厳選して選考を行い、総合職2人、一般職(大卒程度)13人、原子力工学系職員1人、研究職5人を内定としたほか、新たに一般職(高卒者)の採用を開始し8人を内定とした。内定者29人のうち10人が女性であったため、新卒採用者に対する女性割合は34%となった。新型コロナウイルス感染症の影響下ではあったが、人事院・内閣人事局主催の説明会に対応するとともに、オンラインでの業務説明会を80回実施し、べ812人の参加を得るなど採用の促進に努めた。 障害者雇用率を昨年度と同程度の2.8%(昨年度2.8%)とし、法定雇用率2.5%の達成を着実に維持している。令和3年3月1日より国の法定雇用率が2.6%へ引き上げられることから、障害者の更なる雇用、常勤職員の安定的な長期雇用の定着を図るよう努める。 原子力規制人材育成事業については、平成28、29年度に採択した15事業を継続するとともに、6月に対応した行政事業レビュー公開プロセスにおける指導事項を踏まえて9月から分野横断的な学際的教育研究プログラムを最優先として令和2年度新規採択事業の公募を行い、審査の結果4件を採択したことについて12月に原子力規制庁から報告を受けた。2月には原子力規制庁から平成28、29年度に採択した事業の実績の報告を受け今後の実施方針を確認し、3月には令和3年度新規採択事業の公募を行う予定。 <p>(原子力規制人材の育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外派遣については、IAEAに6人、OECD/NEAIに1人の職員を派遣している。また、米国原子力規制委員会(NRC)に1人、英国原子力規制局(ONR)に1人の職員派遣を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった。 海外留学については、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣が延期となった職員については、新型コロナウイルス感染症が収束した後に派遣を行う。 任用満足度に関する調査結果は人事の参考にするとともに、今後も継続的に同様の調査を行う必要がある。 共同研究事業への参加、JAEA安全研究センターへの職員派遣等により、人事交流を行うとともに、学会発表等により、職員の能力向上に努めた。 研究職員を対象に研究倫理・トレーニングを実施し、研究倫理や研究者として基本的な姿勢を遵守する取組を行った。 庁内の検討体制が整備され事務所サポート体制に関するニーズ収集・整理が行われるとともに、原子力規制事務所と議論し課題解決に向けた取組が進められている。 育成については、集中型教育訓練課程に係る運用上改善が必要な事項として、研修期間及びOJTの見直しを行うなど、課程の改善・充実化を図った。また、規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、5月から第3期集中型訓練生17名に対して教育訓練課程を開始し、昨年度から教育訓練課程を受講していた第2期集中型訓練生7名について、任用資格を付与した。なお、研修の質の向上に向けた取り組みとして、教授法や研修評価手法について調査・検討を行った。 	
	評価結果	

<p>次年度の取組の方向性 (Act)</p>	<p>原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> (独立性・中立性・透明性の確保) 引き続き原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に資する取組を多角的且つ積極的に推進する。 独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、規制に関わる情報の開示を徹底する。 変化した社会状況の中「web会議システム等の新しい手法を活用した公開委員会について、透明性確保の観点からインターネット配信の継続性の維持・品質向上を図る。 令和元年度から試行している原子力規制庁職員と被規制者との面談内容の自動文字起こしについて、公開の対象となる面談等の規模を拡大するための、音声データから文字データへの自動化処理の検討を行う。 ホームページ上での情報公開にあたっては、誰もが利用しやすいホームページとするために、ウェブアクセシビリティに配慮する。 原子力規制委員会ホームページのリニューアル構築を完成し、一般公開する。 「N-ADRESJ」(米国原子力規制委員会のADAMSのような資料データベース)について、安定的に運用を行う。 ホームページ及び「N-ADRESJ」に保存されている資料が次期行政LANシステム等と連携し、各資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みが、通常業務内で実装可能な方法を検討する。 原子力規制委員会の結果概要をホームページに掲載する等の取組や東京電力福島第一原子力発電所事故調査の映像公開等、原子力規制委員会の取組に関するコンテンツの作成・公開を行う。 <p>(外部とのコミュニケーションの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を検討して実行する。 記者会見及び取材対応を通じて、報道機関に適切な情報提供を行う。 CEO、CNO、ATENA(原子力エネルギー協議会)との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換、炉安審・燃安審を随時開催する。 <p>(安全文化の育成・維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行動計画に基づき、マネジメントレビューを通じた安全文化に係るPDCAサイクルを確立する。 行動計画に基づき、安全文化の育成・維持のため、課室を超えた風通しの良いコミュニケーション及び課室毎の具体的な活動の促進に取り組む。 計画的に核セキュリティ文化醸成に係る職員への研修の実施のみならず、原子力規制検査等を通じて、事業者に必要な指導を行う。 <p>規制業務を支える業務基盤の充実</p> <p>(マネジメントシステムの定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行動計画に基づき、全ての主要プロセスのマニュアルを作成し、併せてマネジメント規程を補完する文書としてマネジメント規程運用マニュアル(仮称)を策定し、マネジメントシステムの組織全体への定着化を進める。 <p>(国際協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連条約への対応、IAEA安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて国際社会における原子力安全向上への貢献及び我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。 二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、拠出金の適正な管理、重要度に応じた原子力規制委員会内における情報共有、フォローアップを徹底する。 経験豊富な人材の獲得、教育・訓練・研究・国際協力を通じ、職員の国際活動に係る力量向上に取り組む。特に国際会議等への積極的な参加、国際機関や海外の規制機関への職員派遣等により、若手職員の国際活動の経験の獲得を促す。加えて、関係部局が連携し、国際活動への参画を促進する環境の充実や職員の研修内容の一層の向上に取り組む。 改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な会議が予定されており、また、IAEA 関連文書の策定・見直しも予定されている。こうした会議や作業への参画等を通して、我が国の核物質防護の規制の継続的な改善につなげていく。 <p>(管理業務の確実な遂行)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き行政文書管理に係る体制整備、電子的管理を促進し、全職員対象のe-ラーニング等の実施により、適切な文書管理について周知徹底する。 旧行政組織から引き継いだ文書の整理について引き続き精査を行う。 引き続き中長期的な視点で組織構成及び人員配置等の見直しを検討する。 行政手続のオンライン化に係る検討を進める。 令和3年度の行政LANシステムの更改においては、策定した調達仕様に基づくとともに、令和2年度に発生したサイバーセキュリティ事案を踏まえ、セキュリティを確保したシステムとする。 <p>(訴訟事務及び法令審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、適切な争訟対応を行っていくための訴訟や不服申立てに係る体制整備を図る。 引き続き、既存の書面等の整理等、訟務事務の効率化を図る。 研修の開催も含め、引き続き法令等の立案及び運営支援を着実にやっていく。 必要に応じてマニュアル等の見直しを随時行っていく。 <p>職員の確保と育成</p> <p>(高い倫理観の保持)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員が、国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守るため、研修や幹部メッセージの発出等を引き続き行い、その効果や対応状況を把握し、個別対応が必要となる職員への指導監督を行う。また、職員が仕事と生活の調和が図られるよう、ワークライフバランスの各種施策を継続し、その対応状況の監視を行う。 <p>(原子力規制人材の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 定員充足率については、令和2年度開始時点で95%であったところ、令和3年1月1日時点までに中途採用・任期付採用を厳選して行一方、自己都合等による退職者数が増加し、採用者数を上回ったため、定員充足率が目標値(95%)を下回る結果となった。 新卒採用については、厳選して選考を行い、総合職2人、一般職(大卒程度)13人、原子力工学系職員1人、研究職5人を内定としたほか、新たに一般職(高卒者)の採用を開始し8人を内定とした。内定者29人のうち10人が女性であったため、新卒採用者に対する女性割合は34%となった。コロナウイルス感染症の影響下ではあったが、人事院・内閣人事局主催の説明会に対応するとともに、オンラインでの業務説明会を80回実施しのべ812人の参加を得るなど採用の促進に努めた。 障害者雇用率を昨年度と同程度の2.8%(昨年度2.8%)とし、法定雇用率2.5%の達成を着実に維持している。令和3年3月1日より国の法定雇用率が2.6%へ引き上げられることから、障害者の更なる雇用、常勤職員の安定的な長期雇用の定着を図るよう努める。 原子力規制人材育成事業については、平成28、29年度に採択した15事業を継続するとともに、6月に対応した行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項を踏まえて9月から分野横断的な学際的教育研究プログラムを最優先として令和2年度新規採択事業の公募を行い、審査の結果4件を採択したことについて12月に規制委員会に報告を行った。2月には規制委員会において平成28、29年度に採択した事業の実績を報告して今後の実施方針を確認し、3月には令和3年度新規採択事業の公募を行う予定。 <p>(原子力規制人材の育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の国際活動に係る力量向上に全庁的に取り組む。なお、昨年度新型コロナウイルス感染症の影響により海外機関等に派遣できなかった職員については、可能な限り派遣することができるよう調整する。 令和2年度に実施した55歳以上の職員を対象とした働き方の選択に関する説明会を、対象を全職員に拡大してキャリアパス説明会として実施する。 研究系職員の人材育成及び研究環境整備のため、大学や日本原子力研究開発機構安全研究センター等の外部の研究組織/部門との人材派遣を含む人事交流や共同研究事業の拡大・推進を図る。また、安全研究の結果に基づく公表活動を通じて、研究系職員の研究能力の向上に努める。 安全研究の実施や研究人材の育成に当たり、研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行う。 原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)を収集し、類型化・担当部署の特定するとともに、優先順位を付け計画的に課題解決を図る。 育成については、平成30年度に開始した検査官等の資格に係る教育訓練課程に係る研修等を着実に実施し、力量管理及び知識管理の更なる推進を進める。また、研修の質の向上に向けた取組を試行する。 令和4年度開始に向けて、事務系職員に対する研修を検討する。
-----------------------------	--

令和2年度重点計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性

施策名		2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化					測定指標の選定理由及び年度ごとの実績値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
目標(定量指標)	評価の視点(Plan)	年度ごとの目標値							
		年度ごとの実績値(Do)							
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
1	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数 <アウトカム指標>	0	0	0	0	0	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。 (原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目指すことを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)レベル4以上)の発生件数を指標とする。)	A	
2	原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数 <アウトカム指標>	0	0	0	0	0		A	
3	公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数 <アウトカム指標>	0	0	0	0	0		A	
		0	0	0	0	0			
目標(定性指標)(Plan)		評価の視点(Plan)						施策の達成状況の評価	
実績(Do) (3.11報告の実績記載箇所)								達成	
原子炉等規制法に係る規制の実施 【PDCA管理番号:2.(1)】		<p>・設置変更許可申請、工事計画認可申請、運転期間延長認可申請、廃止措置計画等の審査について「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月委員会了承)に示した、以下の観点を含め、厳正かつ適切に審査を実施したか。</p> <p>・設置変更許可において審査の漏れを防止し、及び施設の特徴に応じた審査を適切に行うため、新規基準適合性審査結果の取りまとめに際し、審査で確認した事項を整理し、以降の審査において活用したか。</p> <p>・審査に関する原子力規制委員会決定文書等を審査担当者に正確に理解させるため、決定等の都度、当該文書を審査業務マニュアルに加えたか。また、審査担当者の異動時等において、マニュアルの内容を確実に周知したか。</p>					<p>・新型コロナウイルス感染症の影響下においても、透明性を確保しつつ厳正かつ適切に審査を行った。 (参考:令和2年度の審査関係の主な処分)</p> <p>実用炉: 設置変更許可7件、設計及び工事の計画(変更)認可47件、保安規定(変更)認可42件</p> <p>核燃料施設: 事業変更許可:再処理施設1件、MOX燃料加工施設1件、貯蔵施設1件、廃棄物管理施設1件 設計及び工事の計画認可:ウラン加工施設2件(分割申請) 保安規定(変更)認可:再処理施設1件、MOX燃料加工施設1件、ウラン加工施設4件、貯蔵施設1件、廃棄物管理施設1件、廃棄物物理施設2件 試験炉施設:設置変更許可2件、設工認12件、保安規定変更認可11件、廃止措置計画(変更)認可1件 研開炉施設:廃止措置計画変更認可1件、保安規定変更認可4件 使用済燃料再処理施設:廃止措置計画変更認可3件、保安規定変更認可1件 加工施設:廃止措置変更認可1件、保安規定変更認可2件 核燃料物質の使用変更許可15件、使用変更承認5件、保安規定変更認可9件、廃止措置計画変更認可1件、合併及び分割の認可1件 (2/17時点までの実績)</p> <p>・各審査会合に先立ち、指摘事項等を担当委員及び新基準適合性審査チーム長等と審査担当で議論し、整理を行った。これにより、審査会合において、円滑な議論及び指摘が実施でき、効果的な審査に資している。</p> <p>・また、必要に応じて原子力規制委員会と審議し、審査方針を整理している。(例:BWRプラントの特定重大事故等対処施設の設置に係る原子炉設置変更、東京電力ホールディングス柏崎刈羽原子力発電所7号炉の新規基準適合性に係る保安規定変更)</p> <p>・実用炉の「審査に係る確認事項」について、日本原子力発電東海第二発電所の新規基準適合性に係る設置変更許可の取りまとめを完了させるとともに、地震・津波関係について東北電力女川発電所2号炉の審査内容を基に確認事項の整理を進めている。</p> <p>・再処理施設について、令和2年7月の日本原燃(株)再処理施設の事業変更許可処分の際に、審査で確認した事項を取りまとめた「審査の視点及び確認事項」を作成した。</p> <p>・試験研究炉について、過去の設工認審査漏れ(NSRR)を受けて作成した、設置変更許可申請書に記載されている設備等と設計及び工事の計画の認可における要求事項との対応表等を活用し、JRR-3の審査を終了した。</p> <p>・改正原子炉等規制法施行や新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、令和2年4月及び令和3年2月に「実用発電用原子炉に関する審査業務の流れ」を、令和2年9月に「安全審査業務執務要領」をそれぞれ改定し、さらに、令和3年3月に「安全審査業務執務要領」を改定する予定。</p> <p>・核燃料施設等については、審査業務の流れについて審査全般の改善策を踏まえた見直し等を6月に実施した(全事業:再処理事業、加工事業、貯蔵事業、廃棄事業及び輸送分野)。また、9月30日に原子力規制委員会です承した核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の進め方を反映させるため、10月にも見直しを実施した。</p> <p>・これらは、着任する審査官に周知し実務に反映させている。</p>		
1	(3.11報告 第2章1節)	<p>・原子力規制検査を所定のガイドを用いて計画どおりに実施して特定した検査気付き事項を適切に評価できたか。</p> <p>・事業者による安全性向上評価の確認や、審査・検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させることができたか。また、事業者の安全性向上評価について、その結果を効果的に活用するための取り組みを行ったか。</p>					<p>・新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発令を踏まえ、4月より出勤体制の工夫や、事業者との検査工程の調整、出張時の現地2週間待機等の感染拡大防止策を講じ検査を行い、おおむね支障なく検査を進めることができた。また1月からの再度の緊急事態宣言下では、地元自治体や事業者の要請を十分配慮したうえでおおむね支障なく検査を進めることができた。</p> <p>・毎日の原子力規制事務所とのTV会議及び検査グループ内で検査気付き事項や技術的な問題点の情報共有を図っている。特に、検査気付き事項及び指摘事項については、日々のTV会議のみならず、個別事象ごとに事務所とTV会議で議論を行い、スクリーニングや指摘事項とする考え方の合意形成を行った。原子力規制検査の結果については、四半期ごとに原子力規制委員会に報告された。</p> <p>・東京電力柏崎刈羽発電所のIDカード不正使用事案を踏まえ、原子力規制検査全体について検査指摘事項に該当しそうな案件や判断に迷う案件については、原子力規制庁が、速やかに委員長、委員に報告する運用とし、今後速やかにその旨を関係規定に明確化する。</p> <p>・「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた原子力規制検査等の運用について」(4月22日原子力規制庁)を踏まえ、京都大学の試験研究用原子炉施設を始めとし、計4件の保安活動の弾力的な運用について承認を行った。</p> <p>・川内、美浜、高浜、大飯、柏崎刈羽、玄海について使用前事業者検査のチーム検査を実施しており、特に柏崎刈羽7号機については、使用前確認申請前の段階から、事業者と面談や現地での検査を通して積極的にコミュニケーションを図ることにより、厳正かつ適切に検査を実施した。</p> <p>・安全性向上評価の継続的な改善に係る会合の位置づけや進め方等について検討し、新たな課題等があった場合は開催することとした。令和2年度は、一部発電所において特定重大事故等対処施設の供用が開始されたことから、当該施設の安全性向上評価届出上の記載方針などについて、令和2年12月の会合で事業者から聴取し、議論を行った。</p> <p>・審査会合の後には、当該会合における指摘事項、問題意識等を事業者と審査官が相互確認する面談を行い認識のずれを防止するようコミュニケーションを取るとともに、これを通じ事業者の主体的・自主的な取組を促進させている。</p> <p>・現地検査官は、原子力規制検査のフリーアクセスを活用し、頻りに事業者のCAP(是正処置プログラム)会議等を傍聴して得た安全上問題となりそうな情報や懸念事項を日々のTV会議で本庁に共有し、原子力規制検査での確認事項の選定に活用している。また、現地検査官によるインタビューを通じ、事業者の意識変化が現れており、事業者は、パフォーマンスベストやリスクインフォームドを意識して技術的根拠に基づく回答をするようになってきた。安全性向上評価が届出されたプラントについては、検査での活用方法について引き続き検討を行う。</p> <p>・核燃料施設等に係る使用前事業者検査の確認等の進め方について、令和2年6月24日及び令和2年9月30日の原子力規制委員会資料の方針に基づき、検査グループと審査グループが連携して、事業者との面談や審査会合等において事業者とコミュニケーションを図ることで、事業者が行う使用前事業者検査が的確に計画されるとともに、規制手続きに手戻りが生じないよう取り組んだ。具体的には、原燃再処理について、同年12月24日の設計及び工事の計画の変更の認可申請について対話・検討を進めている。</p>		

<p>・事故トラブルについて公開会合での確認等を通じて事業者の原因究明、再発防止策等を適切に確認したか。事故トラブルから得た教訓を他施設も含め、適切に反映したか。</p>	<p>・今年度及び昨年度発生した4件の法令報告事象については、以下のとおり対応した。また、事故トラブル事象から得た教訓については、必要に応じ、他施設も含め、適切に反映されているか事業者等の対応を確認している。</p> <p>a. 日本原子力研究開発機構材料試験炉(JMTR)における二次冷却系統冷却塔の倒壊に関して、是正処置、再発防止策等の設置者の対応について、令和2年6月3日の原子力規制委員会で評価し、今後の対応を決定した。</p> <p>b. 東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター研究棟の排気筒の倒壊に関して、使用者から事故故障等の原因と対策に係る報告を受理した。原子力規制庁において、原因と対策に係る評価を行っており、令和元年10月23日の原子力規制委員会で了承した方針に従い、他の同程度の案件とまとめて、今後、原子力規制委員会はその結果の報告を受けることとしている。</p> <p>c. 関西電力高浜発電所3号機における蒸気発生器伝熱管の損傷については、令和2年7月22日及び10月9日の公開会合で事業者の調査状況、原因究明と再発防止対策に対する聴取を行った。令和2年10月14日に原子力規制委員会としての評価及び今後の対応を決定した。</p> <p>d. 関西電力高浜発電所4号機における蒸気発生器伝熱管の損傷については、事業者から令和3年1月25日に事故故障等の原因と対策に係る報告を受理し、令和3年2月5日及び2月16日に内容について聴取する公開会合を実施した。引き続き、事業者の対応を公開会合等で確認し、評価がまとまり次第、原子力規制委員会はその結果の報告を受ける。</p>
<p>(最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)</p> <p>・実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し分析することができたか。</p> <p>・国内外で今後発生する自然事象に関し、必要に応じて関係機関等と協力して情報収集・分析を実施したか。</p> <p>・技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行ったか。</p> <p>(安全研究の積極的な実施)</p> <p>・実施方針等に基づき定めた計画に沿って研究者倫理を遵守しつつ安全研究業務を達成できたか。</p> <p>・積極的な成果の公表ができたか。</p> <p>・事前、事後評価が計画どおりに実施できたか。</p> <p>・令和3年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定したか。</p> <p>・二国間又は他国間の研究に関する国際活動に積極的に参加できたか。特に、東京電力福島第一原子力発電所に関する国際的な調査活動等に参加し、調査・分析で得られた結果等を積極的に情報発信できたか。</p> <p>・共同研究を計画どおりに進めることができたか。共同研究報告会が開催できたか。</p> <p>(規制基準の継続的改善)</p> <p>・バックフィット案件である「震源を特定せず策定する地震動(全国共通)」について規制への適用の在り方を検討し、その結論を踏まえて適切に運用したか。</p> <p>・発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策のうち多様化設備に係る要求事項及び規制上の取扱いについての検討を引き続き行い、一定の結論を得たか。また、電磁的障害に係る国外の知見、規制動向等の情報収集を踏まえ、制度改正の可否等について検討したか。</p> <p>・IRRSミッションによる「人的組織的要因の考慮」に関する提言を踏まえ、人的組織的要因を考慮した原子炉制御室等に関する評価ガイドについて、2020年度中の案策定を目指し、作業を進めたか。</p> <p>・令和2年度の民間規格の技術評価の計画を策定し、これに基づき技術評価に関する検討チームを設置し、技術評価書の策定及びそれに関連する規則解釈等を改正したか。</p> <p>(3. 11報告 第2章2節)</p> <p>・国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を定期的に収集・分析し、安全上重要なものを、技術情報検討会に報告したか。</p> <p>・運転検査官会議において国内外原子力施設の最新事例紹介を行うとともに、運転経験関連国際会合において国内トラブル情報の発信及び加盟国との情報交換を行ったか。</p> <p>・輸送分野に関し、国内規則への取り入れ及びIRRSフォローアップミッションでの指摘事項について十分に検討し、関係省庁と調整を行い、短期的に対応が可能なものに関しては、適切に規則の改正等を行ったか。</p>	<p>・毎週金曜日に技術連絡会においてGITF(GENERIC ISSUES タスクフォース)を開催し、最新知見の収集・分析を行うとともに、その結果として5件の「要対応技術情報(案)」を抽出した。</p> <p>・国内外で今後発生する自然事象に関する情報について、政府機関及び研究機関の委員会、学会等に参加し、収集した情報について分析を行った。内閣府は、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」の概要報告(令和2年4月21日公表)において、当該海域における最大クラスの地震・津波断層モデルの想定と原子力施設立地地点を含む北海道から千葉県沿岸での津波の高さや浸水域の推計結果を示した。この報告を踏まえ、原子力規制委員会では内閣府事務局に詳細データの提示を求める等の情報収集を行うとともに、規制対応の要否を検討した。また、福井県による「津波浸水想定について(令和2年10月30日公表)」を技術情報検討会において情報共有した。このような国内外の自然現象に関して収集した情報について、外部の専門家の助言を求めるため、炉安審及び燃安審に「地震・津波部会(新規)」及び「火山部会(名称変更)」を設置した(令和2年12月15日)。</p> <p>・技術基盤グループは原子力規制部等から47件の技術支援依頼を受け原子力規制部各課に技術支援した。また、技術基盤グループは、GITF(GENERIC ISSUES タスクフォース)だけでなく、必要に応じて原子力規制部等へ情報提供を行った。</p> <p>・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針」に基づき、新規4件を含む、21件の安全研究プロジェクトについて、研究計画を6月にホームページに公表し、安全研究を実施した。</p> <p>・安全研究成果の公表については、2件のNRA技術報告、5件のNRA技術ノートの公表、12件の論文誌への掲載、2件の国際会議における論文発表及び18件の学会発表を行った。また、日本原子力研究開発機構と連携し、同機構安全研究センター報告会において、原子力規制委員会職員により3件の発表を行った。</p> <p>・令和元年度で終了した8件の安全研究プロジェクトの事後評価及び平成27年度～29年度に終了した27件の安全研究プロジェクトの追跡評価を実施した。また、令和3年度から新たに始める安全研究プロジェクト8件を対象とした事前評価を実施した。</p> <p>・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和3年度以降の安全研究に向けて)」を策定し、6月24日の原子力規制委員会で決定した。</p> <p>・二国間の国際活動として、米NRC及び仏IRSNと情報交換を実施するとともに、多国間の枠組みとしてOECD/NEAとのプロジェクト18件に参加している。東京電力福島第一原子力発電所の事故分析に関しては、OECD/NEA/CSNIの調査研究活動(ARC-F)に参加し、同発電所1号炉を模擬したベダスタルにおける高温溶融物の拡がり挙動の解析結果について報告した。また、事故シナリオ及び核分裂生成物の移行・拡散に係る解析の現状と課題について、12か国(24機関)と認識を共有した。</p> <p>・共同研究を16件、計画どおり推進した。共同研究報告会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模を縮小し、共同研究先として日本原子力研究開発機構と連携しオンラインにて報告会を3月に開催する。</p> <p>・これまでの原子力規制委員会における審議結果を踏まえ、原子力規制委員会(令和3年1月20日)において取りまとめた基準の改正案について、意見募集を実施(令和3年1月21日から2月19日まで)した。</p> <p>・デジタル安全保護回路に係る共通要因故障対策について、第15回原子力規制委員会(令和2年7月8日)において、事業者から自主的取組の詳細について、公開の会合で提案を受けることを了承し、第5回発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策等に関する検討チーム(令和2年10月6日)において、事業者から自主的取組の内容を聴取した。第33回原子力規制委員会(令和2年10月21日)において、事業者の自主的取組の内容について報告し、今後も事業者が行う自主的取組の詳細について確認することとした。</p> <p>・第44回技術情報検討会(令和3年1月27日)において、電磁的障害に係る国内外の知見、規制動向等の情報収集を行った結果について報告した。</p> <p>・第44回技術情報検討会の結果報告の際、基準及び制度改正の可否について検討を開始することとした。</p> <p>・第26回原子力規制委員会(令和2年9月23日)において、人的組織的要因を考慮した原子炉制御室等に関する評価ガイド案として「人間工学設計評価に関するガイド(案)」を提示し、公開会合において事業者意見を聴取すること等の対応方針について了承した。</p> <p>・第13回新規要件に関する事業者意見の聴取に係る会合(令和2年10月26日)において、ATENA(原子力エネルギー協議会)からガイド案について意見聴取を行うとともに、第49回原子力規制委員会(令和3年1月13日)において、「人間工学設計開発に関する審査及び検査ガイド案」の意見募集を実施し、年度内にガイドを策定予定。</p> <p>・第2回原子力規制委員会(令和2年4月8日)の了承した令和2年度の民間規格の技術評価の計画に沿って、渦電流探傷試験、超音波探傷試験及び漏えい率試験に係る日本電気協会の規格の技術評価に関する検討チームの立ち上げ、計3回会合を実施し、技術評価を行った。年度内に、同検討チームにおける議論を踏まえ策定した技術評価書案及びこれに基づく実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正案について、意見募集を実施する予定。</p> <p>・令和元年度に検討チームで技術評価を進めていた原子炉圧力容器に対する供用期間中の破壊靱性の確認方法等の技術評価について、第23回原子力規制委員会(令和2年9月9日)で技術評価書の報告を受けた。</p> <p>・国内外から収集した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を収集・分析し、156件について1次スクリーニングを行い、2次スクリーニング調査・分析を2件継続中。</p> <p>・1相開放故障事象(OPC)の国内原子力施設対応状況につき、原子力規制委員会(令和2年5月27日)に報告があり、事業者との公開会合(令和2年8月5日)を実施した。</p> <p>・国内外の事故・トラブルに係る情報のスクリーニング結果について庁内関係者で合同ワーキングを4回実施し、その結果を踏まえ、技術情報検討会(令和2年8月19日、10月29日、令和3年1月27日)にて報告した。</p> <p>・技術情報検討会の結果概要について、原子力規制委員会(令和2年10月28日、11月25日、令和3年2月中)にて報告を受けた。</p> <p>・運転検査官会議(令和2年7月17日、令和2年10月22日、令和3年2月)において、技術情報検討会にて報告した国内外の原子力施設事故・トラブル情報等を紹介した。また、国際会合においても同旨紹介している。</p> <p>・8月19日第19回原子力規制委員会において、輸送関連の規則、告示及びガイドの改正案を審議し、意見公募手続を行った後、10月14日第32回原子力規制委員会において、意見公募の結果について審議するとともに、改正案のうち放射線障害の防止に関する技術的基準に係るものについて放射線審議会へ諮問することを決定した。10月23日第150回放射線審議会総会において、諮問内容は妥当である旨答申されたことを受け、11月18日第38回原子力規制委員会において規則等の改正を決定し、令和3年1月1日に改正された規則等を施行した。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査により得られた経験等をもとに、現行規制基準等について、具体化や明確化を図るための計画を策定し、作業に着手したか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開会で事業者からの意見・提案の聴取が行われるとともに、原子力規制庁内で令和2年度の実施計画の策定に関する意見交換が行われ、令和2年度第35回原子力規制委員会(令和2年10月28日)において、令和2年度の実施計画及び令和3年度以降の進め方を了承した。これに基づき年度内に一部の規則解釈の改正案について意見募集を行う予定。 	
3	改正原子炉等規制法の着実な施行 【PDCA管理番号:2.(3)】 (3.11報告 第2章3節)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり原子力規制検査を実施できたか。新検査制度に対する検査官の理解が進んだか。新検査制度の教育訓練、研修を計画どおり実施できたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応により、一部の施設においてチーム検査が計画通りに実施できていないが、施設の稼働状況や施設の安全上の重要度等を勘案しつつ、一部の検査を下期や次年度に延期するなど、計画を変更して柔軟に対応。 ・TV会議や電話等を活用しながら現場の運転状態の監視を継続した。また、フリーアクセスを最大限に活用し、監視に必要な情報を多角的に収集することを心がけるとともに、検査官の力量向上に資する使用前検査への参加など、新たな検査制度の基本に即した検査実務を実施した。 ・検査の気付き事項に対する判断や評価について、検査官から検査評価室に共有、相談できる仕組みとし、タイムリーに助言を行うとともに、重要度評価ガイドに沿って評価を適切に実施できるよう本庁及び地方事務所の検査官に対して重要度評価のケーススタディを実施する等、検査官の重要度評価の手法・視点に係る理解向上に資する取り組みを行った。 ・新検査制度に係るウォークダウン研修について、年度末までに5回実施予定。 ・専門検査部門が所管する検査の運用ガイドについて、原子力規制事務所等からの問合せ窓口を設定し、日常検査での留意事項や気付き事項に関する問合せや相談に対応しており、定期事業者検査に対する監督確認・監視すべき具体的なポイントや四半期毎の検査報告書の記載内容等について、適宜、情報共有や助言等を行っている。 ・原子力規制検査において確認された大飯3号機の加圧器スプレイライン配管溶接部における有意な指示について、ISI(供用期間中検査)のチーム検査で現地確認を行うとともに、公開会を開催し、関西電力が実施したUT検査(超音波探傷検査)、亀裂発生の原因分析及び事業者の対策等について、確認を行っている。また、敦賀2号機のボーリング柱状図データ書き換え問題について、公開会を開催し、日本原子力発電から事実関係や原因調査分析について聴取するとともに、日本原子力発電の本店にて関係文書や記録等を確認する原子力規制検査を行っている。 	A
		<ul style="list-style-type: none"> ・検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査で確認された検査指摘事項について、リスクの考え方を取り入れた重要度評価ガイドに沿って評価を実施した。また、日常検査において、検査気付き事項及び指摘事項について議論する際に限らず、検査対象の選定時に、プラントの運転状態のみならず、事業者が日々のCAP(是正処置プログラム)会議で示すリスク情報を活用した。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月の改正原子炉等規制法の施行に際して、各種許認可申請をスムーズに審査・処分し、新制度へ円滑に移行できたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉については、11事業者19原子力発電所から本改正に伴う設置許可変更届出を受領し、速やかにその内容を確認した。また、これら11事業者19原子力発電所からは、原子炉等規制法及び関係法令等の改正に伴う保安規定変更認可申請も受領し、令和2年度中に全てについて認可した。廃止措置計画については、7事業者7原子力発電所について認可した(令和2年2月17日時点)。 ・核燃料施設等についても同様に、原子力事業者から受領した事業許可変更等の届出を速やかに確認し、保安規定の申請等の審査を進め順次認可しており、円滑に新制度への移行を進めている。 	
4	規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応 【PDCA管理番号:2.(4)】 (3.11報告 第2章4節)	<ul style="list-style-type: none"> ・審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図れたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査進捗や論点について、定期的(実用炉については四半期毎)に原子力規制委員会への報告を行うなど、審査状況・課題の明確化を図っている。 	A
		<ul style="list-style-type: none"> ・音声自動文字起こしシステムを本格導入し、運用できたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策としてTV会議による審査ヒアリングを行ったことも相まって録音品質の面で課題はあるものの、限られた設備を効果的に運用し、審査ヒアリングの詳細な議事内容の公開等を進めた。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月委員会了承)及び各課・部門で策定した知識管理年度計画に従って、業務マニュアルの整備等審査の改善に取り組みめたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正原子炉等規制法施行や新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、令和2年4月に「実用発電用原子炉に関する審査業務の流れ」を、同年9月に「安全審査業務執務要領」をそれぞれ改定した。(再掲) ・核燃料施設等については、審査業務の流れについて審査全般の改善策を踏まえた見直し等を6月に実施した(全事業:再処理事業、加工事業、貯蔵事業、廃棄事業及び輸送分野)。また、9月30日に原子力規制委員会です承した核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の進め方を反映させるため、10月にも見直しを実施した。(再掲) ・個別の審査方針、規制上の取扱いについて、必要に応じて原子力規制委員会が審議し対応方針を了承した。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・経年劣化管理に係るATENAとの実務レベルの技術的意見交換会を適切に実施し報告書を取りまとめ、原子力規制委員会に報告ができたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経年劣化管理に係るATENA(原子力エネルギー協議会)との実務レベルの技術的意見交換会を5回(昨年度から通算6回)開催し議論の内容をとりまとめた報告書について、7月22日第17回原子力規制委員会にて報告がなされた。また、7月29日の第18回原子力規制委員会にて委員会としての見解文書を示した。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・これまでのバックフィット事例を網羅的に分析することができたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの継続的改善事例を整理分析し、「継続的な安全性向上に関する検討チーム」において議論を進めている。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。更にリスク情報の活用を進めたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査で使用する事業者のPRAモデルの適切性確認を行い、検査の実施及び検査指摘事項の重要度評価等で活用できるよう整備を進め2モデルを確認した。 ・検査官がリスクの考え方を取り入れた重要度評価ガイドに沿って重要度評価を適切に実施できるよう本庁及び地方事務所の検査官に対して重要度評価のケーススタディの実施やPRA情報を共有するなど、検査官の重要度評価の手法・視点に係る理解向上に資する取り組みを行った。 ・第1回検査制度に関する意見交換会(8月27日)において、当面の課題の一つとして核燃料施設の指摘事項の評価手法が掲げられたことから、その後の意見交換会において、事業者と意見交換しながら検討を進めている。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・リスク情報を活用し、審査の基準・手法・手順などの合理化を行ったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設によるリスクの違いを念頭に置き、グレーデッドアプローチを適用する観点から、6月24日の委員会で審議した再処理施設の設工認等の審査の進め方において、設備機器等の重要度に応じた審査方針を整理するとともに、再処理施設以外の試験炉、加工施設などについても同様の検討を行い、9月30日の原子力規制委員会が審議した。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを検査等によって確認ができたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・四国電力(株)伊方発電所2号炉、日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター加工施設等の廃止措置計画に係る審査を適切に進めた。 ・平成31年3月の原子力規制委員会において了承した廃止措置計画認可基準の見直しに関して、令和2年12月の原子力規制委員会において改正案を了承し、令和2年12月23日付けで施行した。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・東海再処理施設について、監視チーム会合等を通じ、廃止措置の実施状況の監視を、その特殊性を踏まえ、適時適切に実施したか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東海再処理施設の安全対策、廃止措置に必要な設備の設置・改造等に係る廃止措置計画の変更については、東海再処理施設安全監視チーム会合において効率的に議論を進め、令和2年7月、9月及び令和3年1月に認可した。 ・令和2年度は、東海再処理施設安全監視チーム会合を17回開催し、高レベル廃液に係るリスク低減が適切に行われるよう監視をした。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・中深度処分に係る委員会規則等の改正及びガイドの制定を行ったか。サイト解放基準の考え方を整理し、必要な基準等を整備したか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中深度処分に係る基準の検討に際しては、原子力規制委員会における本質的な議論を行うために必要な情報の収集・整理等を行った。また、これまでの検討結果を精査し、要求事項の適正化を図るとともに、更なる技術的検討を要する断層等に係る基準に関しては、庁内の専門家の協力を得て審査の実効性及び規制強度の観点も含めて検討した。これらを踏まえて取りまとめた基準に係る主な要求事項について、原子力規制委員会です承し、科学的・技術的意見の募集を行った。 ・廃止措置の終了確認基準の整備については、検討の範囲及び事項並びに制度上の課題を整理した上で原子力規制委員会において審議した。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設処分について実効的な規制基準となるよう検討を行ったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数回の原子力規制委員会において議論に必要な情報を提供し、規制制度設計に大きな影響を与えられ論点について整理した。その論点整理を踏まえ、ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設に係る規制の考え方(案)を取りまとめ、原子力規制委員会での了承を得た後、科学的・技術的意見の募集を年度内に行う予定。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・IRRSミッションで受けた勧告・提言について、原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)に係る規制の改善を関係部署の業務計画に反映し、実施することができたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線測定品の品質確保に関する勧告への対応については、放射性同位元素等規制法における対応を踏まえて、必要に応じてガイド等の改正を行うこととしている(9月2日の原子力規制委員会において規則改正に係る委員会決定をし、その具体については今後予防規程ガイドに定める予定とされ検討が進められている)。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・[再掲]輸送分野に関し、国内規則への取り入れ及びIRRSフォローアップミッションでの指摘事項について十分に検討し、関係省庁と調整を行い、短期的に対応が可能なものに関しては、適切に規則の改正等を行ったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・8月19日第19回原子力規制委員会において、輸送関連の規則、告示及びガイドの改正案を審議し、意見公募手続を行った後、10月14日第32回原子力規制委員会において、意見公募の結果について審議するとともに、改正案のうち放射線障害の防止に関する技術的基準に係るものについて放射線審議会へ諮問することを決定した。10月23日第150回放射線審議会総会において、諮問内容は妥当である旨答申されたことを受け、11月18日第38回原子力規制委員会において規則等の改正を決定し、令和3年1月1日に改正された規則等を施行した。 			

投入人員[人]	PDCA管理番号: 2. (1)	123
	PDCA管理番号: 2. (2)	152
	PDCA管理番号: 2. (3)	132
	PDCA管理番号: 2. (4)	57
目標達成度合いの測定結果	<p>総括的評価 (各行政機関共通区分)</p> <p>A</p> <p>判断根拠</p> <p>全ての測定指標において目標を達成したため</p>	
評価・分析 (Check)	<p>原子炉等規制法に係る規制の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、透明性を確保しつつ厳正かつ適切に審査が行われた。 審査会合に向けての指摘事項等の整理、原子力規制委員会定例会における審査方針の議論、審査後の「審査に係る確認事項」の作成等、適切な審査のための取組が行われた。また、過去の審査漏れ案件についてもその後の審査で適切に是正された。 審査業務のマニュアルが着実に整備・更新され、着任した審査官を含めて審査実務に反映されている。 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、拡大防止策を講じて適切に原子力規制検査を行い、おおむね支障なく検査を進めることができている。検査気付き事項の評価に際しては本庁と原子力規制事務所間の情報共有や議論を通じ、考え方の合意形成は適切に図られている。 安全性向上評価の継続的な改善に係る会合の進め方を検討し、新たに供用が開始された特定重大事故等対処施設に係る記載方針など事業者との議論が行われている。また、検査においても事業者と適切にコミュニケーションがとられ、新検査制度施行後、事業者の意識変化(パフォーマンスベストやリスクインフォームドを意識した回答など)が現れている。 今年度及び昨年度発生した4件の法令報告事象については、公開会合で原因究明、再発防止策等に係る聴取等、適切に対応がなされた。また、事故トラブル事象から得た教訓については、必要に応じ、他施設も含め、適切に反映されているか事業者等の対応を確認している。 <p>・事故トラブルに関して、是正処置、再発防止対策等の事業者の対応について、原子力規制庁において公開会合で確認等するとともに、適時原子力規制委員会はその内容の報告を受け、評価等を決定した。また、原子力規制検査において、他施設も含め事故トラブルから得た教訓の反映状況に問題ないことを確認した。以上のことから、目標は達成している。</p> <p>安全研究の推進と規制基準の継続的改善 (最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集・分析し、その結果として5件の「要対応技術情報(案)」を抽出した。 国内外で今後発生する自然事象に関連して、内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」の概要報告(令和2年4月21日公表)において、当該海域における最大クラスの地震・津波断層モデルの想定と原子力施設立地地点を含む北海道から千葉県までの沿岸での津波の高さや浸水域の推計結果が示された。この報告を踏まえ、原子力規制委員会では内閣府事務局に詳細データの提示を求める等の情報収集を行うとともに、規制基準や審査ガイドの改訂等の規制対応の要否を検討した(5月)。 現在、技術基盤グループは、原子力規制部等より、新規規制基準適合性に係る審査支援、チーム会合への参加要請等の技術支援依頼を47件受諾しており、当該内規に基づき各課が依頼されている技術的依頼を把握している。 <p>(安全研究の積極的な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施方針に基づき21件の安全研究プロジェクトを実施した。 安全研究の成果の公表について、2件のNRA技術報告、5件のNRA技術の公表、12件の論文誌への掲載、2件の国際会議における論文発表及び18件の学会発表を行った。また、学会から1件の賞を受賞した。 令和元年度で終了した8件の安全研究プロジェクトの事後評価及び平成27年度～29年度に終了した27件の安全研究プロジェクトの追跡評価を実施した。また、令和3年度から新たに始める安全研究プロジェクト8件を対象とした事前評価を実施した。 令和3年度以降の安全研究実施方針を策定し、6月24日に規制委員会に報告した。 二国間の国際活動(NRC及びIRSN)との情報交換を実施するとともに、OECD/NEAにおける国際共同研究プロジェクト(18件)に参加するなど、国際活動に積極的に参加した。また、OECD/NEA/CSNIの調査研究活動(ARC-F)に参加し、事故シナリオ及び核分裂生成物の移行・拡散に係る解析の現状と課題について、12か国(24機関)と認識を共有した。 共同研究を16件、計画どおり推進した。共同研究報告会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模を縮小し、共同研究先として日本原子力研究開発機構と連携しオンラインにて報告会を3月に開催する。 <p>(規制基準の継続的改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「震源を特定せず策定する地震動(全国共通)」について規制への適用の議論がとりまとめ、おおむね年度内に基準の改正がなされる予定。 デジタル安全保護回路に係る共通要因故障対策について、対応方針を整理するとともに事業者の自主的取組の内容の聴取が行われた。電磁的障害に係る国内外の知見、規制動向等の情報収集がなされ、年度内に基準及び制度改正の要否について検討に着手する予定。 「人間工学設計開発に関する審査及び検査ガイド案」について、年度内に策定される予定。 令和2年度の民間規格の技術評価の計画に沿って技術評価が行われ、技術基準に関する規則の解釈の一部改正の作業も進められている。 国内外から収集した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を収集・分析し、スクリーニングし、技術情報検討会で報告、原子力規制委員会への報告がなされた。 運転検査官会議や国際会合において、技術情報検討会にて報告した国内外の原子力施設事故・トラブル情報等を紹介した。 輸送分野に関し、IAEA輸送規則2018年版の国内規則への取り入れ及びIRRSフォローアップミッションでの指摘事項に対応するため、令和2年11月18日に輸送関連の規則等を改正し、令和3年1月1日に施行した。 実用炉の審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、令和2年度の実施計画及び令和3年度以降の進め方を決め、これに基づく規則解釈の改正作業に着手がなされた。 <p>改正原子炉等規制法の着実な施行</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症下においても、一部の検査を下期や次年度に延期するなど、計画を変更して柔軟に対応している。また、検査の気付き事項に対する判断や評価について、検査官から検査評価室に共有、相談できる仕組みの構築やケーススタディの実施など、理解向上に資する取組が行われている。また、新検査制度に係る研修についても着実に進めている。 検査気付き事項について、リスクの考え方を取り入れた重要度評価ガイドに沿って評価を実施している。また日常検査においてもリスク情報の活用が進められている。 品質管理体制の強化に係る新制度について、各種申請の審査・処分等を速やかに行い、円滑に新制度への移行がなされている。 <p>規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査進捗や論点について、定期的(実用炉については四半期毎)に原子力規制委員会への報告を行うなど、審査状況・課題の明確化を図っている。 TV会議方式の審査ヒアリングによる影響はあったものの、限られた設備を効果的に運用し、審査ヒアリングの詳細な議事内容の公開等を進められている。 審査業務のマニュアルが着実に整備・更新されている。 経年劣化管理に係るATENA(原子力エネルギー協議会)との実務レベルの技術的意見交換会の報告書が取りまとめられ、また、原子力規制委員会としての見解も示した。 バックフィットに係るこれまでの継続的改善事例を整理分析し、「継続的な安全性向上に関する検討チーム」において議論が進んでいる。 原子力規制検査で使用する事業者のPRAモデルの適切性確認を行い、検査の実施及び検査指摘事項の重要度評価等で活用できるよう整備を進め2モデルを確認した。ケーススタディやPRA情報の共有など、検査官の重要度評価の手法・視点に係る理解向上に資する取組が行われている。また、核燃料施設等の審査において、施設によるリスクの違いを念頭に置き、グレースケールアプローチを適用する観点から、再処理施設の設工認等の審査の進め方など整理がなされた。 廃止措置計画に係る審査・検査が適切に進められるとともに、廃止措置計画認可基準について見直し、令和2年12月23日付けで施行している。 東海再処理施設について、東海再処理施設安全監視チーム会合等を通じて適切に監視がなされている。 中深度処分に係る基準について検討が進み、検討結果を踏まえて取りまとめた基準に係る主な要求事項について、科学的・技術的意見の募集が行われた。廃止措置の終了確認基準(サイト解放基準)の整備については、検討の範囲及び事項並びに制度上の課題を整理し議論が行われ基準整備に向けた検討が進められた。 ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設に係る規制の考え方(案)を取りまとめ、科学的・技術的意見の募集を行い、実効的な規制基準となるよう検討が進められた。 放射線測定の品質確保に関するIRRS動向への対応については、放射性同位元素等規制法における対応(現在検討が進められている予防規程ガイド)を踏まえて、次年度に必要な応じてガイド等の改正を行うこととなる。 	

次年度の取組の方向性
(Act)

原子炉等規制法に係る規制の実施

- ・申請に対し、発電所や核燃料施設等ごとの立地特性や施設の特徴・安全上の重要度を踏まえつつ論点等を明確にし、法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施する。
- ・法定の検査を厳正かつ適切に実施する。(新検査制度については(3)で詳述)
- ・事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させる。
- ・次年度についても、事故トラブルについて、原子力安全上の影響の程度等に応じ、公開会合での確認等により適切に対応する。

安全研究の推進と規制基準の継続的改善

(最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)

- ・実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し分析する。
 - ・国外で今後発生する自然事象に関しては必要に応じて関係国機関等と協力して情報収集・分析を行う。また、国内の自然事象に関しては、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し情報収集・分析を行う。それらの結果、最新知見と判断される場合は技術情報検討会において検討する。
 - ・安全研究より得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を審査検査等の規制業務に活用することを目的として、技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行う。
- ・事故トラブルから得た教訓を規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要に応じて規制への反映を行う。

(安全研究の積極的な実施)

- ・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和3年度以降の安全研究に向けて)」(令和2年6月24日原子力規制委員会)等に沿って安全研究を実施する。
- ・令和3年度に終了する安全研究プロジェクトについては、事後評価に向けて、年度内に安全研究成果報告の取りまとめを行う。また、新たに重要な成果が出たものは、随時、速やかに論文等に取りまとめる。安全研究の公表促進活動として、JAEA 安全研究センターと連携した研究成果の発表を行う。
- ・6月をめどに令和2年度に終了した8件の安全研究プロジェクトの事後評価を、1月をめどに令和4年度に開始する安全研究プロジェクトの事前評価を行う。
- ・規制上の課題を踏まえ、今後推進すべき安全研究の分野について検討を行い、7月に令和4年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定する。
- ・二国間(米国NRC、仏国IRSN等)又は多国間の研究に関する国際活動(OECD/NEA/CSNI等)に積極的に参加する。特に、東京電力福島第一原子力発電所に関する国際的な調査活動等に参加し、調査・分析で得られた結果等を積極的に情報発信する。
- ・基盤グループ研究職の技術力向上にも資する共同研究を計画どおり推進するとともに、共同研究先と連携して報告会を開催する。

(規制基準の継続的改善)

- ・事業者の自主的取組として対応することとしている発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策に係る規制上の取扱いについて、「継続的な安全性向上に関する検討チーム」における議論の結果も踏まえ、対応方針を決定する。
- ・令和2年度に行った電磁的障害に係る国外の知見、規制動向等の情報収集を踏まえ、制度改正の要否等についての検討を進める。
- ・令和3年度の民間規格の技術評価の計画に基づき、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及びそれに関連する規則解釈等を改正する。
- ・国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析する。
- ・技術情報検討会を定期的に開催し、収集・分析した国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む)等について、規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要なものについては作業担当部署を定め、その進捗状況を確認する。
- ・技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会ですぐに報告を受けるとともに、並行して原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会へ報告し助言を受ける。このうち、自然ハザードに関する最新知見については、火山部会、地震・津波部会に報告し、規制上の対応の要否について助言を受ける。
- ・運転検査官会議において国内外原子力施設の最新事例紹介を行うとともに、運転経験関連国際会合において国内トラブル情報の発信及び加盟国との情報交換を行う。
- ・実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査の実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、令和3年度の計画に基づき改正作業を進める。

改正原子炉等規制法の着実な施行

- ・IRRSミッションの指摘等を踏まえて見直しを行った新検査制度を計画どおり本格実施するとともに、引き続き、新検査制度に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。

規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応

- ・審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。
- ・「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月委員会了承)及び各課・部門で策定した知識管理年度計画に従って、業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組む。
- ・バックフィット制度について、「継続的な安全性向上に関する検討チーム」における検討を進め、これまでのバックフィット事例の分析を通じ改善の方向性を検討する。
- ・審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。
- ・施設の特徴・安全上の重要度を踏まえ、グレーデッドアプローチを考慮して核燃料施設等の審査を行う。
- ・廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。
- ・東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化及び外的事象への防護を並行的に進めるため、必要な指導等を行う。
- ・中深度処分に係る規制基準等の整備を行う。
- ・IRRSの指摘等を踏まえ、廃止措置の終了確認基準に関する判断基準の整備を行う。
- ・ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設処分に係る規制基準の整備を行う。
- ・IRRSで受けた勧告・提言について、原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)に係る規制の改善に取り組む。

令和2年度重点計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性

施策名		3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施					測定指標の選定理由及び年度ごとの実績値 目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
目標(定量指標)		評価の視点(Plan)		年度ごとの目標値						
		年度ごとの実績値(Do)								
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
1	核セキュリティ対策の推進【PDCA管理番号:3.(1)】 (原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数) <アウトカム指標>	・原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数を0件に抑えたか。	-	-	-	-	0	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の目的を踏まえ、核燃料物質を防護するための規制を通じて公共の安全が図られていることを示す指標として選定したもの。	A	
		0	0	0	0	0				
目標(定性指標)(Plan)		評価の視点(Plan)					施策の達成状況の評価		達成	
実績(Do) (3.11報告の実績記載箇所)										
1	核セキュリティ対策の推進【PDCA管理番号:3.(1)】 (3.11報告 第3章1節)	・原子力規制検査の試運用の結果等を踏まえつつ、原子力規制検査制度を円滑に実施に移すことができたか。 ・核物質防護に係る規制を厳正かつ適切に実施したか。 ・放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置等の新たな規制要求の実施にかかる適切な審査・検査を実施したか。 ・国内外の動向等を踏まえて、核セキュリティ対策強化に資する制度整備を行ったか。	新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けつつも、事業者等と緊密に連絡・調整を図り、検査計画について柔軟に見直した上、今年度予定していた検査を着実に実施した。一方、柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカードの不正使用事案について原子力規制庁は、委員まで適時に情報共有がなされなかった点は、今後改善が必要な事項である。 核物質防護規定の変更認可申請に係る審査を適切に実施した。 ・防護措置に関する事業所からの届出・報告について適切に処理を行った。また、事業所に対して定期的に行う立入検査については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、年度途中には年間計画を変更して立入検査を優先的に実施する対象を選定するなどしつつ、可能な範囲で立入検査を実施した。 ・これに加え、防護措置等の規制を受ける現場でその管理等実務に携わる特定放射性同位元素防護管理者を育成する取組として、一部Webを活用する等新型コロナウイルス感染症対策にも配慮した育成プログラムを実施した。 新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けつつも、制度整備に係る計画を柔軟に見直し、国内外の動向等を踏まえて、核セキュリティ対策強化に資する制度整備に向けた検討を進めた。							A
2	保障措置の着実な実施【PDCA管理番号:3.(2)】 (3.11報告 第3章2節)	・IAEA、関係機関等と適切に連携し、日IAEA保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行したか。 ・原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行ったか。 ・我が国の保障措置に係る取組について、国際会議や国際トレーニング等を通じて国際的に発信したか。	・IAEA保障措置その他の国際約束について、IAEA、関係機関等と適切に連携し、誠実に履行した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響下においても計画どおり査察を実施するというIAEAの方針を踏まえ、公益財団法人核物質管理センターによる保障措置業務の継続実施に必要な体制を構築するよう指導を行った。 ・オンライン会議で開催されたAPSN(アジア太平洋保障措置ネットワーク)年次会合(令和2年12月)や核物質管理学会(INMM)(令和2年11月)、IAEAのSSACオンライントレーニングコース(令和2年11月)に出席し、我が国の保障措置に関する情報発信を行い、国際社会の理解促進を図った。また、米国やIAEAに我が国の保障措置に係る取組をまとめた英文資料を送付した。							A
3	原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化【PDCA管理番号:3.(3)】 (3.11報告 第3章3節)	・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化については、これらの調和に関する内部文書に則り、審査等及び検査等の業務を適切に行えたか。また、必要な改善が図られたか。	・3Sの調和に関する情報共有の仕組みに従って、日々の業務(審査及び検査等)において、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の相互影響の確認や情報共有等の運用を適切に行い、連携を行った。 ・核物質防護に係る原子力規制検査の結果等について、本庁と地方規制事務所との連携を推進した。 ・調和に関する内部文書に則り、3Sに係る情報共有を行い審査等及び検査等の業務を適切に行った。							A
投入人員[人]		PDCA管理番号:3.(1)	36							
		PDCA管理番号:3.(2)	16							
		PDCA管理番号:3.(3)	5							
目標達成度合いの測定結果		総合的評価 (各行政機関共通区分)	A	判断根拠			全ての測定指標において目標を達成したため			
評価結果	評価・分析 (Check)	核セキュリティ対策の推進 ・防護措置に関する事業所からの届出・報告について適切に処理を行った。また、事業所に対して定期的に行う立入検査については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、年度途中には年間計画を変更して立入検査を優先的に実施する対象を選定するなどしつつ、可能な範囲で立入検査を実施した。これに加え、防護措置等の規制を受ける現場でその管理等実務に携わる特定放射性同位元素防護管理者を育成する取組として、一部Webを活用する等新型コロナウイルス感染症対策にも配慮した育成プログラムを実施した。 ・原子力規制検査及び核セキュリティ対策強化に資する制度整備に向けた検討については、新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けつつも、柔軟に計画を見直すなどして着実に実施した。また、核物質防護規定の変更認可申請(物理的防護)に係る審査についても適切に実施した。								
	次年度の取組の方向性 (Act)	保障措置の着実な実施 ・IAEA、関係機関等と適切に連携し、日IAEA保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行した。 ・原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督を適切にした。								
		原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化 ・3Sの調和に関する情報共有の仕組みに従って、審査及び検査等における影響確認や情報共有等の運用を適切に行うとともに、原子力規制検査の結果等について、本庁と地方規制事務所との連携を推進した。 ・3Sの調和に関する情報共有の仕組みに従って、日々の業務(審査及び検査等)において、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の相互影響の確認や情報共有等の運用を適切に行い、連携が図られている。								
		核セキュリティ対策の推進 ・放射性同位元素等規制法に基づき防護措置に係る検査、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習の監督等を通じて、放射性同位元素等の防護規制の着実な実施及び定着を図る。 ・原子力規制検査の実績を踏まえ、より効果的な検査計画の立案、検査官の力量の維持・向上に向けた知識の継承を行う。 ・原子力規制検査を踏まえて指摘事項となった事案等の原子力規制委員会への報告の内容、時期及び方法について検討を行う。 ・核物質防護規定の変更認可申請に関して、物理的防護及びサイバーセキュリティに係る申請の審査を、引き続き、着実に進める。また審査基準に関して、核セキュリティの規制要求は原子力安全(セーフティ)の規制要求との整合も図りながら、セキュリティ対策強化に資する制度整備を進める。								
		保障措置の着実な実施 ・IAEA、関係機関等と適切に連携し、日IAEA保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行する。 ・原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督を適切にする。								
		原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化 ・核物質防護規定の変更認可申請の審査において、3Sの影響確認を行う際、核セキュリティと原子力安全(セーフティ)の関係部門のヒアリングに参加するなどして、庁内の連携をより緊密なものとする。 ・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化については、これらの調和に関する内部文書に則り、審査等及び検査等の業務を適切に行い、適宜改善を図る。								

令和2年度重点計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性

施策名		4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明							
目標(定量指標)	評価の視点(Plan)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び年度ごとの実績値(目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	達成	
		年度ごとの実績値(Do)							
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
1	廃炉に向けた取組の監視(中期的リスクの低減目標マップのうち、2020年度内の主要な12目標についての指摘及び取組状況の確認) 【PDCA管理番号:4.(1)】	・東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2020年3月版)に示された事項について、遅延なく進められるよう監視・指導することができたか。特に、本マップにおいて2020年度内の主要な12目標全てについて、東京電力に対し、特定原子力施設監視・評価検討会等の場において必要な指摘を行い、その指摘に対する取組状況等を確認できたか。	-	-	-	-	12項目	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ円滑に進むには、中期的リスクの低減目標マップに示された事項(2020年度内の主要な12目標)について、遅延なく進められるよう監視・指導することが望ましいため。	A
		-	-	-	-	12項目			
2	事故の分析(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を5回以上開催) 【PDCA管理番号:4.(2)】	・継続的な現場調査の実施及び東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会における議論等により、着実に事故分析を進めることができたか(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を5回以上開催)。	-	-	-	-	5回	着実に事故分析を進めるためには、継続的な現場調査を実施し、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会での議論等が必要となるため。	S
		-	-	-	5回	8回			
目標(定性指標)(Plan)		評価の視点(Plan)	施策の達成状況の評価				達成		
実績(Do) (3.11報告の実績記載箇所)									
1	廃炉に向けた取組の監視 【PDCA管理番号:4.(1)】 (3.11報告 第4章1節)	・実施計画の変更認可申請に対する審査について、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の円滑な進捗の律速とならないよう、厳正かつ適切に実施できたか。また、東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直しを踏まえ、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施できたか。	・実施計画の変更認可申請について、17件の認可を行い、着実に実施計画の審査を進めることができた。(令和2年4月1日時点での審査中件数は11件、20件新規で申請を受理し、17件認可したため、現時点の審査中件数は14件) ・審査の進め方について、申請に先立ち東京電力内で申請内容を十分に整理・準備するよう指導する、東京電力に回答の見込み時期を提示させた上で次回の面談を調整する等、より円滑な審査が実施出来るような取組を行っている。また、定期的に東京電力と全体の審査状況について面談において認識を共有し、東京電力の認可希望時期を確認することで、廃炉スケジュールを踏まえた審査を実施している。 ・なお、審査面談は、テレビ会議システムを活用して実施したため、新型コロナウイルス感染症の影響による審査の遅れは発生していない。 ・実施計画検査の年度計画に従い厳正かつ適切に保安検査を実施した。令和2年度は放射線管理、運転管理、設計管理上の不適合事象について指摘した。いずれも安全上の影響は軽微なものであったため、今後継続して事業者の改善状況について保安検査において確認していく。 ・なお、福島第一原子力規制事務所では、新型コロナウイルス感染症対策として検査官が二班に分かれ、新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合においても検査を継続できる体制をとった。 ・検査等業務を円滑に実施するため、専門検査部門は東京電力福島第一原子力発電所事故対策室との調整並びに事業者からの情報収集を滞りなく実施するとともに、業務の実施状況を把握し、東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直しを踏まえ、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施した。具体的には、専門検査部門は実施計画の審査のための面談や東京電力福島第一原子力発電所事故対策室連絡会に参画し、検査に必要な状況の把握や情報共有を行い、得られた情報を検査実施要領書に反映するとともに、検査にあたっては、事業者が実施する検査の状況を厳正に確認した。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、検査官の健康状態に問題がないことを確認した上で検査を実施させるなど柔軟に対応した。				A		
		・実施計画に定めるべき事項について、東京電力福島第一原子力発電所の施設の状態等に応じた合理化を行うことができたか。	発災後間もない時期は廃炉作業における安全対策が確立していなかったことから設備の設計、作業方法など詳細に実施計画に規定され、慎重に安全性を審査してきた。このため、状況の変化により計画を変更した場合に、たとえ軽微な変更であっても実施計画の変更が必要となり、作業が円滑に進められていない事例が挙げられた。また、これまでの廃炉作業の蓄積を踏まえると実施計画に規定する事項について整理が必要である。 以上を踏まえ、 ・実施計画と実用炉の設置許可及び施設工認の申請書本文の記載事項との比較を行い、実施計画の審査の際に原子力規制委員会として認可をすべき範囲について検討を行っている。 ・実施計画の保安措置については実施計画第三章に定められている。第1編と第2編は、それぞれ1~4号炉及び5・6号炉に係る保安措置を定めており、実用炉の保安規定の内容に相当する。第3編がその補足説明となっている。現状、保安規定相当の内容に変更が無い場合でも、補足説明に変更がある場合は実施計画の変更を要する。この状況を踏まえ、補足説明のうち必要な部分のみを実施計画の本文とする方向で検討を行っている。 ・今後、使用前検査、施設定期検査の運用とも整合を取る必要があるため、東京電力福島第一原子力発電所事故対策室は検査グループなどと議論した上で、年度内に見直し方針を決定予定。						
2	事故の分析 【PDCA管理番号:4.(2)】 (3.11報告 第4章2節)	・2020年度内に、事故分析に係る中間的な報告書を取りまとめることができたか。	・東京電力福島第一原子力発電所において13回の現場調査を実施し、事故分析に必要な情報の収集等を行った。 ・東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を8回開催し、原子炉格納容器からの放射性物質等の放出又は漏えい経路・箇所、原子炉建屋における水素爆発の詳細分析、原子炉冷却のために機能すべき機器の動作状況等について検討し、着実に事故分析の議論を進めることができた。 ・大学等の外部専門家等とTV会議等を利用した意見交換を積極的に行い、議論を進めることができた。 ・国際会議(NRC expert meeting, The Fourth Meeting of the Programme Review Group of the OECD/NEA ARC-F Project, DOE-NE Fukushima Expert Panel meeting等)にオンラインで参加し、海外の規制機関等に事故分析の検討状況について情報発信するとともに、内容について議論した。 ・これまでの検討内容の取りまとめ案について令和3年1月28日~2月26日の期間に意見募集を実施。意見募集の結果等も踏まえ、年度内に、中間取りまとめを取りまとめる予定。				A		
		・東京電力福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等における関係機関との調整により、事故分析のための調査と廃炉作業を円滑に実施することができたか。	・福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議を3回開催し、シールドブラグの汚染状況等の事故調査の進捗を共有するとともに、1/2号機SGTS配管の撤去、2号機燃料デブリの試験的取り出し等の廃炉作業の進捗を共有し、関係機関との連携を図った。						
3	放射線モニタリングの実施 【PDCA管理番号:4.(3)】 (3.11報告 第4章3節)	・総合モニタリング計画に基づいた陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表したか。	・地上における空間線量率測定、航空機による空間線量率測定、福島周辺海域等の海水及び海底土の放射性物質濃度測定及び環境試料中の放射性物質濃度測定等の総合モニタリング計画に基づいた環境放射線モニタリングを計画された頻度で実施した。また、環境放射線モニタリング結果について集約し、解析・評価を行った上で四半期ごとに「環境モニタリング結果の解析について」を報告する等、環境放射線モニタリングの結果をウェブサイト上に公表した。				A		
		・福島県を中心に整備されているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストの維持・管理を行えたか。	・福島県内のモニタリングポストについては、自治体及び委託業者と調整を行いつつ、移設、撤去及び再配置等を実施した。また、モニタリングポストの故障等(突発的な故障含む)への対応については、点検・校正時の結果を踏まえて、計画的に実施した。						

投入人員[人]	PDCA管理番号: 4. (1)	32		
	PDCA管理番号: 4. (2)	6		
	PDCA管理番号: 4. (3)	6		
目標達成度合いの測定結果	総合的評価 (各行政機関共通区分)	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため
評価結果	評価・分析 (Check)	<p>東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期的リスクの低減目標マップのうち令和2年度内の主要な目標12項目全てについて特定原子力施設監視・評価検討会、面談等を通じて進捗状況、今後の計画などの確認を行い、必要な指摘を行った。 ・主要な目標のうち1/2号機排気筒の上部解体、1～3号機原子炉建屋、プロセス主建屋、高温焼却炉建屋以外の建屋のドライアップ、3号機タービン建屋屋根カバーの設置等の完了について確認した。一方で、組織改編の効果、原子炉注水に向けた取組などについて、今後も継続して議論していく必要がある。また、ゼオライト土壌の安定化対策、1号機内部調査、増設雑固体焼却設備の設置などについて取組方針の確認はできたものの具体的な安全対策の確認を今後実施していく必要がある。こうした事項、廃炉の進捗状況、事故分析で得られた知見等を踏まえ、リスクマップを改定する予定。 ・東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について厳正な審査を行い、17件認可した。 ・実施計画検査の年度計画に従い厳正かつ適切に保安検査を実施した。 ・実施計画に記載すべき内容について、設備の設計関係と保安措置関係を分けて検討を行っており記載事項の見直し方針について年度内に決定予定。 ・上記より、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視について、令和2年度の目標をおおむね達成したと評価する。 <p>東京電力福島第一原子力発電所事故の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場調査や検討会等により着実に事故分析を進め、中間取りまとめ(案)について令和3年1月28日～2月26日の期間で意見募集を実施した。意見募集の結果等も踏まえ年度内に中間とりまとめを取りまとめる予定。 ・福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議を通じて、廃炉作業と事故分析の調査、両方が円滑に進むように調整を行った。 ・上記より、東京電力福島第一原子力発電所事故の分析について、令和元年度の目標をおおむね達成したと評価する。 <p>放射線モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合モニタリング計画に基づいた陸域・海域の環境放射線モニタリングについては、例年どおり総合モニタリング計画に基づいた環境放射線モニタリングを関係省庁等と連携をして実施した。また、環境放射線モニタリング結果を遅滞なく公表した。 ・福島県を中心に整備されているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(約3600台)については、点検及び校正の結果を踏まえ、計画的に修理等の対応をすることで適切に維持管理を行った。また、自治体等の意見を踏まえたモニタリングポストの再配置及び撤去については、きめ細かく調整を行うことにより適切に実施した。 		
	次年度の取組の方向性 (Act)	<p>東京電力福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期的リスクの低減目標マップに示された1つ1つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。これまでの進捗を踏まえつつ、重点的な取組が求められると特定されたリスクが着実に低減されるよう、東京電力の廃炉の実施状況を監視するとともに、必要な助言等を行う。 ・東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。また、関連部署との調整及び原子力事業者からの情報収集を滞ることなく行うとともに、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施する。 ・実施計画の記載事項の見直し方針を踏まえて、実施計画に記載すべき事項について文書化する。 <p>東京電力福島第一原子力発電所事故の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に取りまとめた中間取りまとめ、廃炉の進捗等を踏まえ、令和3年度以降の事故分析の進め方について方針を決定し、それに基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進める。 ・令和2年度に取りまとめた中間取りまとめについて、国内外に発信する。 ・令和2年度に取りまとめた中間取りまとめにおいて認識された問題について、現在の安全規制とどのように関連しているかを精査することに資するため、東京電力福島第一原子力発電所事故対策室は、庁内関係部署の検討に参画するとともに、情報を共有する。 ・福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、事故分析及び廃炉の円滑な進捗に資する。 <p>放射線モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合モニタリング計画に基づいた陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表する。 ・福島県内のモニタリングポストについて、設置場所の管理者からの依頼を踏まえ、必要に応じてモニタリングポストの移設等を実施する。また、モニタリングポストの破損等への対応を実施する。また、福島県内のモニタリングポストの老朽化対応として、令和3年度から10年計画で主要部品等の更新を実施する。 		

令和2年度重点計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性

施策名		5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施					測定指標の選定理由及び年度ごとの実績値 目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
目標(定量指標)		評価の視点(Plan)		年度ごとの目標値						
		年度ごとの実績値(Do)								
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
1	危機管理体制の整備・運用(緊急時対応業務に従事する職員の緊急時対応業務に従事する割合が、業務全体の5%以上) 【PDCA管理番号:5.(4)】	・当該職員の緊急時対応業務に従事する割合が、業務全体の5%以上となったか。	-	-	-	-	5%	「緊急時即応」は原子力規制委員会の活動原則の1つであるため、緊急時対応能力を維持・向上させる必要がある。このため、緊急時対応業務に従事する職員が、月1日以上訓練、研修等に従事し、業務全体に占める緊急時対応業務の割合を5%以上とすることを目標値とする。	S	
						約76% (概算)				
2	危機管理体制の整備・運用(原子力事業者防災訓練の確認) 【PDCA管理番号:5.(4)】	・令和2年度原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施できたか。	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	原子力災害対策特別措置法により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告することが義務付けられており、防災基本計画では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認・評価する仕組みを構築し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があるため、令和2年度の原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施することを目標値とする。 ※ 残りの1事業所については緊急事態宣言が解除された後にすみやかに実施するとしている。	B	
3	放射線モニタリングの実施(全都道府県環境放射能水準調査結果の公表) 【PDCA管理番号:5.(5)】	・47都道府県における環境放射能水準調査の結果を、365日分遅滞なく公表することができたか。	365日分	365日分	365日分	366日分	365日分	原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を行っており、全都道府県環境放射能水準調査の結果を365日分遅滞なく公表することを目標値とする。	A	
	目標(定性指標)(Plan)	評価の視点(Plan)					施策の達成状況の評価		達成	
	実績(Do) (3.11報告の実績記載箇所)									
1	放射線防護対策の推進 【PDCA管理番号:5.(1)】 (3.11報告 第5章1節)	・放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁との適切な情報共有に努めたか。 ・令和2年度事業に係るプロジェクトの進捗管理を着実に進めるとともに、令和3年度事業に係る重点テーマの設定及び公募を早期に行ったか。 ・事業開始から3年が経過したことを踏まえ、今後の事業の方向性について検討を行ったか。 ・岩石等に含まれる天然の放射性核種の放射線防護の在り方について検討を行ったか。	・放射線審議会総会を開催し、6件の諮問に対して答申を出す他、眼の水晶体等価線量限度の取り入れ等に係る対応状況のフォローアップ及び放射線業務従事者に対する健康診断に係る中間的な取りまとめを適切に行うことにより調査審議の取りまとめに貢献した。また、放射線審議会関係省庁連絡会を開催し、関係省庁との情報共有を適切に行った。 ・令和2年度放射線安全規制研究戦略的推進事業において、プロジェクト(新規・継続)の採択、進捗管理、年次評価を着実に実施し、令和3年度事業を早期に開始できるよう、計画的に重点テーマの選定及び公募を行った。また、成果の一部を放射線審議会における放射線防護に係る国際動向の調査審議及びICRP2007年勧告の取り入れ(放射線業務従事者に対する健康診断のあり方)に係る審議に活用した。 ・令和4年度以降の安全研究の事業の方向性については、放射線防護企画課は技術基盤グループ等の関係部署を交えて、研究体制及び研究課題について検討を進めた。					・放射線審議会総会を開催し、6件の諮問に対して答申を出す他、眼の水晶体等価線量限度の取り入れ等に係る対応状況のフォローアップ及び放射線業務従事者に対する健康診断に係る中間的な取りまとめを適切に行うことにより調査審議の取りまとめに貢献した。また、放射線審議会関係省庁連絡会を開催し、関係省庁との情報共有を適切に行った。 ・令和2年度放射線安全規制研究戦略的推進事業において、プロジェクト(新規・継続)の採択、進捗管理、年次評価を着実に実施し、令和3年度事業を早期に開始できるよう、計画的に重点テーマの選定及び公募を行った。また、成果の一部を放射線審議会における放射線防護に係る国際動向の調査審議及びICRP2007年勧告の取り入れ(放射線業務従事者に対する健康診断のあり方)に係る審議に活用した。 ・令和4年度以降の安全研究の事業の方向性については、放射線防護企画課は技術基盤グループ等の関係部署を交えて、研究体制及び研究課題について検討を進めた。		A
2	放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 【PDCA管理番号:5.(2)】 (3.11報告 第5章2節)	・放射性同位元素等規制法に基づき、厳正かつ適切な審査・検査を実施しているか。 ・放射線測定に関する関連規則及びガイド改正に向けたプロセスを着実に進めたか。 ・規制体系等の改善のためのガイド整備を着実に進めたか。	・放射性同位元素等規制法に基づき、審査を厳正かつ適切に実施した。また、事業所に対して定期的に行う立入検査については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、年度途中には年間計画を変更して立入検査を優先的に実施する対象を選定するなどしつつ、可能な範囲で立入検査を実施した。 ・放射線測定の信頼性確保の義務化について、原子力規制委員会において施行規則の改正を決定し、公布した。規則改正を踏まえた関連ガイドについて被規制者から意見聴取を行った。 ・規制体系の改善のためのガイドの整備については、原子力規制委員会が概要及び方針の報告を受け、令和2年度は被規制者からの意見聴取を2回実施した。					・放射性同位元素等規制法に基づき、審査を厳正かつ適切に実施した。また、事業所に対して定期的に行う立入検査については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、年度途中には年間計画を変更して立入検査を優先的に実施する対象を選定するなどしつつ、可能な範囲で立入検査を実施した。 ・放射線測定の信頼性確保の義務化について、原子力規制委員会において施行規則の改正を決定し、公布した。規則改正を踏まえた関連ガイドについて被規制者から意見聴取を行った。 ・規制体系の改善のためのガイドの整備については、原子力規制委員会が概要及び方針の報告を受け、令和2年度は被規制者からの意見聴取を2回実施した。		A
3	原子力災害対策指針の継続的改善 【PDCA管理番号:5.(3)】 (3.11報告 第5章3節)	・原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針等の見直しに係る検討を行ったか。 ・EALの判断基準に係る抜本的な見直しについては、原子力規制委員会での方針を踏まえ対応を行ったか。	・地域原子力防災協議会において取りまとめられた避難計画を含む各地域の緊急時における対応の実態等を踏まえ、原子力災害対策指針において施設敷地緊急事態の段階で避難を実施しなければならない対象者をより明確化するための検討を行った。 ・令和元年度第75回原子力規制委員会(令和2年3月30日)において了承された緊急時活動レベル(以下「EAL」という。)の見直しの今後の進め方を踏まえ、特定重大事故等対処施設の運用開始を見据えたEALの見直しについて、加圧水型軽水炉を対象に合計3回の緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合を開催し原子力事業者との意見交換を行った。 ・会合の結果を踏まえ、令和元年度第26回原子力規制委員会(令和2年9月16日)において(1)原子力災害対策指針、(2)原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則及び(3)原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の改正案を作成し、意見募集を実施した(令和2年10月16日まで)。令和2年度第35回原子力規制委員会(令和2年10月28日)において、意見募集の結果及び規則等の改正を決定した。 ・EALの判断基準に係る抜本的な見直しについて、中長期的な課題としてとりまとめたが、具体的な対応はできなかった。					・地域原子力防災協議会において取りまとめられた避難計画を含む各地域の緊急時における対応の実態等を踏まえ、原子力災害対策指針において施設敷地緊急事態の段階で避難を実施しなければならない対象者をより明確化するための検討を行った。 ・令和元年度第75回原子力規制委員会(令和2年3月30日)において了承された緊急時活動レベル(以下「EAL」という。)の見直しの今後の進め方を踏まえ、特定重大事故等対処施設の運用開始を見据えたEALの見直しについて、加圧水型軽水炉を対象に合計3回の緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合を開催し原子力事業者との意見交換を行った。 ・会合の結果を踏まえ、令和元年度第26回原子力規制委員会(令和2年9月16日)において(1)原子力災害対策指針、(2)原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則及び(3)原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の改正案を作成し、意見募集を実施した(令和2年10月16日まで)。令和2年度第35回原子力規制委員会(令和2年10月28日)において、意見募集の結果及び規則等の改正を決定した。 ・EALの判断基準に係る抜本的な見直しについて、中長期的な課題としてとりまとめたが、具体的な対応はできなかった。		B
		・モニタリングの技術的事項が検討され、改訂等が適切かつ遅滞なく行われているか。	・放射線測定法シリーズや原子力災害対策指針補足参考資料等に係る技術的検討事項について、環境放射線モニタリング技術検討チーム会合を7月及び12月に開催し、検討を行った。検討結果を踏まえ、測定法シリーズNo.7を9月に改訂したほか、緊急時における環境試料採取法の作成を進めている。また、同検討チーム会合において、冷却告示で新規に定める発電用原子炉に係る緊急時モニタリング等について検討を行い、議論の結果を踏まえ、原子力災害対策指針補足参考資料の改訂案の作成に着手した。							

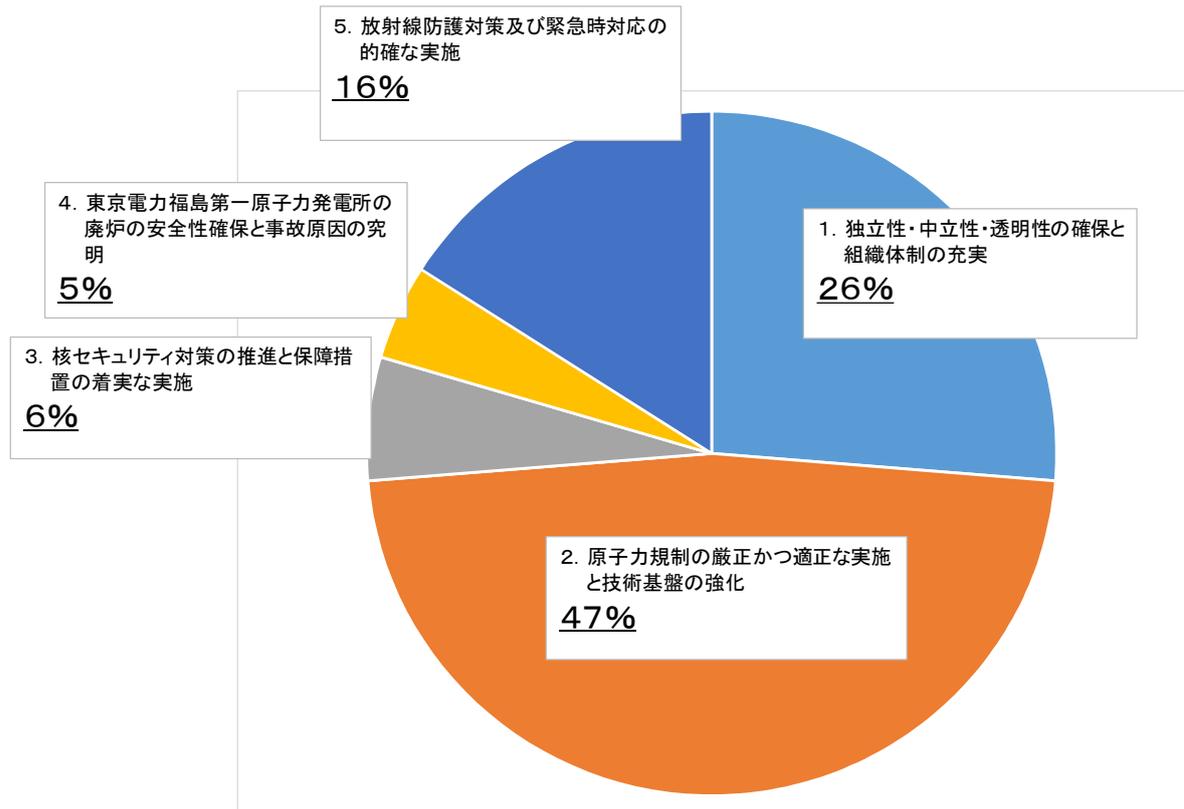
4	危機管理体制の整備・運用 【PDCA管理番号:5.(4)】 (3.11報告 第5章4節)	・事態の蓋然性を考慮し、関係省庁又は関係部署と連携しつつ原子力規制委員会の初動対応に関するマニュアルの整備・見直しを実施できたか。放射性物質の陸上輸送時の事故への対応について、策定した初動マニュアルの実効性を確認するための訓練を実施できたか。	・昨年度の原子力総合防災訓練の教訓を踏まえ、原子力規制庁幹部の緊急時の体制の見直し等を行い、その内容について内閣府(原子力防災)や関係省庁と連携・調整のうえ、令和2年7月27日に「原子力災害対策マニュアル」の改訂を行った。 ・上記マニュアルの改訂を踏まえ、原子力規制庁や内閣府(原子力防災)の緊急時の具体的な対応を定めた初動対応体制等の見直しを行い、令和2年10月26日に「原子力災害対策初動対応マニュアル」を改訂した。 ・昨年度、放射性物質の陸上輸送時の事故への対応として策定した初動対応マニュアルの実効性を確認するための訓練実施に向け、令和2年9月より検討を開始し、令和3年2月に訓練を実施した。 ・その他、検査制度の見直しに伴う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正への対応や、防災基本計画との整合を図るため、令和2年7月10日に「原子力規制委員会国民保護計画」を変更した。	B
		・危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化に向けて、着実に設備整備を進めたか。	・危機管理用通信ネットワーク設備・システムの設備整備を遅延無く適切に実施している。	
		・緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムを安定的に運用することができたか。	・緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムについて、新型コロナウイルス感染症の対策による開発側の作業効率低下のため運用開始時期を令和2年10月目途から令和2年度中へ変更し、システムの開発及び運用面の必要な調整等を行った。	
		・訓練・研修を体系的に整理し実施すること及び緊急時対応業務に関する業績目標を適切に管理することにより、効果的な緊急時対応業務の能力向上に取り組むことができる環境を内閣府(原子力防災担当)と協力しながら整備し、緊急時対応業務に従事する職員の力量管理体制を強化できたか。	・新型コロナウイルス感染症の対策に伴う計画変更により、年度当初は訓練機会が減少したが、内閣府(原子力防災)とも協力し、新型コロナウイルス感染症の対策を講じた訓練や研修計画を効率的に実施することにより概ね計画された訓練・研修の環境を整備した。 緊急時参集要員に対しては、昨年度に引き続き、各機能班等ごとの能力向上シートの作成、同シートを活用した各班員の人事評価を実施し、従事する職員の力量管理体制を強化できた。	
		・緊急時に判断が求められるオフサイト系の対応について訓練を実施したか。	・放射性物質の拡散シミュレーションを活用し、運用上の介入レベル(OIL)の判定等、オフサイトにおいて講じるべき防護措置を判断する能力を養成するための図上演習を今年度実施したところであり、来年度以降、放射線防護企画課がオンサイト担当部局を含む関係課室や関係機関と連携し、高度な意思決定能力を養成するための訓練を検討し、実施する。	
		・課題となる事項を整理し検討を行ったか。	・緊急時にオフサイトにおいて講じるべき防護措置のうち、判断を要する事項及び検討を要する課題を整理し、内閣府原子力防災担当等との定例の勉強会の枠組みを活用して検討を行った。 ・事故事象の進展が遅い場合に想定され得る防護措置の継続・切替・解除等について、今後公開の検討チームにおいて検討する方針とした。	
		・発電所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練について、令和元年度の訓練の実施結果を踏まえ、訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて令和2年度訓練実施計画等の検討を行い、訓練を実施できたか。	・第5回訓練シナリオ開発ワーキンググループ(令和2年6月18日)において、令和元年度に実施した訓練結果を踏まえた令和2年度訓練実施方針について検討を行い、その方針について同年7月28日に開催した原子力事業者防災訓練報告会において報告があった。 ・報告があった実施方針に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部実施が遅れていた3原子力事業者で指揮者の判断能力向上のための訓練、7原子力事業者で現場の対応能力向上のための訓練を実施した。また、これらの訓練成果を踏まえて、令和2年度訓練実施方針に基づく訓練シナリオを作成した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当該訓練シナリオを用いた訓練は、令和3年度に実施予定。	
・原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を適時開催し、関係省庁、原子力事業者等との連携を強化できたか。	・原子力災害対策中央連絡会議については、令和2年11月19日に開催し、原子力事業者における原子力発電所内の医療体制の整備等の取組について関係省庁と情報共有を行った。 ・原子力災害対策地域連絡会議については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催できなかった。			
・「原子力災害拠点病院等の施設要件」について、見直しの方向性について検討を行ったか。	・現行の「原子力災害拠点病院等の施設要件」について、令和3年度は前回の見直しから3年を迎えることから、前回改正の際に新規に指定した基幹高度被ばく医療支援センターの役割の明確化等の見直しに関する論点を整理し、今後の検討の進め方等の原案作成を行った。また、関係自治体に対しては原子力災害拠点病院の指定や運用に際し課題と考えていることなどについて、見直し作業の基礎資料となる質問調査を、基幹高度被ばく医療支援センターに対しては事業者責任者等へのヒアリングを実施し、原子力災害医療に関する課題の洗い出しを行った。得られた結果等を踏まえ、年度内には見直しの方向性について示すことができる見込み。			
5	放射線モニタリングの実施 【PDCA管理番号:5.(5)】 (3.11報告 第5章5節)	・放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。	・原子力関係施設の周辺における放射線監視を持続するため、関係道府県と調整し優先度の高い整備案件を精査し、各道府県(立地16道府県、隣接8道府県)に対して適切な放射線監視等交付金の配分を行った。 ・国が設置しているモニタリングポストについては、24時間体制で稼働状況の監視を行った。異常値等が発生した場合には現地調査を行い適切に措置した。	A
		・緊急時における放射線モニタリング体制の強化及び必要に応じた見直しが行われたか。	・緊急時における放射線モニタリング体制については、緊急時モニタリングセンター(以下「EMC」と言う。)及び原子力規制庁緊急時対応センター(以下「ERC」という。)に所属する参集要員に対してモニタリング実務研修、緊急時モニタリングセンターに係る訓練及び机上訓練等の研修を実施することで要員の能力向上を図るとともに、体制の強化や必要に応じた見直しを行った。また、各地方の運営について、体制や役割を明確化した。	
投入人員[人]		PDCA管理番号:5.(1)	10	
		PDCA管理番号:5.(2)	25	
		PDCA管理番号:5.(3)	13	
		PDCA管理番号:5.(4)	77	
		PDCA管理番号:5.(5)	31	

目標達成度合いの測定結果	総合的評価 (各行政機関共通区分)	B	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため
評価・分析 (Check)	<p>放射線防護対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線審議会総会を開催し、6件の諮問に対して答申を出す他、眼の水晶体等価線量限度の取り入れ等に係る対応状況のフォローアップ及び放射線業務従事者に対する健康診断に係る中間的な取りまとめを適切に行うことにより、調査審議の取りまとめに貢献した。また、放射線審議会関係省庁連絡会を開催し、関係省庁との情報共有を適切に行った。 令和2年度放射線安全規制研究戦略的推進事業において、プロジェクト(新規・継続)の採択、進捗管理、年次評価を着実に実施し、令和3年度事業を早期に開始できるよう、計画的に重点テーマの選定及び公募を行った。また、成果の一部を放射線審議会における放射線防護に係る国際動向の調査審議及びICRP2007年勧告の取り入れ(放射線業務従事者に対する健康診断のあり方)に係る審議に活用した。 令和4年度以降の安全研究の事業の方向性については、放射線防護企画課と技術基盤グループ等の関係部署を交えて、研究体制及び研究課題について検討を進めた。 岩石等に含まれる天然の放射性核種の放射線防護の在り方について、放射線防護に係る国際機関の最新の知見の調査・分析を進めるとともに、ICRP1990年勧告の国内法令取り入れにおける天然の放射性核種の放射線防護の在り方に関する放射線審議会基本部会の検討状況等について過去の資料等を用いて調査を進めた。調査結果を整理し、放射線審議会に報告した。さらに、来年度の放射線審議会で、外部の専門家から最近の国内情報等について報告していただくよう調整した。 <p>放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等規制法に基づき、審査を厳正かつ適切に実施した。また、事業所に対して定期的に行う立入検査については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、年度途中には年間計画を変更して立入検査を優先的に実施する対象を選定するなどしつつ、可能な範囲で立入検査を実施した。 放射線測定の信頼性確保の義務化について、原子力規制委員会において施行規則の改正を決定し、公布した。規則改正を踏まえた関連ガイドについて被規制者から意見聴取を行った。 規制体系の改善のためのガイドの整備については、概要及び方針を原子力規制委員会が報告を受け、令和2年度は被規制者からの意見聴取を2回実施した。 放射性物質の輸送に関するIAEAの安全要件及びIRRSの指摘事項の規制への取り入れについて、意見公募、放射線審議会への諮問及び同審議会の答申を経て、原子力規制委員会において、規則等の一部改正を決定した。他のIRRSの指摘事項である輸送検査対象物の範囲の拡張等について、ガイドの策定を進めている。 <p>原子力災害対策指針の継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会での方針を踏まえ、特定重大事故等対処施設や多様性拡張施設を考慮したEALの見直しについて事業者と「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」で公開の議論を実施し、EALの判断基準等について原子力災害対策指針、関連規則等の改正を行った。また、施設敷地緊急事態避難者の記載について、運用実態と相互の適正化を図る観点で検討を行った。 モニタリングの技術的事項については、環境放射能分析に係る標準手法を定めている放射能想定法シリーズへの福島第一原子力発電所事故の知見等の反映を行うために、有識者を集めた「環境放射線モニタリング技術検討チーム会合」を7月に実施し、改定内容を議論し、9月に測定法シリーズNo.7を改定した。 特定重大事故等対処施設の運用開始を見据えたEALの見直しについて検討を行い、原子力災害対策指針の改正を行ったことから、目標は達成できた。 <p>危機管理体制の整備・運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化に向けて、着実に設備整備を進めている。 緊急時にオフサイトにおいて講じるべき防護措置を判断するための能力を養成する図上演習を実施し、力量向上を図った。 現行の「原子力災害拠点病院等の施設要件」について、見直しに関する論点を整理し、今後の検討の進め方等の原案作成を行った。また、関係自治体に対しては見直し作業の基礎資料となる質問調査を、基幹高度被ばく医療支援センターに対してはヒアリングを実施し、原子力災害医療に関する課題の洗い出しを行った。得られた結果等を踏まえ、年度内には見直しの方向性について示すことができる見込み。 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムにおいては、当初10月を目途にシステムの運用を開始する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、運用開始予定を令和2年度中とした。新型コロナウイルス感染症の影響下においても作業環境の見直し及び品質面の強化等を図り、計画を立て直すことで、令和2年度中の運用を開始した。 訓練等の参加により、業務全体に占める緊急時対応業務の割合を約7%とすることができたことから、目標を上回って実施できた。 原子力事業者防災訓練を38事業所(残り1事業所は、緊急事態宣言が解除された後にすみやかに実施するとしている。)で実施見込みであり、評価の悪い事業者には再訓練を行うこととしており、概ね目標は達成できた。 事態の蓋然性を考慮し、関係省庁と連携しつつ、原子力規制委員会の初動対応に関するマニュアルの整備・見直しを実施できた。放射性物質の陸上輸送時の事故への対応について、策定した初動マニュアルの実効性を確認するための訓練を実施したことから、目標は達成できた。 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う計画変更はあったものの、訓練・研修を体系的に整理、周知及び実施することにより、効果的に緊急時対応業務の能力向上に取り組むことができる環境を整備し、各職員の力量管理体制を強化できたことから、目標は達成できた。 発電所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練について、令和元年度の訓練の実施結果を踏まえ、訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて令和元年度訓練実施計画を策定し、これに基づき令和2年度の訓練を実施できたことから、目標は達成できた。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により原子力災害対策地域連絡会議は開催できなかったものの、原子力災害対策中央連絡会議を1回開催し関係機関との連携を強化することができたことから、目標は達成できた。 <p>放射線モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境放射能水準調査の結果を365日分遅滞なく公表した。 環境放射線モニタリングにおいては放射線測定器や資機材の常日頃の維持・管理が重要となる。国が設置している全国のモニタリングポストについては稼働状況を24時間体制で監視を行い、不具合が発生した場合に対応を速やかに行うことでモニタリングポストの維持管理を適切に行った。また、原子力関係施設の周辺における放射線監視を持続するため、関係道府県と調整し優先度の高い整備案件を精査し、各道府県(立地16道府県、隣接8府県)に対して適切な放射線監視等交付金の交付を行った。 緊急時における放射線モニタリング体制については、モニタリング実務研修等の研修を実施することでEMC要員やERC参集要員の能力向上を行うことで体制の強化を図った。また、緊急時モニタリングセンター運営に関し、各地域の状況を踏まえた実効的な体制や役割の明確化を行った。 			
	次年度の取組の方向性 (Act)	<p>放射線防護対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線審議会の議論・指摘を踏まえ、「放射線防護の基本的考え方の整理-放射線審議会における対応-」へのクリアランスに係る記載の追加や新しいICRP勧告の反映を行う。また、放射線審議会の関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を共有することにより、関係省庁との連携を適切に実施していく。 令和3年度放射線安全規制研究戦略的推進事業を着実に実施するとともに、令和2年度で終了した採択課題について、外部有識者による評価委員会を通じて、成果目標の達成状況等に関する事後評価を適切に行う。 令和4年度以降の安全研究について、放射線防護企画課は技術基盤グループ等の関係部署と協力して、予算要求等令和4年度研究事業の準備を行う。 岩石等に含まれる天然の放射性核種の放射線防護の在り方について、放射線審議会の審議結果を踏まえて更に検討を進める。 <p>放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施する。 審査ガイド等の整備を着実に進めることにより、規制体系とその運用を継続的に改善する。 IRRSフォローアップミッションの指摘等を踏まえ、ガイドの整備等引き続き必要な対策を進める。 <p>原子力災害対策指針の継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針に関する各種の課題について検討を進め、必要に応じて指針又は関連文書の充実を図る。 モニタリングの技術的事項について引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングに係る原子力災害対策指針補足参考資料の改訂等について順次取り組む。 令和2年9月16日第26回原子力規制委員会において指摘のあったEALに係る中長期的課題(原子力災害対策指針でのEAL判断基準の記載内容等)について、検討を進める。 <p>危機管理体制の整備・運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの構築に係る計画・企画の策定及び仕様書案作成のための調査準備に係る事業を確実に実施する。 緊急時対策支援システムは、現行システムを適切に維持・管理すると共に、原子力事業者側設備更新に合わせてシステムの機能改良を進める。 緊急時にオフサイトにおいて講じるべき防護措置を判断するための能力を養成する図上演習を引き続き実施するとともに、研修訓練の更なる充実について検討する。 緊急時にオフサイトにおいて講じるべき防護措置のうち、判断を要する事項及び検討を要する課題について、引き続き検討を行う。 事故事象の進展が遅い場合に想定される防護措置の継続・切替え・解除等について、問題点と検討の方向性を整理し、今後の検討チームにおける議論に備える。 検討により得られた結果等を踏まえ、必要に応じて「原子力災害拠点病院等の施設要件」の改正を行う。 各機能班等の要員が組織的かつ継続的に緊急時対応能力を維持向上させるため、令和2年12月2日及び令和3年1月27日の原子力規制委員会です承された緊急時対応に係る訓練基本方針(仮称)を策定する。これを踏まえ、各機能班に共通する訓練・研修を示す。各機能班要員は、自身が参加する訓練・研修を明確化させる。緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等必要なマネジメントを行う。 オフサイト系の訓練について機会を増やして実施する。 各機能班等の要員が組織的かつ継続的に緊急時対応能力を維持・向上させ、中長期的な人材育成を図るための検討を進める。 オンサイトとオフサイト間の組織的連携を強化させるための訓練を実施する。 国民保護法に基づく業務を適切に行う。 次年度も引き続き、原子力事業者防災訓練について、令和2年度の評価結果、事業者との意見交換等を踏まえて、評価方法の見直しを検討する。必要に応じ評価方法を見直し、それに基づき令和3年度原子力事業者防災訓練を実施し、その評価を行う。 次年度も引き続き、発電所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練について、令和2年度の訓練の実施結果を踏まえ、訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて令和3年度訓練実施計画等の検討を行うとともに、訓練を実施する。 次年度も引き続き、原子力事業所における応急対策及びその支援に関する関係省庁、原子力事業者等との連携を図るため、原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を開催する。 <p>放射線モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電施設等の周辺における平常時モニタリングについて、立地及び隣接道府県が「平常時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)」及び「緊急時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)」に基づいた放射線監視体制を維持し必要な調査を実施するために放射線監視等交付金を適切に交付する。特に、平常時放射線監視体制に用いている経年劣化した放射線測定器更新等の充実強化に関する課題に適時対応するために必要な費用を交付する。国が全国に設置しているモニタリングポストについては、稼働状況の調査を行う。 核燃料施設に係る平常時モニタリング及び冷却告示対象施設に係る緊急時モニタリングについては、環境放射線モニタリング技術検討チームにおける議論、各種防災訓練等で抽出された課題等を踏まえ、制度改正等に順次取り組む。 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムの運用の開始に伴い、適切な運用ができるように必要な調整等を実施していく。 自治体からの要望や5.(5)の机上訓練の内容も踏まえ、訓練の高度化を検討する。 内閣府が設置した地域原子力防災協議会において取りまとめる「各地域の緊急時対応」について、内閣府、その他関係機関と連携し緊急時モニタリングに係る部分の作成又は更新を行う。また、各地域の緊急時モニタリングセンターにおいて、引き続きの実情に応じた対応等を自治体等と調整し役割等の明確化を進める。 		

施策目標ごとの投入人員についての分析

(※) 施策目標ごとの投入人員は、各課室で18の目標ごとの人員を整理し、それを足し合わせて算出。

1. 目標ごとの比率



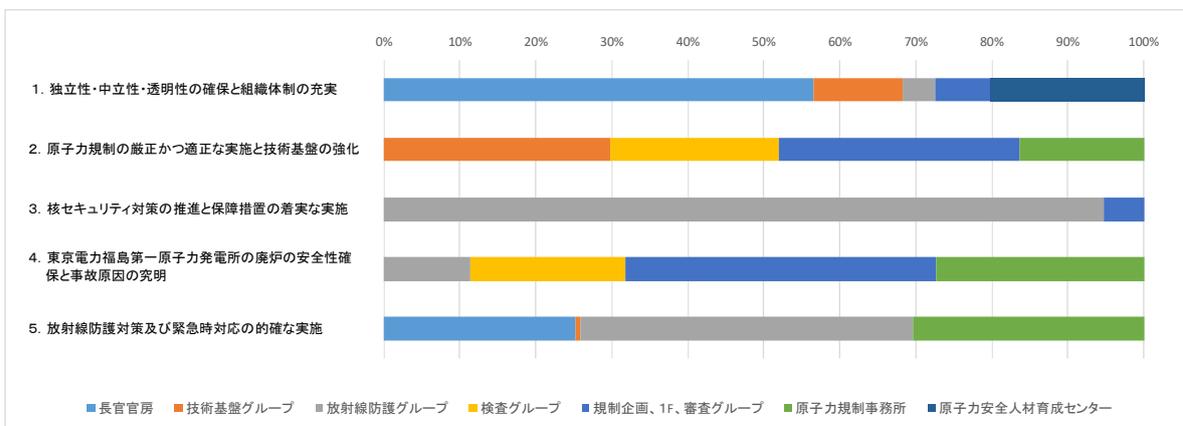
(注) 非常勤職員・集中型訓練生及び派遣職員は除く。技術参与及び再任用の職員は含む。

2. 目標ごとの人員数

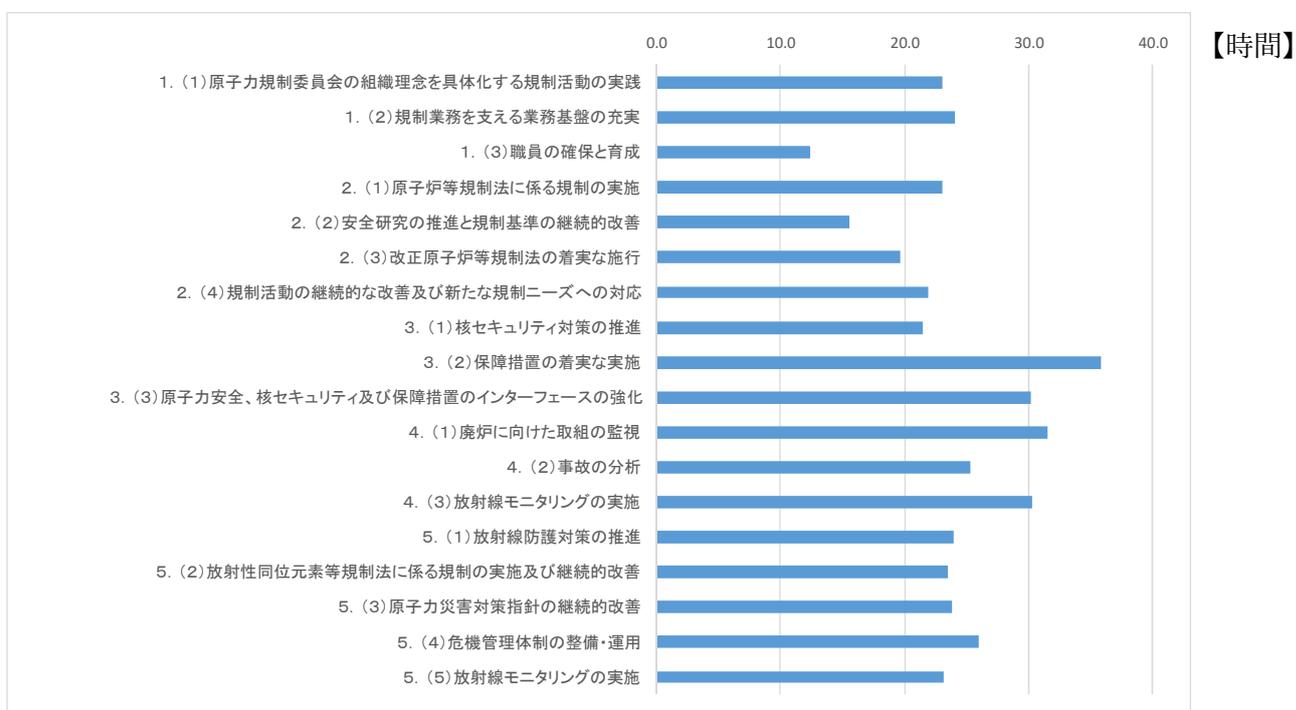
施策目標	投入人員	
	(人)	(%)
1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	257	26.3
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	44	4.5
(2) 規制業務を支える業務基盤の充実	121	12.4
(3) 職員の確保と育成	92	9.4

2. 原子力規制の厳正かつ適正な実施と技術基盤の強化	464	47.4
(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施	123	12.6
(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善	152	15.5
(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行	132	13.5
(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	57	5.8
3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	57	5.8
(1) 核セキュリティ対策の推進	36	3.7
(2) 保障措置の着実な実施	16	1.6
(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化	5	0.5
4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全性確保と事故原因の究明	44	4.5
(1) 廃炉に向けた取組の監視	32	3.3
(2) 事故の分析	6	0.6
(3) 放射線モニタリングの実施	6	0.6
5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	156	16.0
(1) 放射線防護対策の推進	10	1.0
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	25	2.6
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	13	1.3
(4) 危機管理体制の整備・運用	77	7.9
(5) 放射線モニタリングの実施	31	3.2

3. 組織別内訳



4. 目標ごとの従事職員一人当たりの月平均残業時間



マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する 行動計画の策定及びその実施状況

1. 経緯

原子力規制委員会は、IAEAの総合規制評価サービス（IRRS）の指摘を踏まえ、平成28年度下期から平成31年度にかけての「原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップを策定」し、マネジメントシステムの継続的改善を進めてきた。

「原子力規制委員会第2期中期目標」（令和2年2月決定）や令和2年1月に受入れたIRRSフォローアップミッションの指摘なども踏まえ、マネジメントシステムの継続的改善を図るとともに、原子力安全文化を育成・維持することを目的として、令和2年7月に「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」（参考として添付。以下、「行動計画」という。）を策定している。

令和2年度に行動計画に基づいて実施した成果は以下のとおり。

2. 主な成果

（1）マネジメントシステムの継続的改善

- ・ 令和2年12月14日のマネジメント委員会において、原子力規制委員会の所掌事務を網羅する形で、基本的に1課室の業務を1プロセスとする28の主要プロセスを策定した。これを受けて、各課室において主要プロセスごとのマニュアルの作成を開始している。
- ・ マネジメントレビューにおける業務の実績の評価に合わせて、業務への資源の投入の状況とそれによる成果を把握する取組を始めた。

（2）原子力規制委員会の原子力安全文化の育成・維持

- ・ 委員と職員との対話を計2回行った。（第1回：令和2年11月17日、第2回：令和2年11月19日）
- ・ 伴委員による原子力安全文化に関するセミナーを実施した。（令和3年1月から3月までの間、オンライン開催）
- ・ 令和2年12月から令和3年2月にかけて職員へのアンケート及びインタビューを実施した。
 - アンケートについては、エンゲージメント（仕事のやりがい、組織への愛着等）についての質問を追加し、652人（約67%）から回答があった。回答からは、安全を重視する文化は定着している一方で、人員・予算の配分やマニュアル類の整備等の組織マネジメントに課題があるとの傾向が見られた。また、エンゲージメントに関する設問について、30代以下の若手職員に否定的な回答が多い傾向が見られた。

- インタビューについては、審議官級の職員まで対象を広げ、37 人に実施した。代表的なコメントとして、職場のコミュニケーションについて、風通しが良く意思疎通が容易である、一方で、部門をまたぐと情報共有がなされない、などがあった。また、仕事のやりがいがあるとするコメントが多く見られた一方で、知識の伝承や若手の育成に課題がある、業務が非効率であるというコメントも見られた。

(アンケート及びインタビューの結果については別紙参照)

アンケートの結果について

3. ウェイト値の算出 ①回答者全体

■ 5段階評価を実施した各設問のウェイト値を算出しました。

ウェイト値が高い → 肯定的回答が多い ウェイト値が低い → 否定的回答が多い

	設問	ウェイト値					平均値	評価
		5点(1点) 非常にそう思う	4点(2点) そう思う	3点(3点) どちらともいえない	2点(4点) そう思わない	1点(5点) 全くそう思わない		
安全文化	Q1	12%	65%	18%	5%	1%	3.83	3.5以上
	Q2	18%	58%	19%	5%	1%	3.87	3.5以上
	Q3	10%	53%	29%	7%	2%	3.62	3.5以上
	Q4	6%	43%	35%	13%	3%	3.37	
	Q5	15%	53%	22%	7%	3%	3.68	3.5以上
	Q6	13%	56%	24%	5%	2%	3.74	3.5以上
	Q7	9%	57%	26%	6%	2%	3.65	3.5以上
	Q8	12%	59%	22%	6%	1%	3.73	3.5以上
	Q9	3%	18%	33%	42%	4%	3.25	
	Q10	3%	16%	39%	37%	4%	3.24	
	Q11	3%	23%	43%	27%	4%	2.93	3.1以下
職場環境	Q12	4%	50%	29%	14%	4%	3.35	
	Q13	8%	55%	26%	9%	2%	3.57	3.5以上
	Q14	10%	57%	23%	7%	3%	3.64	3.5以上
	Q15	7%	48%	32%	11%	2%	3.46	
	Q16	9%	48%	25%	15%	4%	3.43	
	Q17	5%	22%	26%	42%	4%	3.18	
	Q18	6%	54%	35%	5%	1%	3.58	3.5以上
	Q19	3%	42%	40%	12%	3%	3.31	
	Q20	2%	20%	35%	40%	3%	3.21	
	Q21	4%	42%	33%	17%	4%	3.24	
	Q22	4%	40%	25%	23%	7%	3.10	

(次ページに続く)

3.1 3.5

アンケートの結果について

3. ウェイト値の算出 ①回答者全体

(前ページの続き)

		5点(1点)	4点(2点)	3点(3点)	2点(4点)	1点(5点)	ウェイト値	
		非常にそう思う	そう思う	どちらともいえない	そう思わない	全くそう思わない		
		0%	50%			100%		
マネジメントシステム	Q23 総合的に判断して、原子力規制庁では業務が円滑に運営されている	2%	51%	31%	13%	2%	3.38	
	Q24 責任を持って業務を遂行するために必要な裁量・権限が、十分に与えられていないと感じる 逆	3%	25%	36%	33%	3%	3.09	3.1以下
	Q25 課室では業務のためのわかりやすいマニュアル等が適切に作成・更新され、アクセスしやすい状態に整備・管理されている	2%	29%	42%	23%	5%	3.00	3.1以下
	Q26 課室には十分な人員、予算等の配分がなされている	2%	21%	31%	34%	12%	2.67	3.1以下
	Q27 各職員への人事面での評価は適切・公平だと感じる	2%	40%	40%	13%	5%	3.20	
	Q28 各職員への人事評価フィードバックは、被評価者の強み・弱みの特定やキャリア開発において有用なものとなっている	2%	25%	49%	18%	6%	2.99	3.1以下
	Q29 課室では業務遂行に当たって必要な手順やノウハウの組織的な共有・伝承が不十分である 逆	6%	32%	36%	23%	2%	2.84	3.1以下
Q30 課室では業務のPDCAサイクルによる業務の改善が適切に実施されている	2%	30%	45%	19%	5%	3.05	3.1以下	
エンゲージメント	Q31 原子力規制庁での仕事にやりがいを感じている	9%	54%	23%	10%	4%	3.55	3.5以上
	Q32 原子力規制庁での自身の仕事は社会に役立っている	9%	59%	21%	7%	3%	3.64	3.5以上
	Q33 原子力規制庁での自身の仕事量は多すぎる 逆	5%	19%	46%	27%	3%	3.05	3.1以下
	Q34 友人や親戚に働く場所として原子力規制庁を推薦できる	4%	28%	41%	17%	10%	3.01	3.1以下
	Q35 原子力規制庁には将来性があると思う	5%	27%	43%	19%	6%	3.06	3.1以下
	Q36 原子力規制庁の職員として将来も働き続けたいと思う	9%	47%	33%	7%	4%	3.50	3.5以上

3.1 3.5

アンケートの結果について

3. ウェイト値の算出 ②セグメント間の比較

■ 回答者セグメント別に、ウェイト値を算出しました。

	Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	Q6	Q7	Q8	Q9	Q10	Q11	Q12	Q13	Q14	Q15	Q16	Q17	Q18	Q19	Q20	Q21	Q22	雇用契約形態															
																							常勤	非常勤														
																							(599)	(53)														
基準																																						
全体	勤務地			所属							役職						原子力業務従事年数					原子力規制庁在籍期間			原子力規制庁所属経緯			年齢										
	東京	地方	長官官房(除技G,放G)	技術基盤G	放射線防護G	原子力規制部(除審査G,検査G)	原子力安全人材育成セク-	原子力規制事務所	係員級	係長級	補佐級	課室長級等	技術参与	その他	0-5年未満	5-10年未満	10-15年未満	15-20年未満	20年以上	0-3年未満	3-5年未満	5年以上	新卒で所属	転職で所属	他機関・JNESから転職	他機関から出向(戻る見込)	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上							
(n)	(652)	(531)	(121)	(119)	(128)	(71)	(35)	(75)	(79)	(44)	(101)	(73)	(156)	(292)	(68)	(53)	(10)	(193)	(161)	(58)	(39)	(201)	(159)	(109)	(384)	(84)	(229)	(278)	(61)	(58)	(112)	(139)	(149)	(194)	(599)	(53)		
安全文化	総合的に判断して、原子力規制庁では安全を重視する文化が定着している	3.83	3.85	3.70	3.89	3.77	3.92	3.86	3.76	3.90	3.84	3.72	3.84	3.81	3.80	3.91	3.91	3.70	3.89	3.77	3.78	3.82	3.83	3.95	3.83	3.77	3.87	3.80	3.81	3.92	3.78	3.86	3.86	3.74	3.87	3.82	3.89	
	課室では原子力安全に関する重大な事故が起こり得るとの認識が十分共有されている	3.87	3.89	3.79	3.84	3.95	3.93	3.83	3.95	3.89	3.82	3.76	3.93	3.86	3.84	3.97	3.87	4.00	3.88	3.89	3.88	3.97	3.84	3.91	3.84	3.87	4.05	3.85	3.87	3.74	3.90	3.91	3.84	3.81	3.92	3.87	3.87	
	原子力規制庁では安全面の問題に気付いた時、過去にとらわれず規制内容や業務プロセスを見直すなど安全に配慮した対応が十分なされている	3.62	3.62	3.63	3.61	3.48	3.73	3.66	3.61	3.67	3.75	3.64	3.56	3.52	3.64	3.84	3.62	3.60	3.63	3.58	3.64	3.74	3.63	3.69	3.65	3.59	3.65	3.66	3.60	3.52	3.60	3.55	3.63	3.62	3.67	3.62	3.62	
	課室では原子力安全文化が育成・維持されるための具体的な活動が行われている	3.37	3.39	3.29	3.34	3.33	3.37	3.40	3.39	3.38	3.73	3.27	3.49	3.29	3.32	3.54	3.43	3.40	3.47	3.34	3.38	3.23	3.31	3.55	3.34	3.30	3.54	3.36	3.33	3.34	3.62	3.23	3.39	3.32	3.40	3.36	3.43	
	課室長(上司)は業務のあり方を問い直す姿勢と行動を率先して示しており、尊敬できる手本として評価できる	3.68	3.73	3.48	3.88	3.55	3.65	3.86	3.75	3.77	3.59	3.50	3.81	3.65	3.64	3.82	3.68	3.40	3.82	3.60	3.69	3.74	3.59	3.86	3.61	3.63	3.90	3.68	3.63	3.61	4.02	3.56	3.73	3.68	3.61	3.68	3.66	
	原子力規制委員会委員や幹部職員は安全を重視するメッセージを十分に職員に伝えている	3.74	3.78	3.54	3.84	3.71	3.83	3.69	3.79	3.73	3.80	3.53	3.59	3.73	3.72	4.01	3.70	3.80	3.76	3.75	3.83	3.56	3.71	3.81	3.79	3.69	3.77	3.72	3.75	3.67	3.74	3.71	3.82	3.72	3.70	3.74	3.70	
	課室では常に問いかける姿勢を持って業務を行っている	3.65	3.64	3.66	3.62	3.55	3.62	3.66	3.77	3.75	3.57	3.68	3.71	3.54	3.63	3.85	3.66	3.90	3.63	3.56	3.76	3.77	3.68	3.68	3.56	3.66	3.75	3.67	3.64	3.48	3.76	3.52	3.68	3.63	3.68	3.65	3.64	
	原子力規制庁では起こり得る最悪の事態まで考慮し、より安全側の立場に立った判断が行われている	3.73	3.75	3.64	3.71	3.79	3.73	3.63	3.73	3.81	3.68	3.66	3.74	3.73	3.71	3.79	3.79	3.60	3.73	3.78	3.74	3.67	3.70	3.79	3.69	3.72	3.76	3.78	3.71	3.57	3.78	3.74	3.66	3.71	3.77	3.73	3.74	
	課室では直面する課題について、当面は大きな問題が生じなければ、先延ばしにしてしまいがちである	逆	3.25	3.26	3.24	3.13	3.22	3.20	3.43	3.44	3.32	3.14	3.30	3.21	2.99	3.30	3.53	3.47	3.30	3.19	3.10	3.29	3.51	3.38	3.34	3.13	3.26	3.15	3.27	3.32	3.05	3.29	2.92	3.22	3.32	3.41	3.24	3.47
	課室では業務に核セキュリティ上の脅威が常に存在し得ることの認識が、十分ではないと感じる	逆	3.24	3.23	3.27	3.14	3.17	3.28	3.11	3.28	3.41	3.18	3.32	3.07	3.14	3.29	3.37	3.23	3.60	3.24	3.12	3.33	3.31	3.30	3.35	3.15	3.22	3.15	3.30	3.24	3.15	3.24	3.07	3.19	3.35	3.29	3.24	3.25
	原子力規制庁では核セキュリティについての理解向上を図る研修等の機会が十分に設けられている	2.93	2.96	2.80	3.05	2.95	3.14	2.83	2.73	2.90	3.09	2.76	2.82	3.05	2.87	2.74	3.30	3.00	3.07	2.96	2.91	2.64	2.83	3.19	2.84	2.85	2.98	3.00	2.84	3.03	3.10	2.93	2.88	2.81	3.01	2.90	3.32	
職場環境	総合的に判断して、原子力規制庁では業務遂行や人間関係の面で健全な職場環境が保たれている	3.35	3.37	3.25	3.50	3.33	3.39	3.31	3.27	3.30	3.48	3.19	3.27	3.26	3.28	3.53	3.72	3.70	3.40	3.33	3.40	3.18	3.32	3.50	3.21	3.32	3.39	3.37	3.33	3.25	3.47	3.21	3.26	3.33	3.46	3.31	3.70	
	課室では自らの業務のあり方について主体的に考え、積極的に意見を言う雰囲気がある	3.57	3.56	3.61	3.66	3.50	3.54	3.66	3.48	3.57	3.50	3.62	3.59	3.49	3.55	3.84	3.43	3.90	3.60	3.46	3.74	3.62	3.56	3.67	3.50	3.54	3.57	3.57	3.56	3.56	3.69	3.47	3.58	3.53	3.60	3.57	3.49	
	課室長(上司)は未熟な意見でも即座には否定せず、異なる意見を積極的に受け入れてくれる	3.64	3.66	3.56	3.77	3.65	3.59	3.74	3.49	3.70	3.64	3.54	3.96	3.55	3.56	3.81	3.68	3.70	3.76	3.50	3.72	3.67	3.62	3.85	3.50	3.59	3.80	3.60	3.62	3.69	3.93	3.61	3.56	3.57	3.69	3.64	3.68	
	課室では自課室以外の有益な経験や情報を入手し、業務に活用しようとする意識がある	3.46	3.48	3.39	3.51	3.45	3.41	3.57	3.44	3.56	3.48	3.35	3.55	3.42	3.41	3.54	3.55	3.70	3.56	3.32	3.64	3.54	3.41	3.58	3.46	3.41	3.49	3.44	3.47	3.44	3.66	3.29	3.47	3.42	3.52	3.45	3.55	
	業務に必要な知識を得るための研修を受ける機会が十分にある	3.43	3.44	3.39	3.41	3.54	3.42	3.29	3.12	3.49	3.89	3.38	3.48	3.43	3.37	3.53	3.53	3.90	3.50	3.45	3.40	3.23	3.41	3.58	3.33	3.40	3.71	3.34	3.42	3.44	3.64	3.38	3.38	3.33	3.52	3.42	3.60	
	課室では職員間の信頼関係やチームワークに危うさを感じる	逆	3.18	3.15	3.30	3.09	3.21	3.18	3.14	3.15	3.14	3.16	3.31	3.10	2.90	3.23	3.47	3.45	3.10	3.17	3.02	3.26	3.23	3.28	3.19	3.06	3.21	3.08	3.19	3.22	3.05	3.14	2.83	3.11	3.20	3.42	3.15	3.47
	課室では質問・問合せがあった場合に、情報を一般向にわかりやすく伝えるように適切な回答がなされている	3.58	3.60	3.49	3.58	3.53	3.72	3.49	3.65	3.62	3.59	3.48	3.60	3.56	3.54	3.75	3.60	3.60	3.58	3.55	3.66	3.72	3.56	3.65	3.53	3.56	3.61	3.60	3.59	3.41	3.71	3.49	3.58	3.60	3.57	3.58	3.60	
	課室では業務を行う上で、業務の本来あるべき姿を意識した業務の見直しが積極的に行われている	3.31	3.33	3.21	3.39	3.22	3.41	3.54	3.35	3.29	3.23	3.19	3.30	3.27	3.25	3.56	3.43	3.30	3.38	3.26	3.43	3.26	3.25	3.47	3.15	3.29	3.33	3.28	3.32	3.31	3.40	3.21	3.33	3.29	3.34	3.30	3.42	
	課室では問題が発生した場合、分析や対策の検討を省略して、前例を踏襲した対応がなされている	逆	3.21	3.21	3.21	3.18	3.18	3.31	3.31	3.24	3.19	3.02	3.25	3.18	2.98	3.25	3.50	3.32	3.20	3.23	3.09	3.24	3.38	3.24	3.28	3.13	3.20	3.07	3.16	3.28	3.28	3.10	2.96	3.15	3.34	3.32	3.20	3.30
	原子力規制庁では想定外の災害やトラブルなどに対して、柔軟に対応できるよう十分な訓練準備を行っている	3.24	3.31	2.93	3.34	3.23	3.30	3.17	3.24	3.43	3.39	2.92	3.36	3.21	3.17	3.49	3.34	3.00	3.32	3.20	3.33	3.26	3.17	3.36	3.22	3.20	3.37	3.20	3.26	3.15	3.38	3.21	3.24	3.23	3.23	3.23	3.23	3.34
	物理的な面での執務環境に満足している	3.10	3.07	3.24	3.36	2.90	3.07	3.11	2.91	2.92	3.45	3.20	2.97	3.08	3.06	3.25	3.43	2.80	3.27	3.02	3.05	2.87	3.06	3.26	3.07	3.04	3.06	3.21	3.02	3.13	3.17	3.01	3.08	3.03	3.21	3.07	3.42	

(次ページに続く)

アンケートの結果について

3. ウェイト値の算出 ②セグメント間の比較

(前ページの続き)

基準

全体と比較して0.15以上高い
全体と比較して0.15以上低い

	全体	勤務地			所属										役職						原子力業務従事年数					原子力規制庁在籍期間			原子力規制庁所属経緯				年齢					雇用契約形態	
		東京	地方	長官官房(除技G,放G)	技術基盤G	放射線防護G	原子力規制部(除審G,検G)	審査G	検査G	原子力安全人材育成センター	原子力規制事務所	係員級	係長級	補佐級	課室長級等	技術参与	その他	0-5年未満	5-10年未満	10-15年未満	15-20年未満	20年以上	0-3年未満	3-5年未満	5年以上	新卒で所属	転職で所属	他機関・JNESから転籍	他機関から出向(戻る見込)	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	常勤	非常勤			
(n)	(652)	(531)	(121)	(119)	(128)	(71)	(35)	(75)	(79)	(44)	(101)	(73)	(156)	(292)	(68)	(53)	(10)	(193)	(161)	(58)	(39)	(201)	(159)	(109)	(384)	(84)	(229)	(278)	(61)	(58)	(112)	(139)	(149)	(194)	(599)	(53)			
マネジメントシステム	Q23	3.38	3.38	3.37	3.37	3.37	3.42	3.37	3.31	3.48	3.32	3.36	3.21	3.26	3.38	3.56	3.64	3.70	3.35	3.36	3.57	3.18	3.39	3.50	3.20	3.37	3.31	3.42	3.39	3.23	3.29	3.23	3.35	3.36	3.52	3.36	3.60		
	Q24	3.09	3.10	3.02	3.14	3.09	3.17	3.20	3.04	3.09	3.00	3.00	3.16	3.08	3.03	3.21	3.17	3.00	3.19	3.06	2.95	2.90	3.09	3.18	3.06	3.05	3.24	3.03	3.04	3.31	3.34	3.04	3.06	2.95	3.16	3.08	3.15		
	Q25	3.00	2.99	3.03	2.82	3.07	3.01	2.91	3.01	3.05	3.11	3.02	2.82	2.89	3.03	3.13	3.23	2.80	2.90	2.93	3.16	2.97	3.10	2.98	2.89	3.03	2.81	3.02	3.12	2.61	2.86	2.79	2.96	3.01	3.17	2.97	3.23		
	Q26	2.67	2.68	2.60	2.85	2.58	2.72	2.60	2.57	2.54	2.98	2.59	2.58	2.72	2.62	2.59	2.98	2.80	2.80	2.64	2.50	2.59	2.63	2.86	2.68	2.59	2.64	2.69	2.63	2.80	2.69	2.67	2.71	2.54	2.73	2.65	2.92		
	Q27	3.20	3.23	3.08	3.24	3.23	3.14	3.17	3.37	3.29	3.09	3.04	3.27	3.15	3.15	3.37	3.40	2.90	3.29	3.16	3.17	3.10	3.18	3.31	3.17	3.16	3.29	3.27	3.15	3.08	3.22	3.17	3.15	3.21	3.24	3.19	3.36		
	Q28	2.99	3.01	2.93	2.96	2.95	3.08	3.11	3.03	3.01	3.02	2.93	3.12	2.87	2.97	3.04	3.26	2.90	3.13	2.86	3.12	2.95	2.94	3.26	2.89	2.91	3.01	3.10	2.92	2.92	3.22	2.77	2.96	2.99	3.08	2.97	3.23		
	Q29	2.84	2.84	2.84	2.71	2.94	2.87	2.94	2.76	2.95	2.75	2.80	2.71	2.71	2.84	2.97	3.11	3.30	2.73	2.85	2.86	2.67	2.96	2.73	2.72	2.91	2.70	2.83	2.95	2.54	2.81	2.59	2.73	2.87	3.04	2.81	3.11		
	Q30	3.05	3.08	2.95	3.00	3.08	3.13	3.00	3.04	3.11	3.16	2.96	3.04	2.97	3.00	3.28	3.26	3.20	3.05	3.06	3.07	2.95	3.06	3.11	2.94	3.06	3.04	3.03	3.12	2.85	3.10	2.90	3.04	3.07	3.12	3.04	3.25		
エンゲージメント	Q31	3.55	3.50	3.76	3.51	3.45	3.68	3.54	3.31	3.62	3.52	3.76	3.27	3.28	3.65	3.72	3.92	3.70	3.48	3.52	3.45	3.67	3.65	3.49	3.59	3.56	3.25	3.69	3.57	3.33	3.34	3.15	3.53	3.55	3.85	3.52	3.89		
	Q32	3.64	3.60	3.84	3.45	3.66	3.82	3.60	3.59	3.71	3.43	3.82	3.37	3.37	3.75	3.78	4.09	3.50	3.52	3.61	3.59	3.72	3.78	3.50	3.74	3.67	3.30	3.79	3.69	3.33	3.40	3.20	3.58	3.71	3.96	3.61	4.04		
	Q33	3.05	3.00	3.25	2.99	3.05	3.04	2.91	2.77	2.95	3.36	3.30	3.22	2.99	2.97	3.09	3.28	3.40	3.13	2.95	2.91	2.90	3.11	3.19	2.98	3.01	3.14	3.04	2.97	3.28	3.12	3.11	2.87	2.95	3.20	3.03	3.25		
	Q34	3.01	2.94	3.31	3.03	2.89	3.20	2.77	2.76	3.04	2.89	3.28	2.82	2.67	3.11	3.28	3.42	2.50	3.03	2.94	2.84	3.15	3.05	3.02	3.13	2.97	2.58	3.20	3.00	2.90	2.74	2.62	2.94	3.05	3.32	2.97	3.36		
	Q35	3.06	3.01	3.28	3.09	3.05	3.15	2.89	2.63	3.20	3.05	3.26	2.93	2.82	3.14	3.26	3.30	2.80	3.09	2.98	2.97	3.38	3.06	3.09	3.10	3.04	2.69	3.19	3.09	2.97	2.91	2.74	2.94	3.21	3.26	3.04	3.28		
	Q36	3.50	3.45	3.72	3.43	3.52	3.55	3.26	3.35	3.54	3.39	3.74	3.37	3.28	3.60	3.62	3.68	3.20	3.32	3.56	3.48	3.72	3.59	3.27	3.59	3.57	3.33	3.68	3.57	2.75	3.29	3.16	3.48	3.60	3.69	3.49	3.62		

(全体平均よりも高い / 低い項目数)

セグメント	項目	全体平均よりも高い項目数 (+0.15 以上)	全体平均よりも低い項目数 (-0.15 以下)
安全文化 11問	全体平均よりも高い項目数 (+0.15 以上)	1	1 2 1 1 2
	全体平均よりも低い項目数 (-0.15 以下)	2	1 3
職場環境 11問	全体平均よりも高い項目数 (+0.15 以上)	2	1 1 2
	全体平均よりも低い項目数 (-0.15 以下)	1	1 2 1 1 2
マネジメントシステム 8問	全体平均よりも高い項目数 (+0.15 以上)	1	1 1
	全体平均よりも低い項目数 (-0.15 以下)	1	1 2
エンゲージメント 6問	全体平均よりも高い項目数 (+0.15 以上)	6	2 1 6
	全体平均よりも低い項目数 (-0.15 以下)	1	3 5 1 3 5

インタビューでの代表的なコメント例（組織文化）

■ 組織文化に関連する代表的なコメントを記載。

	良好事例	課題
コンピテンス ／自己研鑽	<p>■ 学習意欲が高い 学習意欲が高く、組織として技術開発のサポート体制がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自分達の技術的レベルがアップし、仕事の経験と能力が繋がることがモチベーションを上げている。（部長・審議官） ■ 知識管理を定期的に行い、技術の底上げをし、モチベーションを更に上げることに取り組んでいる。（課室長） ■ ガイドラインを見ながら新たなことに試行錯誤することでモチベーションを維持している。（課室長） ■ 規制庁は皆学びへのモチベーションが高い。（課長補佐以下） ■ 他部門への異動・兼務を通じて実務としての経験を積める。（課長補佐以下） 	<p>■ 指導・育成不足 手本となる人材がない、若手の育成が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 背中をみせてくれる尊敬できる先輩、それを追いかける部下がない。（部長・審議官） ■ ベテランと若手で力の差が大きく、若手は経験が浅く全体を把握できない。（課室長） ■ 新人教育に目を向ける気があまりないのではないかと。若手の異動が早すぎる。（課長補佐以下） <p>■ 知識伝承の失敗 知識・技術伝承ができない</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 3年後は、自分が定年する年でもあるのでその先で、経験が伝承されているかが心配。（課室長） ■ 技術伝承には文書に残すことが必要だと思うが、開示請求に耐えられる文書でないとならず、メーカーのノウハウは公開できないことから、文書化が実現しない。（課長補佐以下）
価値観・倫理観	<p>■ 技術重視 技術に裏付けられた議論ができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 委員会や会議でのやり取りにおいて科学的・技術的内容に重点が置かれるようになった。（課室長） 	<p>■ 技術偏重 技術側の意見が強くなっている</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 技術的なバックグラウンドを持っていないと口を出してはいけない雰囲気がある。（部長・審議官） <p>■ 委員会への依存 委員への責任転嫁が起きうる</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 意思決定は委員会で行い、委員会が決定したことを後から変更することはできない。そのため、悪く考えると委員会側に責任転嫁して考えることもできる。（部長・審議官） ■ 委員会であり、独立性のある組織であるため、職員に外からの圧力がない。（課室長）

インタビューでの代表的なコメント例（組織文化）

	良好事例	課題
価値観・倫理観	■ —	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外部からの目の不足 外部からの目や指摘が不足している ■ 他流試合、外の先生との議論がなく、議論が低調になっている。（部長・審議官） ■ 外からの批判にさらされず、組織内は風通しが良く居心地はいいが、改善がなされず、変化や効率性が推進されない。（課室長） ■ 原子力規制庁は村で閉じており、見落としがある可能性がある。（課長補佐以下） ■ 事故の風化 経験や記憶が維持できずに風化 ■ 事故の経験や記憶が時間とともに薄まってきている。事故の当時現場にいなかった方も入庁してくるため、危機感が薄まってくる。（課長補佐以下） ■ 事故を受けて学ばなければならないことは段々忘れられてきて風化しつつあると思う。（課長補佐以下）
モチベーション	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仕事のやりがいがある 社会的な意義があり、アウトプットが明確である ■ 全体的にはモチベーションは高いと考えている。なぜならば、仕事の成果・アウトプットが見えやすい。（部長・審議官） ■ 組織の目的がはっきりしているため、政治的な調整の必要性が少ない組織であり、職員のモチベーションは高い。（課室長） ■ 自分の専門性を生かしている。（課長補佐以下） ■ 「明日もし原子力事故が起きたら」という話は非常に頻繁に聞くので、そのような意識は常に皆持って仕事をしていると思っている。（課長補佐以下） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出向者のモチベーション低下 一時的な職場として勤務している、または望まない異動があった ■ 出向元に帰りたいと考えている人はモチベーションが低くなる。（部長・審議官） ■ 出向等で望まないで来ている人も多いため、忠誠心は少ない。（課室長） ■ 社会からのプレッシャー 社会からの肯定が得られないなど難しい仕事による重圧 ■ 必ずしも社会が肯定してくれるわけでもなく、市民の抗議など、難しい仕事もたくさんあり、プレッシャーを感じる人も存在する。（部長・審議官） ■ 業務の空白 待ち時間が長いことや、不稼働のプラントでは変化がない ■ 人によっては止まったプラントの検査ばかりで、変化がないし、スキルアップにもつながらない。（課室長） ■ 仕事の性質上、待ちが基本であり、何もないうちは緊張感が途切れてくる。（課長補佐以下）

インタビューでの代表的なコメント例（組織文化）

	良好事例	課題
コミュニケーション	<p>■ コミュニケーションの容易さ フラットな組織であり意思疎通が容易である</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常に風通しは良い。入庁したばかりの新人でも委員と直接話せるような機会がある。（部長・審議官） オープンで自由に話せる雰囲気は高いと思う。あまり職階等を気にせずに話することができる。（課室長） 風通しは良いと思う。自分のような若い立場でも審議官等に直接話しに行ける。（課長補佐以下） <p>■ オープンかつ十分な議論 過去からのしがらみや前例踏襲せずに自由に議論ができる</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織のトップの姿勢として前例踏襲は許されない風土があり、改善ができる。（部長・審議官） 政治的な目線から独立して、意見が言える。（課室長） 自課室では上司に間違っていることを気軽に言えるため、こちらから気軽に提案できる環境ではある。（課長補佐以下） <p>■ 個人の尊重 小規模な組織でありよく目が行き届いている</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員数が多くないため人事当局としても個別の働き手の状況が見えているのではないかと。（部長・審議官） 「個人の事情」介護・育児等で配慮が必要なことがあるか聞いている。（課室長） 	<p>■ 部門横断型の情報共有の漏れ 部門を跨ぐと情報の伝達に漏れがある</p> <ul style="list-style-type: none"> 隣の部署と情報共有する仕組みがなければ風潮もない。（部長・審議官） 「デマケ」というが、組織の担当範囲を明確にしてそこから足を踏み出さないというのがある。（課室長） 出身の役所や企業それぞれの価値観の違いや齟齬が議論の中で出てくることがある。（課長補佐以下） <p>■ 不十分な議論 形式的で内容のある議論ができていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ただの連絡会議が多く、中身の議論をする場がない。（部長・審議官） 批判だけをしている人がいる。（課室長） 参事官や係員等が互いに遠慮しており、（心理的な）距離を感じる。（課長補佐以下） <p>■ テレワークの弊害 コロナ禍でコミュニケーションが不足している</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍でコミュニケーションの機会が減っている。（課長補佐以下） <p>■ チームワークの不足 団結心やチームワークが弱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 普段の業務の中でも団結心やチームワークでやるのだという意識が弱い気がする。（課長、課長補佐以下）
リーダーシップ	<p>■ トップのビジョンが明確 トップの意見が明確に伝わっている</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員長の影響が組織に伝播していっていると感じる。（課室長） 規制委員会の会議をYou tube上で公開しており、トップの考え方が見えやすい。（課長補佐以下） 3月11日に委員長からの訓示があり、課長らは委員長の言葉を頻繁に伝えるようにしている。強力なリーダーシップをもって牽引している。（課長補佐以下） 	<p>■ ビジョン伝達が弱い 上位層におけるビジョン伝達が充分に行われていない</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期のビジョンを提示ができていない。（部長・審議官） 室として方向性を見せ、皆の進むべき道と同じベクトルに向けることがまだできていない。（課室長） 環境省ではゼロエミッション目指そうという政策があるのに対して安全には終わりがないため、目標がなかなか設定しにくい。（課長補佐以下）

インタビューでの代表的なコメント例（マネジメントシステム）

■ マネジメントシステムに関連する代表的なコメントを記載しました。

	良好事例	課題
計画	<p>■ 業務の計画性 計画的、合理的に計画されている</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ いつも効率的・合理的・計画的にやろうということを声掛けしている。（課室長） 	<p>■ 業務量の偏り リソース配分の誤り、業務多忙</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 目の前の業務に追われており、余裕がない状況である。（課室長） ■ 仕事量が偏っている。（課室長） ■ 仕事が出来る人に仕事が集中しがちで、頑張れば頑張るほど負担が増える。（課長補佐以下） ■ 業務の振り方に課題がある等、マネジメントが出来ていないような班がある。（課長補佐以下）
業務の実施	<p>■ 効率的な業務 業務プロセスは効率的に行われている</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 承認フローが簡素であり意思決定のスピードが非常に速い。（課室長） ■ 3年前と比べると作業時間そのものは減ってきている。（課室長） 	<p>■ 合理性を欠くプロセスやルール マニュアル未整備、非効率な業務の踏襲・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 業務マニュアルがまだまだ整備されていない。そのため、各担当が蝸壺状態で業務を行っており、何やっているか分からない。（部長・審議官） ■ 変化に伴いやり方を変える必要があるが、過去のやり方を踏襲してしまう傾向がある。（課室長） ■ 時間とお金の概念がなく、経験則や実験を比較してどれが一番安全かを組み立てるだけ。（課長補佐以下）

インタビューでの代表的なコメント例（マネジメントシステム）

	良好事例	課題
改善活動	<p>■ 組織的な改善活動 改善の仕組みがあり有効活用されている</p> <ul style="list-style-type: none">■ 組織的に改善提案の受付をやっており、全員が問題点を提案できる環境がある。（部長・審議官）■ 継続的な改善という意味では、必要ないと思われる作業については自由に意見を言って良いと伝えており、段々と改善がされている。（課室長）■ 業務をしていく中で日々失敗があると思うが、そのようなときはまずは速やかに報告して相談しましょうという方針は組織全体であると思う。改善点があった場合に次に同じようなことがないように班内で共有するデータベース的な仕組みがある。（課長補佐以下）	<p>■ 組織的な改善活動の停滞 改善活動の仕組みが機能していない、変わることに抵抗がある</p> <ul style="list-style-type: none">■ 多くの検査官から改善点が上がってきて欲しいが、限られた人からしか出てこない状況である。（課室長）■ 改善提案をしたことがあるが、フィードバックはなかった。（課長補佐以下）■ 上がってきた意見を、担当課室が真剣に取り合わず、問題が解決せず残っている。（課長補佐以下）■ 改善点を上げた後に、上は改善をしないための理由を作りがちである。（課長補佐以下）
組織体系	<p>■ 適切な裁量権 個人に適切な裁量が与えられている</p> <ul style="list-style-type: none">■ 各々の裁量で仕事をしている感がある。（課室長）	<p>■ 年齢構成の偏り ベテランが多く年齢構成に偏りがある</p> <ul style="list-style-type: none">■ 年齢構成が偏っている。（課室長）■ 今の人員構成は逆ピラミッド型である。（課長、課長補佐以下） <p>■ 情報システム環境が貧弱 テレワーク環境や外部ネットワークが貧弱である</p> <ul style="list-style-type: none">■ テレワーク環境がブアであり、メールすら使えない。また端末も全員に行き渡っていない。（課室長）■ 文書管理のシステム、制御管理システム等のシステムが使いにくい。（課長補佐以下）

インタビューでの代表的なコメント例（マネジメントシステム）

良好事例	課題
<p data-bbox="129 847 235 903">人事評価制度</p> <div data-bbox="309 703 728 815"><p>■ 安定した職場 待遇等の安定した職場である</p></div> <ul data-bbox="297 847 1171 903" style="list-style-type: none">■ 年功序列で給料は上がり、上までいなくても平均年収以上もらえる。待遇等の安定した職場であることがモチベーションになる。（課長補佐以下）	<div data-bbox="1227 395 1646 499"><p>■ 横並び主義 評価に適切な差がつかない</p></div> <ul data-bbox="1227 507 2101 595" style="list-style-type: none">■ 年功序列のため何もしなくても給料は上がる一方で、何かしても特別給料が上がるということもない。（課長補佐以下）■ 人事評価では、大きな差はない状況である。（課長補佐以下） <div data-bbox="1227 624 1646 719"><p>■ キャリアプランの未提示 将来のキャリアパスが描けない</p></div> <ul data-bbox="1227 735 2107 1023" style="list-style-type: none">■ 研究者としてどうあるべき、研究者としてどのような目的を持つべきなのかを、必ずしも上層部が示していない。（部長・審議官）■ 若手を育てるビジョンがない。（課室長）■ 今はキャリアパスはゼロ。何をやればどの職位について上に上がっていくかというビジョンを新人は描けない。（課室長）■ ふわっとしたキャリアプランはあるが、組織としてどのようなポジションに着けるのかが具体的ではない。（課長補佐以下）■ 部署異動させて色々なことを経験させるということがキャリアの主体になっており、専門性でのキャリア形成の見方はない。なお、人材育成センターでは専門性を高めたいという思いを感じている。（課長補佐以下） <div data-bbox="1227 1050 1646 1153"><p>■ 評価の不満 評価により報酬に差がつかない</p></div> <ul data-bbox="1227 1169 2101 1289" style="list-style-type: none">■ 高いレベルを求めるということが委員会の方針のため、能力的についていけない人がいる。（課室長）■ 取得資格を記入する欄はあるが、果たしてそれが評価に結びついているかはわからない。（課長補佐以下）

マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画

令和2年7月15日
原子力規制委員会

1. 目的

原子力規制委員会は、マネジメントシステムの継続的改善を図るとともに、原子力安全文化を育成・維持することを目的として、本行動計画を策定する。

2. 背景及び経緯

国際原子力機関（IAEA）の安全基準では、原子力規制機関はマネジメントシステムを備えなければならない、そのマネジメントシステムは安全文化の向上を確実なものとするものでなければならないとされている。そして、それらは業務の改善と安全を重視した行動を実践する観点から極めて重要である。

これまで原子力規制委員会では、平成28年のIAEAの総合規制評価サービス（IRRS）ミッションの結果も受け、平成28年度下期から平成31年度にかけての原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップ（以下、「ロードマップ」という。）を策定し、マネジメントシステムの改善及び原子力安全文化の育成・維持を図ってきた（参考資料1）。ロードマップは、①トップから語りかけることにより組織文化・安全文化を醸成するとともに、②現場の声を吸い上げ業務品質を維持向上することを主な内容としており、原子力規制委員会はこれに沿って、委員と職員の対話や職員からの改善提案の募集などの各種の取組を実践してきた。

特にロードマップの後半の期間では、業務マニュアル類の体系的な整理を段階的に進めることとし、まず業務マニュアル類を階層構造化しそれらを一覧表により管理することを開始した。また、業務マニュアル類の作成については「業務マニュアル作成要領」を定め、業務内容（規制関連業務、管理業務、支援業務）に応じた標準様式を整備した。

これらの取組は全て、令和2年1月に受け入れたIRRSフォローアップミッションで肯定的に評価された。その上で、前述の業務マニュアル類の体系化等を完遂することや業務への資源の投入の状況とそれによる成果を把握する仕組みを取り入れることを推奨された。また、安全文化については、高水準の原子力安全文化を継続的に促進するための基礎が生み出されつつあると評価された。

このような経緯を踏まえ、第2期中期目標では「原子力規制委員会がその責任を果たし、その職員及び組織の能力を維持・向上させ、その安全文化を育成・維持するため、マネジメントシステムを組織全体に定着させる。その際、IRRSの指摘なども踏まえ、職員が活用しやすく実質的な業務の改善につながるよう、継続的改善を進める。」「組織の各階層で安全のためのリーダーシップを発揮し、安全文化及び核セキュリティ文化の育成・維

持に係る取組を進め、その現状を自己評価する。」との目標を設定した。

3. 課題及び取組方針

(1) マネジメントシステム

原子力規制委員会マネジメント規程は概ね IAEA の安全基準 (GSR-Part2) に準拠しており、これに基づく一連の PDCA サイクルや、行政通則制度に基づく文書管理や資源管理などが実践されている。ただし、業務マニュアル等のマネジメントシステム関連文書の整備については、全ての業務がプロセスとして整理され文書化されるには至っておらず、また、公文書管理、決裁手続、任用資格制度等において業務の重要性等に応じて取り扱うよう定めた個別の文書は存在するものの、組織全体を通じて一覧できる文書が存在しない。

そこで、これまでの取組をさらに進め、全ての業務を適切にカバーするように個別のプロセスを設定し、それらのマニュアルを整備するなどの取組を順次実施することとする。

また、業務への資源の投入の状況とそれによる成果を把握する仕組みについては、予算の執行管理、職員の配置及び勤務時間の把握と業務の目標管理がリンクされていない状況であるため、これらを整理してマネジメントレビューの機会に確認できるようにする。

(2) 原子力規制委員会の原子力安全文化

前述のロードマップに基づき、①委員と職員との対話を毎年実施し、②職員の意識や行動の状況を調査し、③ワークショップ、E-ラーニングなど職員の研鑽を支援してきた。これらの取組自体は IRRS で肯定的に評価されたが、対話やワークショップ等の回数も参加者数も限定的であり、毎年の調査も自己評価としては初歩的なものに留まっており、制度的にもマネジメントシステムによる継続的な改善に組み込まれていない。

このような中、令和元年度の原子力安全文化に関する意識調査では、職員へのインタビュー調査と過年度に行われたアンケート調査の結果をもとに、「認知のハードル」は越えられているが、まだ「理解のハードル」以降を越えられていないとの分析や原子力安全文化の状態についての職員の認識に相当の「ばらつき」がある可能性が示された(参考資料2)。

この分析結果を踏まえ、以下のような考え方で、原子力安全文化に関する活動に取り組む。

- ① 自己評価を充実させるとともに、原子力安全文化の育成・維持に係る取組について、マネジメントシステムにおける PDCA サイクルを実践することで原子力安全文化を継続して改善する仕組みを構築する。
- ② 「理解のハードル」を越えるために、各個人による原子力安全文化の理解及び自己の役割の認識を深める取組を行う。
- ③ 「納得のハードル」を越えるため、原子力安全文化の育成・維持に関する組織としてのコミットメントをより強く打ち出す。

④ さらに「行動のハードル」を越えるため、風通しの良いコミュニケーションを実現し、個人の原子力安全を重視した行動を促進するための環境整備を行う。

なお、このような安全文化の育成・維持の取組が成果をあげるためには、職員に心の余裕があることが必要であり、この観点からも（１）のマネジメントシステムの改善・運用による資源の管理等に取り組む。

4. 行動計画

以下のステップにより、原子力規制委員会のマネジメントシステムの継続的改善と原子力安全文化の育成・維持を図ることとする。

（１）マネジメントシステムの継続的改善

① 全ての業務のプロセスとしての整理

当委員会の所掌事務を網羅するように主要プロセスを設定し、全ての規制プロセス及び支援プロセスに統合マネジメントシステムを適用するため、マネジメント委員会（委員長：原子力規制庁長官）において主要プロセスを策定する。その際、横断的な主要プロセスを明示する。

期限：令和２年内に完了する。

体制：監査・業務改善推進室が各課室と調整しながら立案し、マネジメント委員会に諮る。

② 全ての主要プロセスのマニュアル作成

主要プロセスのマニュアルを標準フォーマットで策定する。このマニュアルは、既存の業務マニュアル等の幹となるような簡潔な文書とする。また、これに伴い、マネジメントシステム関連文書一覧に必要な修正を施す。

時期：①の完了後に着手し、令和３年度内に完了する。

体制：各課室が作成する。

③ マネジメント規程運用マニュアル（仮称）の策定

マネジメント規程を補完する文書として「マネジメント規程運用マニュアル（仮称）」を策定する。これは、主要プロセスの一覧、全体プロセスマップ、マネジメントシステム関連文書の体系（階層構造、業務プロセス分類の考え方）、業務マニュアル標準様式、マネジメントシステム関連文書の定期的な見直しの具体的なルール、業務の重要性等に応じた管理、利害関係者から情報収集すべき事項のリスト等を含むものとする。

時期：令和３年度内に完了する。

体制：監査・業務改善推進室が立案する。

④ 文書の定期的な見直しの実践

③により策定した見直しの具体的なルールに基づいて、各文書の所管課室で文書の見直しを実施する。監査室では、文書一覧に見直し周期や直近の見直し時期を記載

し、管理する。

時期：③の完了後に開始する。

体制：各課室が実施し、監査・業務改善推進室が状況を把握・集約する。

⑤ 業務への資源の投入の状況とそれによる成果を把握する仕組みの導入

マネジメントレビューにおける業務の実績の評価に合わせて、各業務に投入した予算や人員を示す取組を開始する。

時期：令和2年度のマネジメントレビューから試行する。

体制：人事課、会計部門の協力を得て監査・業務改善推進室が実施する。

(2) 原子力規制委員会の原子力安全文化の育成・維持

① 原子力安全文化に係るPDCAサイクルの実践

原子力安全文化に係る意識調査について、調査方法、調査内容、調査範囲等を充実させ、より詳細に現状を把握できるものとする。また、国内外の動向調査を行い、推奨されるモニタリング指標や啓発活動等の把握及び検討を行う。実態調査の結果や当該年度の活動の実績を毎年度のマネジメントレビューで評価し、これを踏まえて、必要な改善策を次年度の年度重点計画、年度業務計画に反映させ、更なる改善に取り組むプロセスを確立する。

時期：令和2年度のマネジメントレビューで試行的に実施し、以降毎年度実施する。

体制：システム安全研究部門の協力を得て監査・業務改善推進室が実施する。年度業務計画への反映は各課室が実施する。

以下、②～④の施策は、毎年度のマネジメントレビューにおける評価の結果を踏まえ、IAEA や NEA 等のガイド等を参考に、前述の「理解のハードル」「納得のハードル」及び「行動のハードル」を越えていく観点で適切な取組をマネジメント委員会にて毎年度選定し、実施する。

② 原子力安全文化の「理解」及び自己の役割の「認識」の深化

原子力規制委員会の「学習する組織」としての力をさらに高めるため、これまでの取組を整理し、有望な啓発活動等を順次取り入れていく。安全文化宣言カードの活用を継続するほか、「ばらつき」の原因も踏まえ、例えば職員が担当業務に即して安全文化を考えられる機会として、部署毎に原子力安全文化をテーマとする勉強会を開催する。

時期：令和3年度目途に順次開始する。

体制：監査・業務改善推進室が実施する。勉強会は各部署が実施する。

③ 原子力安全文化への「コミットメント」の表明

委員・幹部が原子力安全文化を重視する姿勢を率先して示し、職員が原子力安全文化の重要性について「納得のハードル」を越えられる環境を整備する。具体的には、委員との対話を継続するなど、効果が期待できるものから実行に移す。

時期：令和3年度目途に順次開始する。

体制：監査・業務改善推進室が実施する。

④ 原子力安全を重視した「行動」を促す環境作り

風通しの良いコミュニケーションを促進するため、人事における360度評価の導入など取組について検討し、効果が期待できるものについて取り入れを進める。これにより職員が原子力安全を重んじて行動しやすくなる環境を作る。

時期：令和3年度目途に順次開始する。

体制：360度評価については人事課、その他の風通しの良いコミュニケーション等については監査・業務改善推進室が実施する。

原子力規制委員会マネジメントシステムに関する 改善ロードマップ

平成28年11月22日
原子力規制委員会

1. 原子力規制委員会マネジメントシステムの展開と改善に向けた行動プログラム

マネジメントシステムに関する重点課題

○マネジメントシステムのこれまでの展開

- ・ 委員会は、設置法に定められた組織の任務を達成するため、IAEA安全基準等も参考に、PDCA等のマネジメントシステムを段階的に統合拡大。
- ・ 現在、PDCAサイクルによる中期目標の進捗管理等を実施。

○マネジメントシステム自体の改善目標と重点課題

- ・ 中期目標で、マネジメントシステムの組織全体への定着を目指しており、重点課題として、引き続き、中期目標の達成に向けマネジメントシステムを的確に運用するとともに、次の点の改善が必要と認識。

① 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓、組織発足の精神を確実に共有・継承すること

- ・ 質の高い人材の確保を図りつつ、組織の確立・強化を図っており、多様なバックグラウンドを有する職員や若い世代が増加。
- ・ 事故の教訓や組織発足の精神等を組織文化・安全文化として定着させ、時代の変化に関わらず確実に継承していくこと。

② 組織の力を最大限に発揮するための環境を作ること

人材等有限の資源を最大限活かすため、業務の阻害要因を除去し、効率的で働きやすい環境をつくること。

対応方針：行動プログラム

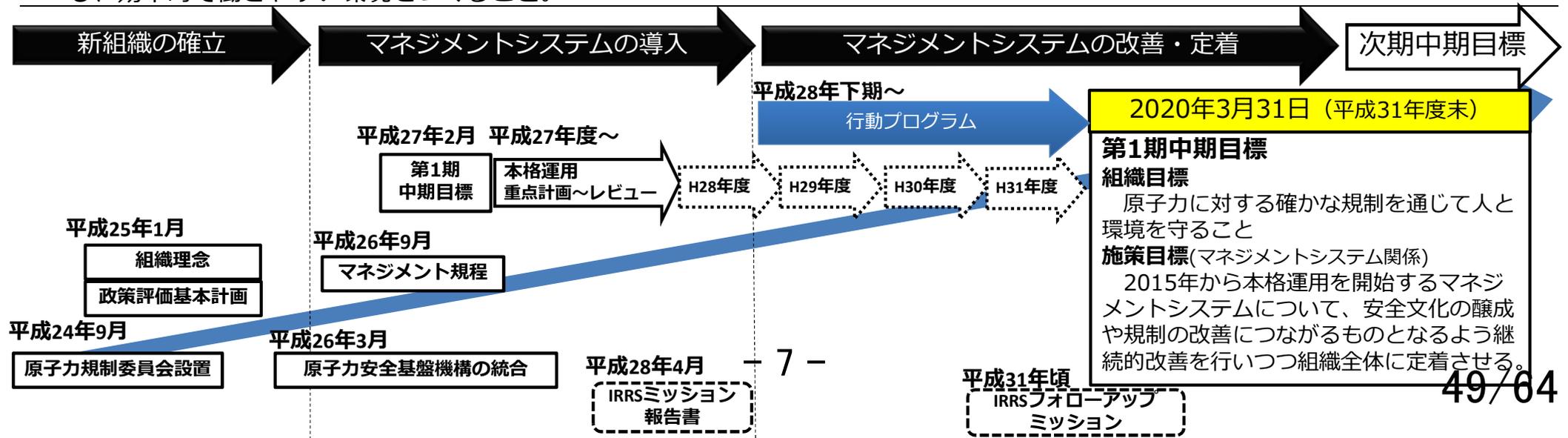
重点課題に対応するため、平成28年下期から中期目標の達成期間である平成31年度末までに、2つの「行動プログラム」を実施。行動プログラム推進事務局は、監査・業務改善推進室。

1) トップから語りかけ、組織文化・安全文化（核セキュリティ文化含む）を醸成

- ① 委員、幹部において、組織発足から委員会・規制庁一体となって作り上げてきた歴史を語り継ぐことにより、職員が誇りと生きがいを持って職務を遂行する組織文化・安全文化を醸成。
- ② 上記対話や意識行動調査の成果も踏まえ、意識を行動に移すきっかけづくり、高い専門性や幅広い知見等の自己研鑽を支援。

2) 現場の声を吸い上げ、業務品質を維持向上

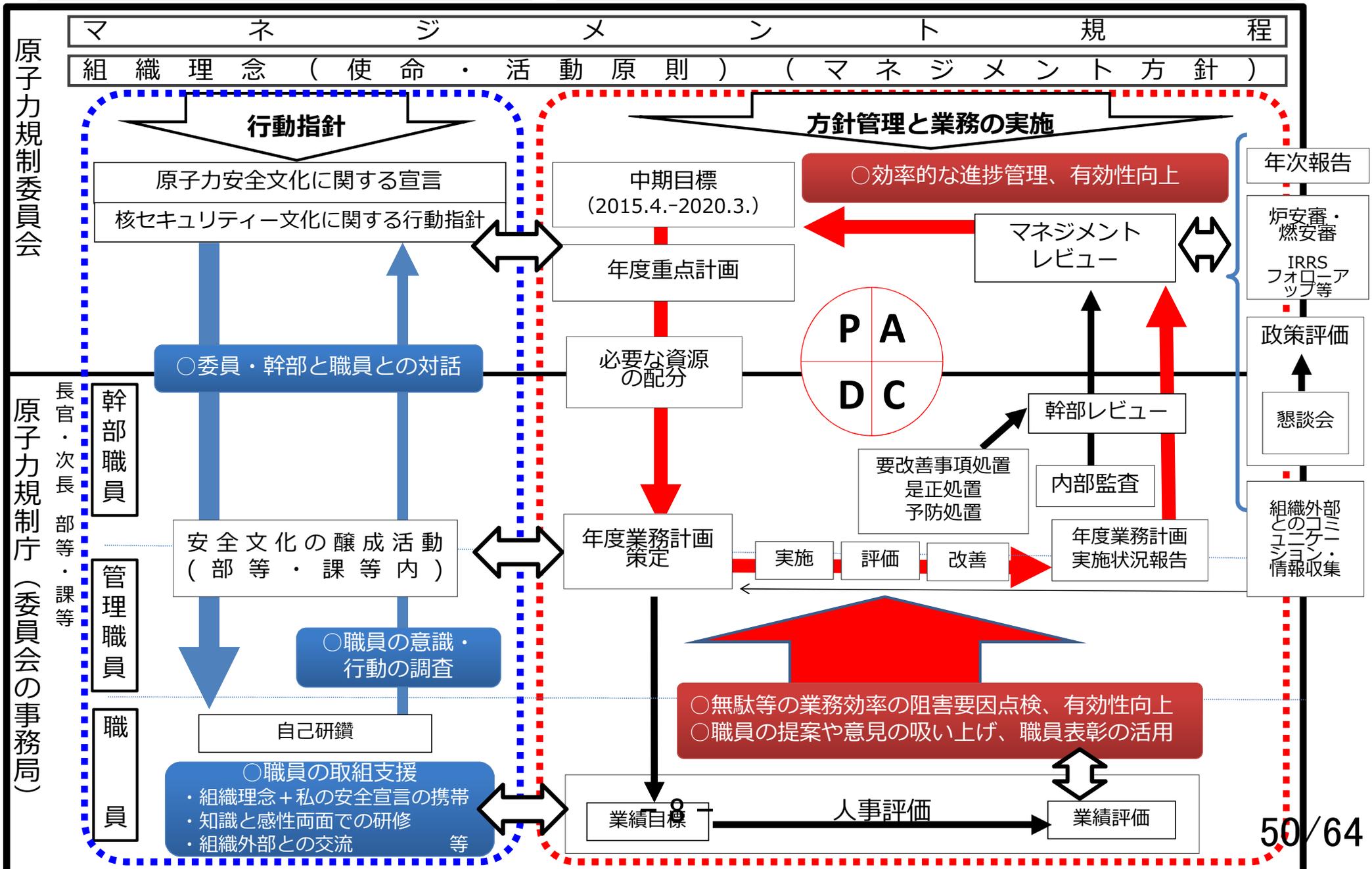
- ① PDCAの効率的な進捗管理、国際動向も参考に有効性向上
- ② 各課室において、無駄・無理など業務効率の阻害要因を点検し、有効性向上を図る。新たな入庁者等向けの効率的な引継ぎのため、マニュアル類を整備し、業務の標準化を推進。
- ③ 職員の提案や意見を吸い上げる仕組みづくり、表彰制度の活用。



2. マネジメントシステム改善に向けた行動プログラム

行動プログラム1
 トップから語りかけ、組織文化・安全文化
 (核セキュリティを含む) を醸成

行動プログラム2
 現場の声を吸い上げ、業務品質を向上



3.行動プログラム工程表（改善ロードマップ）

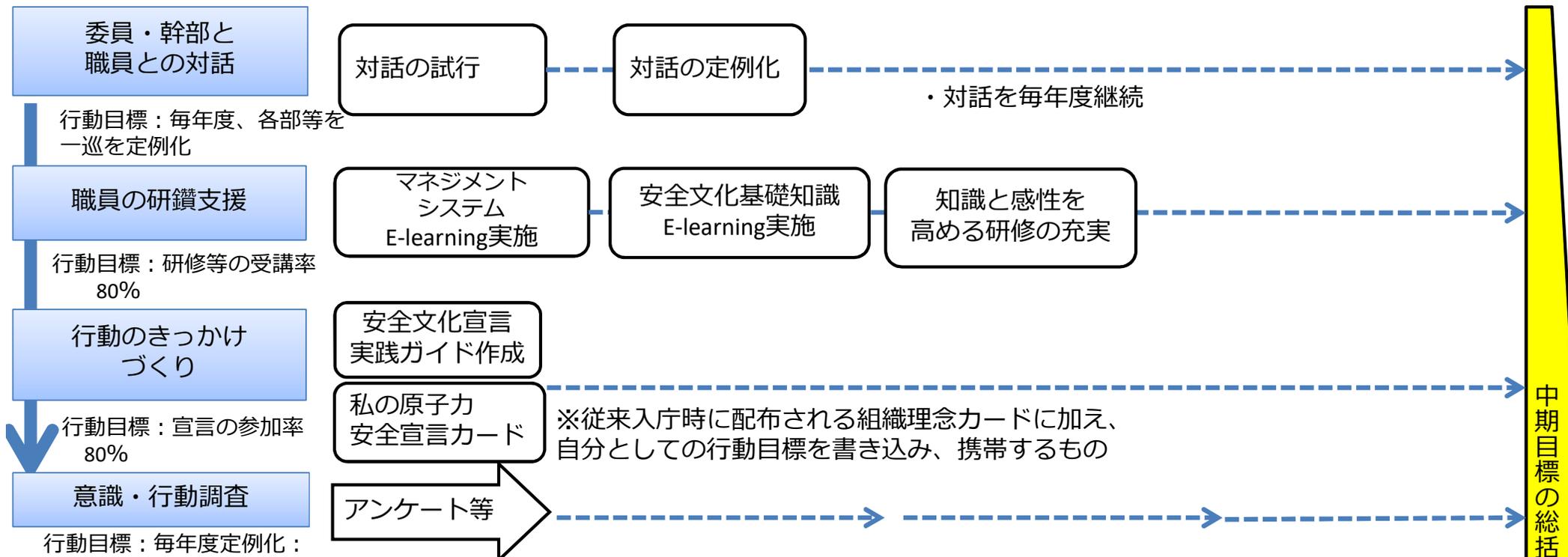
平成28年度下期

平成29年度

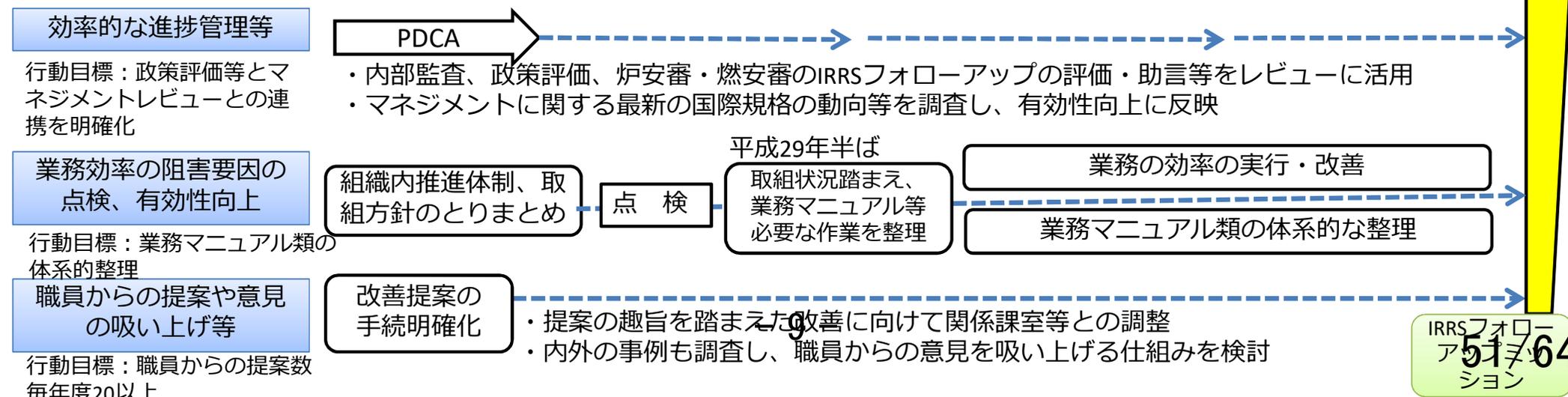
平成30年度

平成31年度

行動プログラム1：トップから語りかけ、組織文化・安全文化（核セキュリティ文化含む）を醸成

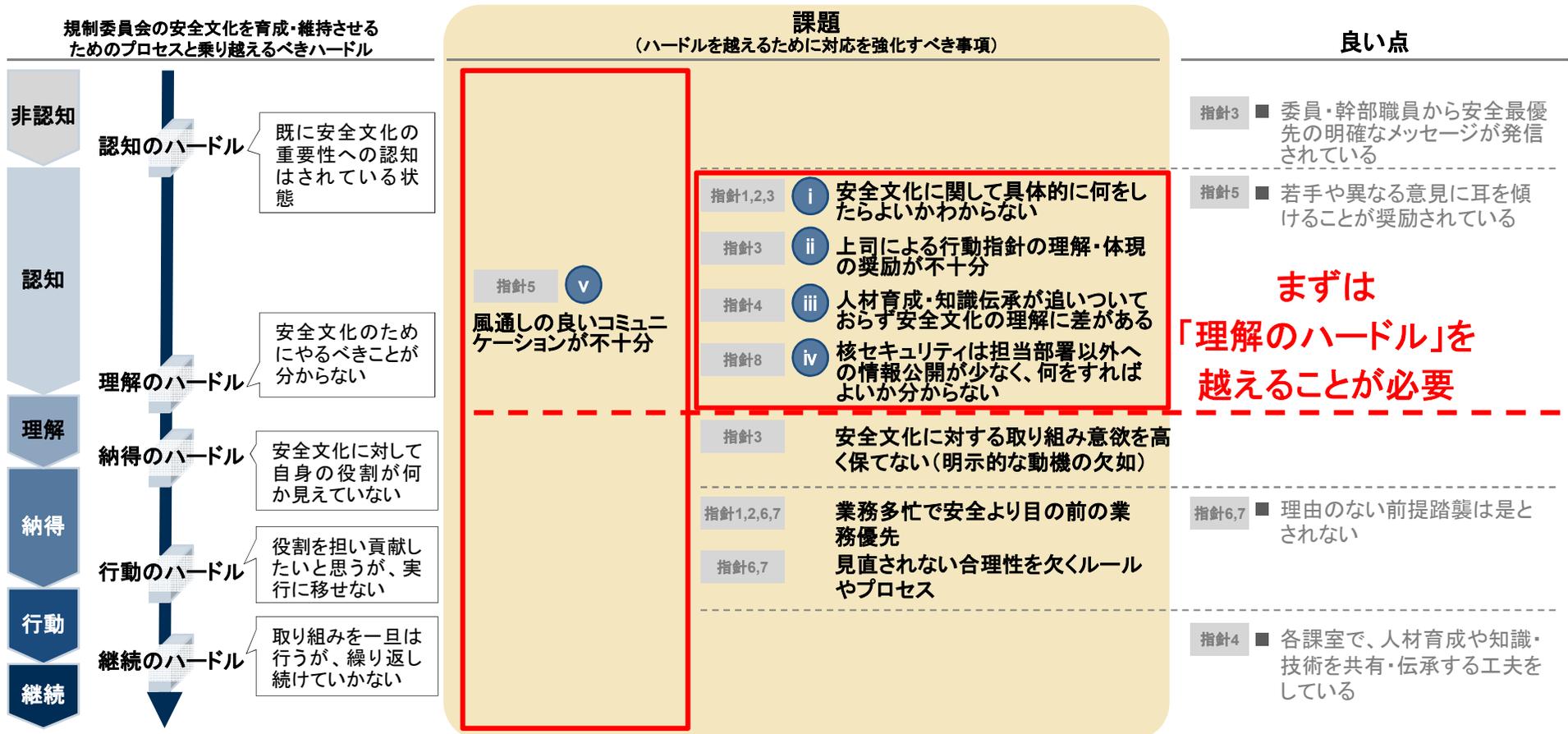


行動プログラム2：現場の声を吸い上げ、業務品質を維持向上



行動プロセスからの整理

- 一般に、人が行動を起こすまでにはいくつかのプロセスとハードルを順に越えていかなければならないと言われている
- 規制委員会の安全文化に関する取り組みの現状は「理解のハードル」を越えられておらず、さらに全てのハードルを越えるために重要な要素である「風通しの良いコミュニケーション」にも問題を抱えていると考察される
- 今後は、「理解のハードル」を越え、「風通しの良いコミュニケーション」を促進するための施策に優先的に取り組むべきである



令和2年度のマネジメントシステム内部監査の実施状況について

令和2年度においては、以下の4つの部門に対して内部監査を実施した。要改善事項及び改善が望ましい事項はなく、良好事例を3件抽出した。

それぞれの内部監査の概要は以下のとおり。知識情報の共有や進捗状況の管理など業務効率の向上のための取組みや、原子力安全文化の勉強会の実施など原子力安全文化の育成・維持に向けた取組みが行われており、マネジメントシステムはおおむね有効に機能していると評価できる。

1. 熊取原子力規制事務所

- (1) 監査実施日：令和2年8月24日及び25日
- (2) 監査結果：要改善事項、改善が望ましい事項：0件、良好事例：1件
- (3) 良好事例の内容：所長自ら作成した技術資料の所内及び事業者への展開について
熊取事務所では、本庁から入手したNRC良好事例集等に加え、所長が自ら作成した検査を行うにあたっての基本的な技術情報をまとめた「事例及び参考のための技術資料」を事務所内の共有フォルダーに格納し、情報更新の都度所員への周知を行うことにより、現場確認等の巡視時の着眼点として役立っていること。
また、所長が作成した当該資料については、事業者の要望に応じて配布し、教育資料として使われた実績があること。
- (4) その他（特記事項として確認したこと（4件））
 - ①新検査制度の本格運用に伴い、実用炉ベースで作成されていた検査ガイドを検査官が精読し、検査ガイドの用語や設備名を必要に応じて読み替えて施設の検査にあたるなど、原子力規制検査を着実に実施していたこと。
 - ②新検査制度が発足する前に事業者がトラブル等を発生していた状況を鑑み、保安調査の一環として、事業者の実施している不適合処理の進捗（原因究明、是正処置の内容等）について事業者と議論を行い、事業者と検査官の信頼関係の向上及び情報共有の深化に役立ったこと。
 - ③専門検査部門のチーム検査の実施にあたり、実施方法や内容等の認識が本庁と一致しているのか不安との意見を踏まえ、事前に事務所と専門検査部門内が十分な情報共有を行う必要があること。
 - ④事務所の所員の年齢が全員60歳以上である熊取事務所において、事務所が所管している施設が加工施設や試験研究炉施設などいわゆる一品ものが多いことを踏まえ、施設特有の知識の継承を工夫することが課題であること。

2. 核燃料廃棄物研究部門

- (1) 監査実施日：令和2年9月3日
- (2) 監査結果：要改善事項、改善が望ましい事項：0件、良好事例：1件
- (3) 良好事例の内容：技術支援機関との勉強会の開催

約20年ぶりに廃棄物埋設施設の審査申請が発生し、適合性審査が進んでいることから、その申請資料等を用いて、技術支援機関（TSO）である JAEA と廃棄物処分班の職員との勉強会を本監査の直近の2～3ヶ月の間で8回開催していることを確認した。

この勉強会は、審査のためにどのような安全研究が必要であることを認識し、限られた人材で必要な研究成果を創出できるようにすることを目的として行われており、廃棄物処分班の若手職員が、審査に必要な研究は何かを把握し、実感することができていることが確認できた。

(4) その他（特記事項として確認したこと（3件））

- ①研究分野によっては、原子力規制部からのニーズが十分に示されにくいことが想定される中、技術基盤グループの各部門と取りまとめ課である技術基盤課において、中長期的な課題を含めた今後取り組むべき研究課題の検討を進めていく必要があること。
- ②研究対象が幅広く専門性の高い廃棄物処分の分野の研究職の人材について、今後も引き続き出向者を活用するなどして必要な研究を行うとともに、大学等への訪問など、今後も人事課と連携した採用活動を行い必要な人材を確保する活動を続けることが必要であること。
- ③昨年度から開始した JAEA や大学等との共同研究について、職員の自発的な研究への取り組みや学位取得への意識が向上するなどの効果に加え、机上の検討だけでは得られない知見を得るなど職員の技術力向上といった成果が出ていること。

3. 研究炉等審査部門

- (1) 監査実施日：令和2年11月26日及び27日
- (2) 監査結果：要改善事項、改善が望ましい事項：0件、良好事例：1件
- (3) 良好事例の内容：安全文化の育成・維持のための勉強会の実施

研審部門において、令和2年9月30日に上記勉強会が開催された。

議論の際に出た意見には、「審査案件の詳細な進捗管理や審査書の決裁の過程で出たコメントの一覧表の共有などが、不適合の発生防止策や審査書の品質向上につながり、さらにそれらが安全文化の育成・維持の活動に繋がっていることを再認識できた。」などの意見が出された。

このように、現在の審査業務に密接に関わる課題（最近発生した不適合事案の発生防止策）を議論したことは、安全文化の育成・維持に係る先進的な活動であると考えられる。

(4) その他（特記事項として確認したこと（3件））

- ①これまでに報告した文書管理などの要改善事項について、必要な是正処置が継続して行われていること。
- ②審査案件の進捗状況が分かる資料を作成し、部門内会議等で管理することにより業務の改善及び効率化が図られていることや、使用班においては、審査に着手する前に審査の論点等について事前検討を行い、班内共通の認識を持って審査を進めていること。
- ③新検査制度の施行に伴う多数（約200者）の事業者（核燃料物質使用者）からの品質管理等に係る届出を説明会の実施や個別の事業者へのフォローなどを実施して、おおむね期限内に受理が出来ていること。

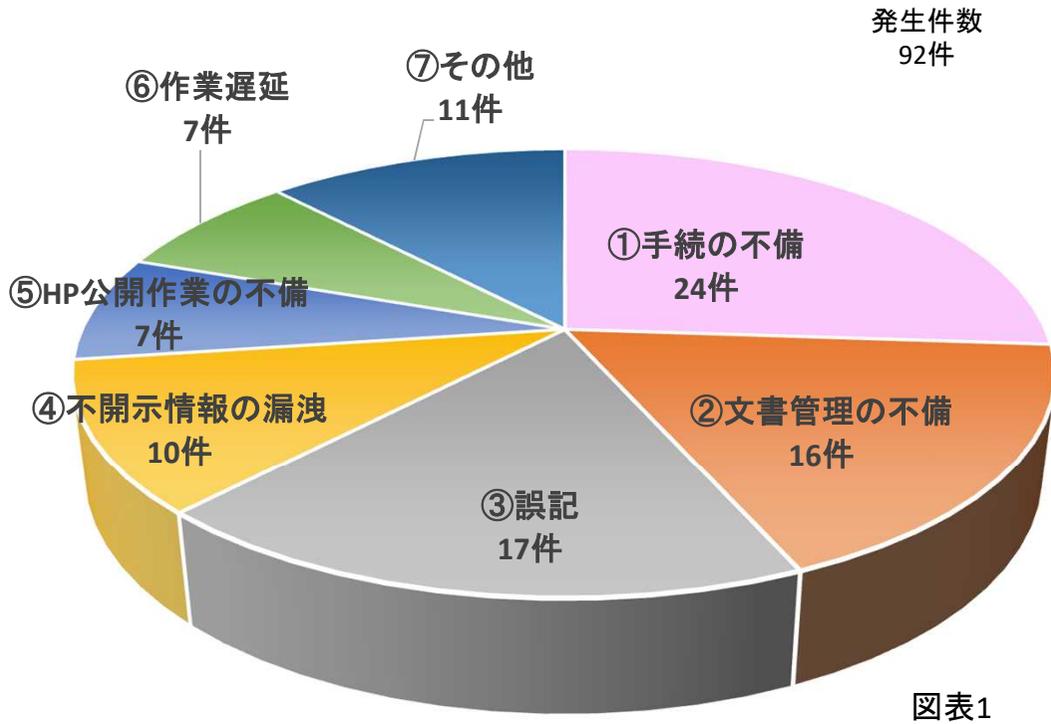
4. 玄海原子力規制事務所

- (1) 監査実施日：令和2年12月8日及び9日
- (2) 監査結果：要改善事項、改善が望ましい事項、良好事例：0件
- (3) その他（特記事項として確認したこと（5件））
 - ① 所長が前職の新規制基準の審査の経験があることから、新たに設けられた設備について、設計上の機器の数値の意味だけでなく、審査の際、知り得た設備の設置の背景や経緯を含めた形で検査官に情報を共有していることなど、知識の共有が図られ検査に活かしていること。
 - ② 原子力規制検査の基本検査運用ガイドのサンプル数等について、本庁からの指示でサンプル数等はあくまでも参考値とするように指示されているものの、検査官がサンプル数等を満足することが求められていると考える傾向があり、本庁において、量より質の検査を目指すことを現地の検査官に伝えるように工夫すること。
 - ③ 新検査制度に伴い検査期間が増大したことなどから、原子力規制検査を1名で行うことが多くなっており、本庁において、従前の保安検査で行われていた複数の検査官が複数の角度から検査を行い、気づき事項を相談するなどの、よい取り組みが失われているのではないかという観点で検討を行い必要に応じて工夫することが望ましい。
 - ④ 特定重大事故等対処施設の完成に伴い、事業者の施設の規模が増大し、監視活動が増えることが予想されるなか、どのような検査を行えばよいのか不安視する意見があり、本庁において検査のポイントや安全上の重要度の高い施設・設備について注視して検査活動を行うなどの指示を事務所に行うことが望ましいこと。
 - ⑤ フルハーネス型の安全帯について、昨年夏頃に支給されたものの人事院規則で求められている研修が実施されていないため使用できず、人事課及び原子力安全人材育成センターにおいて、検査官が早期に使用できるように研修を行うとともに、受講者の管理を行うこと。

要改善事項内容別発生状況

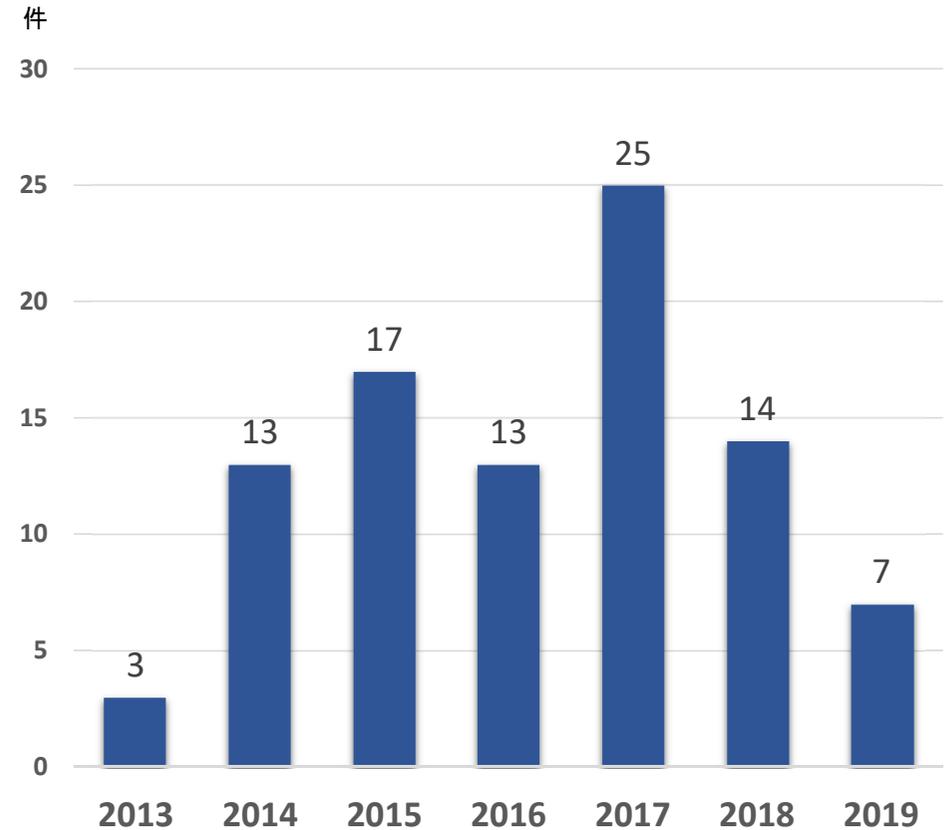
別添4

内容別発生件数割合(2013~2019年)



◆ ①手続きの不備と②文書管理の不備の発生件数の合計が全体の43.5%を占めている。

発生年度別比較(2013~2019年)*



* 案件発生日を基準に年度の件数をカウント。

要改善事項の内容の例

① 手続の不備

意見公募手続を実施せずに制定した命令等の理由未公示

行政文書運用上の誤り(総務大臣へ政策評価書の二重通知)

研究契約に係る納入物の検収不備

身分証明書の未交付、不携帯

放射線測定器の管理不備

② 文書管理の不備

決裁文書データの取り違え

委員会資料と決裁文書の齟齬

行政ファイルの誤破棄

行政文書の紛失

簡易書留の紛失

手溶接による溶接を行う者の技能確認申請書の放置

③ 誤記

承認書及び審査書における誤記

官報掲載における誤記

交付文における誤記

審査書の内容不明瞭、誤記

委員会定例会議資料における誤記

④ 不開示情報の漏洩

個人情報(メールアドレス)の漏洩

審査書のマスキング不備

特定原子力施設監視・評価検討会における核物質防護上表示すべきでない情報が含まれる画像の表示

HP掲載資料のマスキング加工作業の不備

⑤ HP公開作業の不備

供覧及びWeb公開の掲載遅れ

面談記録のHP掲載遅れ

報告書類のHP掲載遅れ

審査会合議事録のHP掲載遅れ

会議資料のHP掲載遅れ

⑥ 作業遅延

設計承認有効期間の更新に関する手続遅延

HP更新作業時の不注意に起因するシステム不具合によるHP公開遅れ

変更許可申請起案処理の遅れ

使用前検査合格証の交付遅れ

⑦ その他

電事連への不適切な連絡

USBメモリ持込み手続の不履行

任用に係る事前承認漏れ

発電所一時立入り者へのエスコート不履行

面談における出席者の不足

国家試験問題の出題ミス

再就職等規制規則の違反

要改善事項の原因の例

1. 手続の不備

- ・ 手続をする頻度が少なく、理解不足だった。(意見公募手続を実施せずに制定した命令等の理由未公示)
- ・ 専決に関する誤った起案について、その起案が正しいという思い込みで業務を進めてしまった。(行政文書運用上の誤り)
- ・ 形式的な検査を行い、納入物の内容は確認していなかった。また、業務の進捗管理及び確認体制が機能していなかった。(研究契約に係る納入物の検収不備)

2. 文書管理の不備

- ・ 担当者、決裁者双方が確認不足だった。(決裁文書データの取り違え)
- ・ 同種複数案件の同時作業において部門間で担当分けしたが相互間の連絡・報告・相談等が不十分だった。(委員会資料と決裁文書の齟齬)
- ・ 行政文書ファイル名が完本版と類似していたため取り違えた。また、確認作業が担当者一人に任されていた。(行政ファイルの誤破棄)

3. 誤記

- ・ 突発的な作業の発生で多忙になり、手順の徹底ができていなかった。(承認書及び審査書における誤記)
- ・ 確認の際に使用したデータ自体が手違いにより誤ったデータだったため、誤記に気づけなかった。(官報掲載における誤記)

4. 不開示情報の漏洩

- ・ 業務が逼迫していたため、他の職員による確認を受けず、さらに通常は用いないメール送信の手段を用い、「BCC」とすべきところを「TO」と誤ってしまった。(個人情報(メールアドレス)の漏洩)
- ・ 審査書の公開用フォルダ及びファイルと非公開用フォルダ及びファイルを取り違えて添付してしまった。(審査書のマスキング不備)
- ・ 調査の一環として作成した非公開資料用のデータを他部門が公表資料に使用してしまった。(特定原子力施設監視・評価検討会における核物質防護上表示すべきでない情報が含まれる画像の表示)

5. HP公開作業の不備

- ・ 長期に渡り複数の起案決裁処理が必要であるにもかかわらず、進捗管理や担当者の業務集中に対する管理が不十分だった。(供覧及びWeb公開の掲載遅れ)
- ・ 面談記録のHP掲載担当者が対応を失念し、面談出席者がHP掲載確認を怠り、管理者がHP掲載管理をしていなかった。また、議事録作成者の中には掲載不要だと思い込んでいた者がいた。(面談記録のHP掲載遅れ)
- ・ 突発的な作業が発生して担当者が失念していた。また、課内で処理状況が把握しづらい管理体制であった。(報告書類のHP掲載遅れ)

6. 作業遅延

- ・ 担当者が多忙で期日を認識できていなかった。また、課内のフォロー体制が不足していた。(設計承認有効期間の更新に関する手続遅延)
- ・ 業務の理解不足により作業時に問題が発生した。(HP更新作業時の不注意に起因するシステム不具合によるHP公開遅れ)

原因に対する是正処置の例

1. 手続の不備

- ・ 頻度が少ない手続について庁内マニュアルに基づき業務上の注意点を課内職員に周知した。
- ・ 安易な前例踏襲に陥らず、しっかりと根拠規定まで遡り確認するよう課内会議で事例を共有した。
- ・ 契約業務に携わる職員に庁内研修を実施した。また、三重チェック体制を構築し、検査体制を強化した。

2. 文書管理の不備

- ・ 課内会議で事例を共有し、確認方法についても周知した。
- ・ 部門間における同時作業が発生した場合は、最終段階で相互確認し、各チーム長が確認行為の適切性を確認することとした。
- ・ 取り違えることがないよう識別方法と内容確認の作業手順について最適化し、課内会議で周知した。

3. 誤記

- ・ 業務の細分化と手順の見直しを行い最適化した。
- ・ データの管理について手順を定め、チェック体制を強化した。

4. 不開示情報の漏洩

- ・ 逼迫した状況に陥らないように事前に準備すべき事項とタイムテーブルをマニュアルへ追記した。また、「TO」及び「CC」同様に「BCC」が簡単に選択できるようにシステムを改修した。
- ・ フォルダの取り違えが起きないように公開用・非公開用が明確化されたフォルダ名で管理することとした。
- ・ 非公開にすべき情報の有無についての確認を徹底するようにマニュアルへ追記し会議で周知した。

5. HP公開作業の不備

- ・ 進捗管理表を作成し、Web公開日を明示し進捗管理と注意喚起が実施できるよう体制を強化した。また、業務分担の見直しを行った。
- ・ 何らかの理由により1週間以内にHP掲載ができない時は事前に相談してHP掲載日を決めることとした。また、掲載状況で気づきがあれば担当者間で情報共有し対応を図るよう周知した。
- ・ 担当者は業務管理表を毎日確認・更新し、さらに他の課員が処理状況を把握しやすいように業務管理表の作業を細分化した。

6. 作業遅延

- ・ 担当者は期限を厳守できるように作業スケジュールを立てることとした。課長は担当者の業務量と進捗状況を適切に把握し、業務管理を強化した。
- ・ 課内会議で事例を共有し対策を周知した。

IRRSミッション指摘事項への対応状況

カテゴリ	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	フォローアップミッション後の対応方針(3/11委員会資料)	2020年度の進捗・今後の予定	担当課室
政府の責任と機能	勧告1【R1】	情報交換プロセス	政府は、原子力と放射線の安全について責任を負っている日本の規制当局 ¹⁾ が、調和された効果的な規制監視を実現し、また、それぞれが所管する規制が調和されるよう、政策、許認可、検査及び執行措置に関する情報交換を行うための効果的で協力的なプロセスを構築し実施すべきである。 *1:原子力規制委員会のみならず、原子力・放射線安全に責任を有する複数の規制機関を含む	勧告1は未了である。原子力及び放射線安全の分野で関連する役割を担う機関間のコミュニケーションと協調を改善するためのイニシアティブが行われてきたことは認められるが、そうしたメカニズムは依然非公式であり、共通の関心の的となる事案における相互作用のレベルに変動性がある。	火災防護については、原子力規制庁と消防庁との人事交流等を通して連携を進めている。共同検査を含め、2020年度から具体的な連携を順次進めていく(検査監督総括課)。 厚生労働省との協力関係の構築について今後調整を行う(検査監督総括課)。立入検査結果のうち、従事者の放射線防護に関して、気づき事項の共有など、厚生労働省との連絡体制の構築について2020年度中に調整を行う(RI規制部門)。	火災防護については、原子力規制庁と消防庁との人事交流等を通して連携を進めている。共同検査を含め、今後も引き続き消防庁及び厚生労働省との連携を進めていく(検査監督総括課)。 2020年度は、立入検査結果のうち、従事者の放射線防護に関して、気づき事項の共有など、厚生労働省と連携するために、連絡体制を整え始めたところであり、引き続き2021年度に厚生労働省と調整をし、さらに具体化を図る。(RI規制部門)	RI規制部門 検査監督総括課
	提言1【S1】	共同検査委託監督	原子力規制委員会は、共同検査に対する関連機関 ²⁾ との連絡、外部委託した検査の監督に関する改善を検討すべきである。 *2:原子力・放射線施設で検査を実施する複数の規制機関	提言1は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは火災防護分野での共同検査の導入及び委託規制検査に対する監督の改善に関する所見に基づく。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、厚生労働省との協力関係の構築について、2020年度中に調整を行う(検査監督総括課)。立入検査結果のうち、従事者の放射線防護に関して、気づき事項の共有など、厚生労働省との連絡体制の構築について2020年度中に調整を行う(RI規制部門)。	厚生労働省との連携については、コロナウイルスの影響により滞っている。次年度以降、厚生労働省と意見交換することを検討する(検査監督総括課)。 2020年度は、立入検査結果のうち、従事者の放射線防護に関して、気づき事項の共有など、厚生労働省と連携するために、連絡体制を整え始めたところであり、引き続き2021年度に厚生労働省と調整をし、さらに具体化を図る。(RI規制部門)	RI規制部門 検査監督総括課
	勧告2【R2】	モニタリング提供者承認	政府は、規制機関に対し、職業被ばくと公衆被ばくのモニタリング及び一般的な環境のモニタリングを行うサービス提供者について許認可又は承認のプロセスの要件を定め、許認可取得者がそれらの要件を満たしていることを確認する権限を与えるべきである	勧告2は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が開始した措置が完了に近付きつつあり、既に線量測定及びモニタリングサービス提供者に関する品質の管理の強化に至っているという所見に基づく。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、職業被ばくモニタリングに関しては、炉法規法においてもRI法の新たな規制要求と同等のものとなるよう引き続き関連規定の整備を必要に応じて進める。	原子力規制検査を通じた遵守状況の確認については、自己評価書に記載した事項を完了した。(検査監督総括課) RI法におけるRI法施行規則を改正した。また、この規則改正を実現するための許可届出使用者等に対する立入検査ガイド(以下「立入検査ガイド」という)案、放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド(以下「予防規程ガイド」という)の一部改正案について被規制者からの意見聴取を実施した。意見聴取結果を踏まえ2021年度中に両ガイドを策定する。(RI規制部門)	RI規制部門 規制企画課 検査監督総括課
	指摘事項1	事業者研修プログラムへの参加	-	IRRSチームメンバーは、許認可取得者が提供する研修プログラム及び課程を活用することから規制機関職員が得られる便益も強調した。	現在でもBWR運転訓練センター、原子力発電訓練センター等での研修を行っているが、更なる活用の可能性について今後検討する。	現在でもBWR運転訓練センター、原子力発電訓練センター等での研修を行っているが、更なる活用については検討継続中。	人事課
規制機関の責任と機能	勧告3【R3】	放射線防護対策	原子力規制委員会は、許認可取得者による放射線防護対策の実施を監視すること、NIRS ³⁾ との協力を通じて、放射線防護の国際基準の策定や関連する研究活動に参加することに、優先度を高くし、一層の資源を配分すべきである。 *3:国立研究開発法人量子科学技術研究機構放射線医学総合研究所	勧告3は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が許認可取得者の規制監督のほか、放射線防護分野での国際基準の策定及び日本国内での関連する研究活動向けに、追加資源を配分してきたからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。	防護企画課 RI規制部門
	勧告4【R4】	組織有効性等	原子力規制委員会は、現在の組織体制の有効性を評価し、適切な横断的プロセスを実施し、年度業務計画の立案に際して利害関係者からの情報収集を強化し、さらに、自らの実績と資源利用を測るツールを開発すべきである。	勧告4は未了である。これは幾つかの分野における顕著な改善を認識する一方、マネジメントシステムの枠組み内で完了すべき任務が残っているからである。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、マネジメントシステム改善に係る2020年度からの新たな計画を策定する。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、2020年7月15日に「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」を策定し、これに基づいて主要プロセスを決定し、主要プロセスのマニュアルの作成を開始した(2021年度終了予定)。今年度末のマネジメントレビューにおける業務の実績の評価に合わせ、各業務に投入した資源を示す取組を開始し、マネジメント規程を補完する文書を2021年度中に策定する。	監査・業務改善推進室
	勧告5【R5】	人材育成	原子力規制委員会は、原子力と放射線の安全におけるその規制責任を果たす能力と経験を備えた職員を確保するため、能力の評価、研修プログラムの実施、OJT、内部での職務ローテーション、さらに、TSO(JAEA)、大学、研究機関、国際機関、外国機関との安全研究や協力の充実に係る活動をさらに発展させ実施すべきである。	勧告5は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が勧告に従って活動を実施しているからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。	人事課 人材育成センター
	提言2【S2】	魅力向上技術維持	原子力規制委員会は、より多くの責任、許認可取得者の安全実績に直接影響を及ぼす能力、原子力産業界の様々な部門を規制する選択肢、国の政策に影響する法的要件を定める能力、そして原子力規制委員会内で上級職員に至る明確なキャリアパスを職員に提供することにより、選ぶべき雇用主としての原子力規制委員会の魅力と、職員の担う役割の向上を目指すことを通じて、新規の技術専門家を獲得するとともに、現職の技術専門家を維持する戦略の策定を検討すべきである。	提言2は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が新人職員を引き寄せ、現任の技術専門家を保持すべく、彼らにインセンティブを与えることによって取り組んでいるからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。	人事課 人材育成センター
	提言3【S3】	許認可取得者コミュニケーション	原子力規制委員会は、規制審査及び評価の結果を受けて、一層の規制上の期待事項、現在の課題について、許認可取得者/申請者とのコミュニケーションに関するメカニズムの有効性について評価することを検討すべきである。	提言3は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が許認可取得者及び他のステークホルダーとのコミュニケーションの向上に尽力しているからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。	規制企画課

カテゴリ	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	フォローアップミッション後の対応方針(3/11委員会資料)	2020年度の進捗・今後の予定	担当課室
規制機関のマネジメントシステム	勧告6【R6】	統合マネジメントシステム	原子力規制委員会は、所掌業務を遂行するために必要なすべての規制及び支援プロセスに対する統合マネジメントシステムを構築し、文書化し、完全に実施すべきである。マネジメントシステムには等級別扱いを一貫して適用し、文書・製品・記録の管理、及び変更管理などの組織共通のプロセスを組織内すべてに展開すべきである。改善の機会を特定するために、包括的な方法で原子力規制委員会マネジメントシステムの有効性を監視及び測定するようにすべきである。	勧告6は未了である。これは全ての規制プロセス及び支援プロセス向けに新たな原子力規制委員会の統合マネジメントシステムを完成し、文書化し、全面的に実施するための努力が依然進行中であるからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	勧告4に記載の通り。	監査・業務改善推進室
	提言4【S4】	意識啓発研修	原子力規制委員会は、自らの活動の実施において高度な安全文化を促進かつ持続するために、意識啓発研修又は意識調査などの具体的な対策を導入することを検討すべきである。	提言4は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは規制活動における高水準の安全文化の促進と持続に向けた一連の具体的な措置が実施されたからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了し、2020年7月15日に「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」を策定した。	監査・業務改善推進室
	提言5【S5】	マネジメント戦略アプローチ	原子力規制委員会委員は、マネジメントシステム構築に特化した複数年計画の策定に着手し、その実施状況を定期的に審査することによって、このプロジェクトに対する各委員のコミットメントを示し、マネジメントシステムの実施に関する戦略的アプローチを検討すべきである。	提言5は完了とする。これは「マネジメントシステムの改善に向けたロードマップ」が現在、原子力規制委員会マネジメントシステムに加える必要のある変更の実施に役立つよう使用されているからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。	監査・業務改善推進室
	提言6【S6】	マネジメント文書化	原子力規制委員会は、マネジメントシステムが、使用しやすく、規制活動の効果的で一貫した実施を図れるようなものにするため、マネジメントシステムを階層構造にすることを検討すべきである。各プロセスについて、その要件、リスク、相互作用、入力、プロセスの流れ、出力、記録及び測定基準を含めて具体的な説明を記述したものを統一された形式で作成することを検討すべきである。	提言6は未了である。これはマネジメントシステムにおいて、新たに包括的に記載するための努力が依然進行中であるからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	勧告4に記載の通り。	監査・業務改善推進室
	提言7【S7】	高経年化対策	原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の高経年化対策に係る3つの既存規制プロセスのインターフェース及び全体としての一貫性を改善することを検討すべきである。	提言7は完了とする。原子力規制委員会は、許認可取得者による資料提出の重複を排除する形で要件を改訂し、老朽化管理の検討に関連する3つのプロセス間で審査に対するアプローチを整合化した。	【完了】	【完了】	-
	勧告7【R7】	施設検査取り込み	原子力規制委員会は施設検査の結果を放射線源の審査、評価及び許認可プロセスに組み入れるべきである。	勧告7は、勧告の意図を満たすべく原子力規制委員会が講じてきた措置に基づき、完了とする。	【完了】	【完了】	-
許認可	勧告8【R8】	廃止措置計画サイト解放	原子力規制委員会は、原子力及び放射線施設の供用期間の全段階において廃止措置を考慮することに関する要件、廃止措置の終了後におけるサイトの解放に関する基準を規定すべきである。	勧告8は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。IRRSチームは原子力施設に関するこれまでの進捗に注目した。また原子力規制委員会に対し、廃止措置活動が正常に完了した後の許認可取得者の責任終了について正式な確認証の発行を検討するよう推奨した。	(原子力安全)自己評価書に記載した事項を継続して実施するが、2019年内を予定していた原子力施設のサイト解放基準(サイト開放後における代表的個人の線量基準等)の策定期限については、2020年度内に変更した。 (放射線安全)許可取消使用者等に対して、廃止措置終了報告を確認した結果その内容が適切であること(立入検査において確認した廃止措置の内容が適切であることを含む。)を確認した旨の連絡文書を発出する。	(原子力安全)自己評価書に記載した事項を継続して実施するが、原子力施設の廃止措置の終了確認に係る判断基準等の策定期限については、委員会での議論を踏まえた検討を進める。 (放射線安全)許可取消使用者等に対して、廃止措置終了報告が適切であることを確認したこと(立入検査において確認した廃止措置の内容が適切であることを含む。)を確認した旨の連絡文書を出発することを立入検査ガイドにおいて明確化すべく、被規制者からガイド案の意見聴取を実施した。2021年度中に当該ガイドを策定する。(RI規制部門)	(原子力安全)核廃研究部門 研審部門 (放射線安全)RI規制部門
	提言8【S8】	運転経験フィードバック	原子力規制委員会は、現在の運転経験フィードバックプロセスについて、その基準が、安全上重大な事象の報告について十分なものとなっているかどうか、長期停止後の再稼働を含め、得られた教訓が許認可取得者により考慮され、実際に施設における適切かつ適時の対策につながることを確かなものとするようにレビューすることを検討すべきである。	提言8は完了とする。原子力規制委員会は安全関連事象に関する要件を改訂し、そして追加的な規制措置を要する運転経験の反映を評価するスクリーニングプロセスを導入した。	【完了】	【完了】	-
審査と評価	提言9【S9】	人的組織的要因	原子力規制委員会は、すべての原子力施設について、プラントの設計に人的及び組織的要因とヒューマンエラーに対する十分な体系的考察が、許認可取得者による提出書類において行われることを確かなものとするための規制要件と、これを評価するための能力及び経験を有する原子力規制委員会の資源を十分なものとするについて検討すべきである。	提言9は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これはこれまでに策定されたガイダンス文書と、人的要因及び組織的要因の分野に長けた職員員の追加任用に基づく。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、2020年9月23日の第27回原子力規制委員会での指示を受け、2020年10月26日の第13回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合においてガイド案について原子力事業者から公開で意見聴取を実施した。これを踏まえ、2021年1月13日第49回原子力規制委員会においては、パブリックコメントを実施することとした。	企画基盤課 シス安研究部門 検査監督総括課

カテゴリ	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	フォローアップミッション後の対応方針(3/11委員会資料)	2020年度の進捗・今後の予定	担当課室
検査	勧告9【R9】	検査制度見直し	政府は、効率的で、パフォーマンスベースの、より規範的でない、リスク情報を活用した原子力安全と放射線安全の規制を行えるよう、原子力規制委員会がより柔軟に対応できるように、原子力規制委員会の検査官が、いつでもすべての施設と活動にフリーアクセスができる公式の権限を持てるように、可能な限り最も低いレベルで対応型検査に関する原子力規制委員会としての意思決定が行えるようにするために、検査制度を改善、簡素化すべきである。変更された検査の枠組みに基づいて、原子力規制委員会は、等級別扱いに沿って、規制検査(予定された検査と事前通告なしの検査を含む)の種類と頻度を特定した、すべての施設及び活動に対する検査プログラムを開発、実施すべきである。	勧告9は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは検査枠組みに関して著しい進捗が達成されていること、未解決の任務もすぐに完了するであろうという確信による。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、2020年4月の本格運用開始までに検査計画を作成する予定。また、他の規制機関との協力については、2020年度中に必要性を含め今後検討していく。原子力規制委員会内の部署間での情報共有については、規制事務所の検査官に限らず、チーム検査に携わる検査官や、基盤グループ、審査グループも含め原子力規制検査にかかる情報共有を行う場を2020年度中に設ける。	自己評価書に記載した事項を完了した。	検査監督総括課
	提言10【S10】	検査官訓練再訓練	原子力規制委員会は、検査、関連する評価そして意思決定に関わる能力を向上させるため、検査官の訓練及び再訓練の改善について検討すべきである。	提言10は完了とする。これは原子力規制委員会が検査官の訓練及び再訓練の分野での拡充を実証済みであるからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。(人事課・検査監督総括課)2018年4月より開始した若手職員向け集中教育訓練課程の期間を2年から1年に見直した。また、原子力検査資格を更新するための研修は2021年度から開始予定である。(人材センター)	人事課 検査監督総括課 人材育成センター
執行	勧告10【R10】	執行	原子力規制委員会は、不適合に対する制裁措置又は罰則について程度を付けて決定するための文書化された執行の方針を基準とプロセスとともに、また、安全上重大な事象のおそれが差し迫っている場合には是正措置を決定する時間を最小にできるような命令を処理するための規定を策定すべきである。	勧告10は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは新たな執行方針が実施される予定であり、必要な場合は迅速な執行措置を実施する取決めが定められているからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。	検査監督総括課
規制とガイド	勧告11【R11】	規制ガイド見直し	原子力規制委員会は、以下を行うべきである。規則及びガイドを定例的に、また、新たな必要性が生じた場合に評価・見直すためのプロセスの改善及び文書化、必要な場合、規則のガイダンス文書による補完、安全性の向上のための評価に係るガイダンスの改善	勧告11は完了とする。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を実施した。規則及びマネジメントシステム関連文書の定期的な見直しの具体的なルールを含むマネジメント規程を補完する文書の作成を開始し、2021年度中に策定する。(監査・業務改善推進室) 自己評価書に記載した事項を実施した。2021年度においても引き続き実施する。(核審部門) 「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド」の策定、「予防規程ガイド」の改正、「立入検査ガイド」を策定するため、被規制者からの意見聴取を実施している。2021年度中にガイドを策定する。(RI規制部門)	監査・業務改善推進室 RI規制部門 核審部門 検査監督総括課
緊急時対応準備	勧告12【R12】	RI緊急時ガイド	原子力規制委員会及び他の放射線源の規制当局は、緊急時計画、タイムリーな通報と対応の取決め、等級別扱いを用いた品質保証プログラムに関連する要件を含む、線源に関連する緊急事態に対する準備と対応のための要件とガイダンスを1つにまとめて策定すべきである。	勧告12は完了とする。	【完了】	【完了】	-
	提言11【S11】	RI緊急時計画(NRA)	原子力規制委員会は、放射線源に関連する緊急事態に一貫して対応するための計画と手順の強化を検討すべきである。	提言11は完了とする。これは原子力規制委員会が緊急時対応の計画と手順を、放射線源に関連する緊急事態に一貫性のある形で対応すべく強化し、そして対応体系を整備し、製薬施設の線源については厚生労働省と協力して放射線源に対応するというマニュアルを策定したことに基づく。	【完了】	【完了】	-
	勧告13【R13】	EAL	原子力規制委員会は下記を策定すべきである。発電用原子炉施設以外の原子力施設に関する緊急時活動レベル一式、すべての原子力事業者が緊急時活動レベルを即時に識別できるようにするためのガイダンス、原子力施設周辺の緊急時計画区域内の公衆に対する情報の提供に許認可取得者が準備段階で参加していることを検証する手続き	勧告13は完了とする。これは原子力規制委員会が全ての原子力施設についてEALを定義するための完全な一連のガイダンスを定めたことに基づく。原子力規制委員会は、原子力事業者が通常条件下で公衆に情報を提供する場合に再検討及び確認する手順も整備した。	【完了】	【完了】	-
	提言12【S12】	緊急作業の一貫性	政府は関連当局*4が同等の任務を行う緊急作業者の区分に応じた一貫性のある要件を定めるよう検討すべきである。 *4:緊急作業者に対する措置を規制する複数の規制機関	提言12は完了とする。これは同様の任務を遂行する緊急作業者のカテゴリーが一貫していると確認されたことに基づく。	【完了】	【完了】	-
	指摘事項2	GSR part7への適合	-	原子力規制委員会は近年、緊急事態に対する準備と対応の枠組み、特に防護戦略の策定において、著しい進捗があった。この進捗には運用上の介入レベル(OIL)と緊急時活動レベル(EAL)の策定に伴う作業が含まれる。IRRSチームは原子力規制委員会に対し、関連当局と共同で、関連当局の現在のEPR枠組みを再検討し、GSRパート7の要件遵守における相違の有無を判断し、相違がある場合はGSRパート7に従って要件を実施するために必要な適切な規制要件及び補助文書を策定することを勧める。またIRRSチームは日本政府に対し、EPREVミッションを要請することを勧める。	原子力規制委員会が所管するEPRについて、GSR part7の要求事項との適合性を評価し、同評価を踏まえて必要な対応を行う。	原子力規制委員会が所管する緊急時の準備と対応(EPR)に係る検討は、GSR part7の要求事項への適合性に係る検討を踏まえつつ継続的に実施しており、例えば、今年度に着手した緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングの基本的実施事項に係る検討において、GSR part7で求める汚染や放射線被ばくによる健康影響が生じる可能性がある者の特定等に係る要件等を考慮の上実施することを予定している。EPREVミッションの受入れについては、現時点においては同ミッションの受入れに関する政府全体の方針や計画について引き続き検討が行われているところ。	防護企画課

カテゴリ	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	フォローアップミッション後の対応方針(3/11委員会資料)	2020年度の進捗・今後の予定	担当課室
輸送	フォローアップ勧告1【RF1】	SSR-6要求事項の規制文書化	-	原子力規制委員会は、特別形放射性物質、(第2)表に掲載されていない放射性核種の数値及び機器又は物品の規制免除運搬物のための代替放射能限度の承認プロセスを、規制関係の文書において指定すべきである。	指摘事項について対応が必要な事項を精査した上で、関係省庁と調整の上、規制文書の改正等を進める。	核燃料輸送物については、指摘事項の承認プロセスを定めるよう規制関係文書を改正し、令和3年1月1日に施行した。(指摘事項への対応を完了した。)(核審部門) IAEA 輸送規則の表に掲載されていない核種の基礎的数値及び特別形放射性同位元素等の設計に係る承認規定の導入について、RI施行規則及び外運搬告示に規定を追加する改正をし、2021年1月1日付で施行した。代替放射能限度に係る承認規定については、RI等の陸上輸送における国土交通省の法令との関係を整理した上で、規則及び告示を改正し、2021年1月1日付で施行した。(指摘事項への対応を完了した。)(RI規制部門)	RI規制部門 研審部門 核審部門
	フォローアップ勧告2【RF2】	輸送物設計承認書記載事項見直し	-	原子力規制委員会は、設計承認の証明書に、SSR-6の要求事項との整合を確保するように項目を追加すべきである。	2018年版IAEA安全輸送規則(SSR-6)の国内取入の一環で、RI輸送物設計承認書及び核燃料輸送物設計承認書の記載項目を見直す。	2018年版IAEA輸送規則(SSR-6)の国内取入にあわせ、核燃料輸送物設計承認書の記載項目についてSSR-6の要求事項と整合するよう規制関係文書を改正し、令和3年1月1日に施行した。(指摘事項への対応を完了した。)(核審部門) 放射性輸送物設計承認書の記載事項の項目の追加について、外運搬告示を改正し、2021年1月1日付で施行した。(指摘事項への対応を完了した。)(RI規制部門)	RI規制部門 核審部門
	フォローアップ提言1【SF1】	承認書等記載内容関連付け	-	原子力規制委員会は、容器承認書及び運搬確認書の構成と内容を、関連する輸送物設計承認書の参照が含まれ、容器承認書と運搬確認書のいずれについても整合的で相互に連動する構成と内容が達成されるよう、改正することを検討すべきである。	核燃料物質等の輸送に係る容器承認書に核燃料輸送物設計承認書の内容が関連づけられるように、関係省庁と調整の上、必要な改正手続きを進める(核審部門)。 運搬確認証と核燃料輸送物設計承認書の内容の関連づけについては、容器承認書の対応内容と整合するよう検討し、運搬物確認の運用ガイドに反映する(核監部門)。 RI物質の輸送容器の設計承認の内容が関連付けられるように容器承認書の記載事項を見直し、同様に運搬確認証についても、容器承認の内容が関連付けられるように記載事項を見直す(RI規制部門)。	容器承認書の記載項目に核燃料輸送物設計承認書の内容が関連づけられるよう規制関係文書を改正し、令和3年1月1日に施行した。(指摘事項への対応を完了した。)(核審部門) 運搬確認証については、核燃料輸送物設計承認書及び容器承認書の内容と整合的で、関連づけられるよう「工場又は事業所の外において運搬される核燃料輸送物に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド」に様式を定め、4月1日より運用を開始している。(指摘事項への対応を完了した。)(核監部門) 容器承認書の記載内容関連付けについては、記載事項を見直し、項目を追加すべく、RI法施行規則を改正し、2021年1月1日付で施行した。運搬確認証における容器承認内容の関連付けについては、登録運搬物確認機関の業務規程に運搬確認証の記載事項を定めるため、「登録認証機関等における設計認証業務規程等の審査基準及び放射線取扱主任者定期講習業務規程等の確認の視点について」の改正を2021年度中に行う。(RI規制部門)	RI規制部門 核審部門 核監部門
	指摘事項3	設計承認審査ガイダンス文書	-	原子力規制委員会は、核燃料物質と放射性同位元素の輸送物設計承認、容器承認及び運搬物確認について、詳細な申請文書に基づいて審査と評価を行う。しかし、IRRSチームの指摘事項として、申請者による輸送物設計の安全評価の技術的審査に関して内部で文書化されたガイダンスが存在しない。IRRSは原子力規制委員会に対し、係る内部ガイダンスを策定していただくよう勧める。	核燃料輸送物設計承認の審査のための内部のガイダンス文書(審査業務の流れ)の2020年上半年中の策定を目指す(核審部門)。 容器承認及び設計承認に係る審査業務の流れについて記載した内部のガイダンス文書の策定を行う(RI規制部門)。	核燃料輸送物設計承認の審査に係る「核燃料物質等の輸送に係る容器承認等に関する審査業務の流れ」を令和2年6月30日に制定した。今後も適宜見直しを行い、審査方針の変更等を踏まえた文書の更新等、必要に応じた拡充を図っていく。(指摘事項への対応を完了した。)(核審部門) 容器承認及び設計承認に係る審査業務の流れについて、2021年1月1日付で施行した外運搬告示・RI法施行規則の改正を踏まえ内部のガイダンス文書案を作成中であり、2021年度中に策定する。(RI規制部門)	RI規制部門 核審部門
	フォローアップ勧告3【RF3】	検査対象物拡張	-	原子力規制委員会は、等級別扱いに基づいて、輸送に関する製造、保守及び準備に係る通告及び無通告の立入検査を含む検査計画を、全ての種類の輸送物に拡大すべきである。また原子力規制委員会は、輸送の荷送人と荷受人の放射線防護計画も検査すべきである。厚生労働省は検査プログラムを適宜、等級別扱いに基づいて再検討及び改訂すべきである。	検査対象物の拡張については、新検査制度において、核燃料物質を内包する全ての型式の輸送物を検査の対象としている。検査頻度を含む検査計画については、グレーデッド・アプローチを考慮して作成する。荷送人、荷受人の放射線防護計画については、IAEA安全基準(SSR-6)の放射線防護の要求事項への事業者の適合性について、保安規定や保安の措置を踏まえ、所要の検査を行っていく(核監部門)。 RI物質の輸送物に対する検査に関しては、現時点において個別の実地検査の対象となっているIPBqを超えるB型輸送物に加え、他のすべての型の輸送物(IPBq以下のB型輸送物、A型輸送物、IP型輸送物及びL型輸送物)についても事業所の立入検査により、輸送物に係る技術基準適合を被規制者が適切に確認する手順・体制を確立できているかどうか及び被規制者が行った確認の記録の確認を行うこととし、確認方法を立入検査ガイドに反映する。立入検査の対象者については、グレーデッド・アプローチを考慮して立入検査の年間計画に定め、計画的に実施する。また、被規制者の事業所における従業者の放射線防護措置を検査する中で、荷送人・荷受人の放射線防護計画についても確認することとし、確認方法を立入検査ガイドに反映する(RI規制部門)。	検査対象物の拡張については、新検査制度において、核燃料物質を内包する全ての型式の輸送物を検査の対象とし、検査頻度を含めた基本検査運用ガイドを定め、4月1日より検査を実施している。また、荷送人、荷受人の放射線防護計画に対しても、基本検査運用ガイドを定め、4月1日より検査を実施している。(指摘事項への対応を完了した。)(核監部門) すべての型の輸送物に係る技術基準適合を被規制者が適切に確認する手順・体制の確立、被規制者が行った確認の記録の確認方法、及び荷送人・荷受人の放射線防護計画の確認方法を立入検査ガイドに反映するため、被規制者からの意見聴取を、2020年度末に実施し、2021年度内に策定する。また、立入検査の対象者については、立入検査ガイドの策定を踏まえ計画的に実施する。(RI規制部門)	RI規制部門 核監部門

